

国土交通省



番号	制度名
国土交通省	
国交01	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換えの特例措置の延長
国交02	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
国交03	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長
国交04	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
国交05	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
国交06	自動車重量税に係るエコカー減税の延長・見直し
国交07	船舶に係る特別償却制度の拡充・延長
国交08	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置（トン数標準税制）の延長
国交09	海上運送業における特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
国交10	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
国交11	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
国交12	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交13	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交14	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交15	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
国交16	土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置の延長
国交17	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の延長

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換えの特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
-------------------------	-----

【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 所期の達成目標（市街化区域等内における環境の悪化等の外部不経済の解消状況を把握するため、公害発生密度を指標とし、令和7年度までに東京特別区・大阪市・名古屋市における平均値を、現行の三大都市圏制度が措置された平成18年度の近郊整備地帯等を有する都府県の平均値（4.0件/年・km<sup>2</sup>）まで低減する。以下同じ。）に対する過去の効果（令和3年度）が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 所期の達成目標から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p>
【国土交通省の補足説明】	<p>① 指標とする公害発生密度に関する統計データは、翌々年度の2～6月頃各地方公共団体によって公表されるものであり、令和4年9月現在において未公表である令和3年度の数値を把握することはできません。</p> <p>② 本税制特例により、既成市街地からの工場の移転が促進され、東京都、大阪府、愛知県の工場転出が進んでいる状況について追記させていただいた。</p> <p>③ 令和2年度については、新型コロナウイルスの影響等の社会情勢の変化によって公害苦情件数が増大するなどの状況となっており、今後の動向を踏まえて達成目標の達成状況について慎重に検討させていただきたい。</p>
【点検結果】	①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 達成目標（外部不経済（環境の悪化・交通混雑等）が発生している既成市街地や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害の公害苦情件数を指標とし、令和7年度までに24,000件まで低減する。以下同じ。）に対する将来の効果（令和4年度から6年度まで）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 達成目標に対する将来の効果について、「既成市街地や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害の公害苦情件数について、平成22年以降、平均407件/年のペースで低減してきているところ。R2年度には新型コロナウイルスの影響により、在宅勤務等が増加したことなどから、件数の増加が見られるが、本特例措置を活用し、工場等の移転をさらに促進することで、国土形成計画や首都圏整備計画の期間中（令和7年度まで）の目標達成（既成市街地や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害の公害苦情件数を24,000件に低減）が可能と考えている」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標に対する将来の直接的な効果について、「本特例を適用した転出事業所への聞き取りにより、実際に転出前に公害苦情が発生しており、移転に伴って発生原因が消失していることから、本税制の直接的効果が確認できている」と説明されているが、将来の効果（本特例措置を活用し、工場等の移転をさらに促進することで、国土形成計画</p>
-------------------------	--

<p>や首都圏整備計画の期間中（令和7年度まで）の目標達成（既成市街地や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害の公害苦情件数を24,000件に低減）が可能と考えている）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかとされていない。</p>
<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① 原則、平均407件／年程度の減少率での推移を目標としています。ただし、令和2年度については、新型コロナウイルスの影響等の社会情勢の変化によって公害苦情件数が増大するなどの状況となっており、今後の動向を踏まえて達成目標の達成状況について慎重に検討させていただきたい。</p> <p>② 算定根拠について記載させていただいた。</p> <p>③ 本税制特例により、既成市街地からの工場の移転が促進され、東京都、大阪府、愛知県の工場転出が進んでいる状況について追記させていただいた。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (8) 他の政策手段

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>なし。</p>
<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>—</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>なし。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換えの特例措置の延長	
2	①: 政策評価の対象税目	法人税: 義(国税2) (法人住民税: 義、法人事業税: 義)(自動連動)	
	②: 上記以外の税目	所得税: 外	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>個人または事業者が、既成市街地等<sup>*1</sup>内にある事業用資産を譲渡し、特定の地域内にそれに代わる資産を取得して事業の用に供した場合、その譲渡益の80%の課税を繰り延べることができる。</p> <p>譲渡対象: 既成市街地等<sup>*1</sup>の区域内で工場、作業場、研究所、営業所、倉庫その他これらに類する施設(福利厚生施設を除く。)として使用されている建物又は土地等<sup>*2</sup>で所有期間が10年を超えるもの</p> <p>買換対象: 土地等<sup>*2</sup>、建物、構築物又は機械及び装置のうち、近郊整備地帯等<sup>*3</sup>及び政令指定都市の市街化区域又は都市開発区域の市街化調整区域以外の区域にあるもの(農林業は市街化区域以外)</p> <p>ただし、立地適正化計画を作成した市町村の都市機能誘導区域以外の地域内にある誘導施設に係るものを除く。</p> <p>*1…首都圏の既成市街地、近畿圏の既成都市区域及び名古屋市の一部</p> <p>*2…土地又は土地の上に存する権利</p> <p>*3…首都圏の近郊整備地帯、近畿圏の近郊整備区域及び中部圏の都市整備区域(名古屋市の一部を除く)</p> <p>《要望の内容》</p> <p>措置の適用期限を3年間延長する。</p> <p>・所得税: 令和8年12月31日まで</p> <p>・法人税: 令和8年3月31日まで</p> <p>《関係条項》</p> <p>(所得税)</p> <p>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第37条第1項の表の第1号</p> <p>(法人税)</p> <p>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第65条の7第1項の表の第1号</p>	
	5	担当部局	国土交通省 国土政策局 広域地方政策課
	6	評価実施時期及び分析対	評価実施時期: 令和4年8月

象期間		分析対象期間: 令和元年度～令和7年度	
7	創設年度及び改正経緯	<p>(主な改廃履歴)</p> <p>昭和44年度 創設</p> <p>昭和50年度 5年延長</p> <p>昭和55年度 5年延長</p> <p>昭和60年度 5年延長</p> <p>平成2年度 1年延長</p> <p>平成3年度 5年延長(条件変更)</p> <p>平成6年度 条件変更</p> <p>平成7年度 条件変更</p> <p>平成8年度 5年延長</p> <p>平成10年度 条件変更</p> <p>平成13年度 5年延長(条件変更)</p> <p>平成18年度 5年延長</p> <p>平成23年度 3年延長(条件変更)</p> <p>平成26年度 3年延長</p> <p>(条件変更: 4号廃止、5号を縮減し1号に統合)</p> <p>平成29年度 3年延長</p> <p>令和2年度 3年延長(条件変更)</p>	
	8	適用又は延長期間	<p>3年間</p> <p>(所得税) 令和6年1月1日 から 令和8年12月31日まで</p> <p>(法人税) 令和5年4月1日 から 令和8年3月31日まで</p>
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>三大都市圏の既成市街地等への人口及び産業の過度な集中による外部不経済(環境の悪化・交通混雑等)の排除及び解消とともに、三大都市圏の秩序ある発展を図ることを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・首都圏整備法(昭和31年4月26日法律第83号)第1条</p> <p>「この法律は、首都圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。」</p> <p>・近畿圏整備法(昭和38年7月10日法律第129号)第1条</p> <p>「この法律は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。」</p> <p>・中部圏開発整備法(昭和41年7月1日法律第102号)第1条</p> <p>「この法律は、中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、東海地方、北陸地方等相互間の産業経済等の関係の緊密化を促進するとともに、首都圏と近畿圏の中間に位する地域としての機能を高め、わが国の産業経済等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与することを目的とする。」</p>
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標: 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標: 37 総合的な国土形成を推進する</p>

	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>&lt;測定指標&gt;</p> <p>外部不経済(環境の悪化・交通混雑等)が発生している既成市街地や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害*1の公害苦情件数を指標とし、令和7年度までに24,000件まで低減することとする。</p> <p>*1…環境基本法第2条第3項に規定される以下の7つの公害 「大気汚染、水質汚染、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭」</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置は民間事業者に対し、既成市街地等における過度な集中により外部不経済をもたらす工場等を移転する際の税制上のインセンティブを提供することで、効率的かつ持続可能な都市圏構造への円滑な再編へ寄与する。</p>
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>(法人税)</p> <p>平成26年度 62件 平成27年度 48件 平成28年度 63件 平成29年度 53件 平成30年度 53件 令和元年度 40件 令和2年度 44件 令和3年度 42件(見込み) 令和4年度 43件(見込み) 令和5年度 43件(見込み) 令和6年度 43件(見込み) 令和7年度 43件(見込み)</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」をもとに算出。なお、平成26年度に制度を大きく見直したため、平成26年度以降の数値を記載している。</p> <p>※算出方法 (平成26年度～令和2年度) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値 (令和3年度～令和7年度) 直近2箇年度の適用件数(適用見込み)を平均することで算出。</p> <p>【見込み件数】=【過去2箇年度の適用件数(見込み)】/2 令和3年度 (40+44)/2=42件 令和4年度 (44+42)/2=43件 令和5年度 (42+43)/2=43件 令和6年度 (43+43)/2=43件 令和7年度 (43+43)/2=43件</p>
	②: 適用額	<p>(法人税)</p> <p>平成26年度 5,633百万円 平成27年度 19,035百万円</p>

		<p>平成28年度 17,450百万円 平成29年度 5,190百万円 平成30年度 10,061百万円 令和元年度 5,563百万円 令和2年度 10,836百万円 令和3年度 8,051百万円(見込み) 令和4年度 8,243百万円(見込み) 令和5年度 8,243百万円(見込み) 令和6年度 8,243百万円(見込み) 令和7年度 8,243百万円(見込み)</p> <p>※令和3年度以降の適用額(見込み)の算出方法 直近3カ年の実績から1件あたりの適用額を算出し、適用件数(見込み)を乗じて算出。</p> <p>【1件あたりの適用額※】=【適用額】/【適用件数】 平成30年度 10,061,451(千円)/53(件)=189,839(千円/件) 令和元年度 5,563,271(千円)/40(件)=139,082(千円/件) 令和2年度 10,835,774(千円)/44(件)=246,268(千円/件) 平均 191,730(千円/件)</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の実績</p> <p>【令和3年度以降の適用額(見込み)】=【1件あたりの適用額】×【適用件数(見込み)】 令和3年度 191.7(百万円/件)×42(件) 令和4～7年度 191.7(百万円/件)×43(件)</p>
	③: 減収額	<p>(法人税)</p> <p>平成26年度 1,436百万円(税率:25.5%) 平成27年度 4,549百万円(税率:23.9%) 平成28年度 4,083百万円(税率:23.4%) 平成29年度 1,214百万円 平成30年度 2,334百万円(税率:23.2%) 令和元年度 1,291百万円 令和2年度 2,514百万円 令和3年度 1,868百万円(見込み) 令和4年度 1,912百万円(見込み) 令和5年度 1,912百万円(見込み) 令和6年度 1,912百万円(見込み) 令和7年度 1,912百万円(見込み)</p> <p>※令和3年度以降の減収額(見込み)の算出方法 【減収額(見込み)】=【適用額(見込み)】×【税率】 令和3年度 8,051(百万円)×0.232 令和4～7年度 8,243(百万円)×0.232</p> <p>法人住民税:適用額×税率(年度により変動)=減収額 法人事業税:法人税減収額×税率(年度により変動)=減収額</p>

となるため、前述の各年度の適用(見込み)額から算定すると、減収額は以下の表の通り。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
法人住民税	726	2,455	2,251	669	1,298	718
税率(%)	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9
法人事業税	96	305	274	81	156	86
税率(%)	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
法人住民税	759	564	577	577	577	577
税率(%)	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
法人事業税	241	179	184	184	184	184
税率(%)	9.6	9.6	9.6	9.6	9.6	9.6

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  
表のとおり、既成市街地や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害の公害苦情件数について、平成22年以降、平均407件/年<sup>※1</sup>のペースで低減してきているところ。R2年度には新型コロナウイルスの影響により、在宅勤務等が増加したことなどから、件数の増加が見られるが、本特例措置を活用し、工場等の移転をさらに促進することで、国土形成計画や首都圏整備計画の期間中(令和7年度まで)の目標達成(既成市街地や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害の公害苦情件数を24,000件に低減)が可能と考えている。

※1 平成22年から令和元年までの公害苦情件数の減少率から算出  
(407件/年=(30,365件-26,702件)÷9年)

表 公害苦情件数(件)の推移

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
既成市街地等の政策区域を有する都府県における公害苦情件数	30,365	29,958	29,551	29,144	28,737	28,330
	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	27,923	27,516	27,109	26,702	33,169	—

出典:公害苦情調査結果報告書(総務省公害等調整委員会事務局)  
(R3年度の数値については未公表)

○達成目標の変更理由・所期の目標の達成状況  
達成目標の変更理由  
これまで、市街化区域等内の公害発生密度<sup>※2</sup>を指標とし、東京特別区・大阪市・名古屋市における平均値を、現行の三大都市圏制度が措置された平成18年度の近郊整備地帯等を有する都府県の平均値(4.0件/年・km<sup>2</sup>)まで低減することを目標としていた。  
しかし、①ここ17年間で、対象となる市街化区域面積の変化は0.2%しかなく、指標を設定する上で考慮する必要性が低いこと。②東京特別区・大阪市・名古屋市に限らず、大都市圏としての秩序ある発

展を計る指標として、移転先である近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県の典型7公害の公害苦情件数を把握することが有効であることなどから、指標を変更し、より直接的な指標とした。

※2 市街化区域等内の公害発生密度(件/年・km<sup>2</sup>)  
= 公害苦情調査(公害等調整委員会)等による市街化区域等内の公害苦情件数  
/ 都市計画現況調査(国土交通省都市局)による市街化区域等面積  
[市街化区域等:市街化区域及び用途地域]

<参考>  
表 市街化区域等内の公害発生密度(件/年・km<sup>2</sup>)の推移

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
既成市街地等(東京特別区・名古屋市・大阪市)の平均値	8.3	7.6	7.0	7.0	7.0	7.1	7.1	6.9
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	6.9	6.9	6.6	6.1	6.4	6.4	7.5	—

出典:公害苦情統計調査(東京都)、大阪市環境白書(大阪市)、名古屋市環境白書(名古屋市)、都市計画現況調査(国土交通省都市局)  
(R3年度の数値については未公表)

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》  
課税の繰延べ措置により、資産の買換えに伴う税負担が軽減されることで、効果的な資産の買換えによる設備投資等が実現され、公害発生密度の低減に寄与し、交通混雑・環境の悪化等の外部不経済を解消している。  
また、本特例を適用した転出事業所への聞き取りにより、実際に転出前に公害苦情が発生しており、移転に伴って発生原因が消失していることから、本税制の直接的効果が確認できている。  
東京都、大阪府、愛知県では、平成18年以降、工場移転が転出超過となっており、本特例の効果により公害の発生源となる工場が減少している。

表 東京都の工場移転の状況

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
転入	0	0	0	0	0	1	0	0
転出	17	17	25	8	6	5	8	7
差分	-17	-17	-25	-8	-6	-4	-8	-7
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
転入	0	0	0	0	0	0	0	1
転出	14	7	2	11	3	5	0	135
差分	-14	-7	-2	-11	-3	-5	0	-134



		表 大阪府の工場移転の状況								
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25		
転入	1	0	0	0	0	0	0	1		
転出	16	14	19	9	5	8	8	10		
差分	-15	-14	-19	-9	-5	-8	-8	-9		
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計		
転入	0	0	0	1	0	0	0	3		
転出	7	12	9	7	5	9	1	139		
差分	-7	-12	-9	-6	-5	-9	-1	-136		

  

表 愛知県の工場移転の状況								
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
転入	3	1	1	0	0	0	1	0
転出	7	6	6	1	2	3	1	1
差分	-4	-5	-5	-1	-2	-3	0	-1
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
転入	0	0	1	1	0	0	0	8
転出	4	4	2	2	0	2	1	42
差分	-4	-4	-1	-1	0	-2	-1	-34

出典：工場立地動向調査（経済産業省）

11 相当性	⑤ 税収減を是認する理由等	課税の繰延べ措置により、資産の買換えに伴う税負担が軽減されることで、既成市街地等における工場等の移転を促進し、外部不経済の解消、住環境の改善に寄与する。また、近郊整備地帯等への効果的な資産の買換えによる設備投資等により、三大都市圏の秩序ある発展に寄与している。
	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	三大都市圏の既成市街地等においては、昭和初期から操業する工場等が立地しており、これらの移転を誘導するためには、特に機械・装置を含めた設備投資に係る税負担を支援することが有効。また、既存施設であることから、新たな規制による移転促進も困難であることなどから、税制上の特別措置により自発的な移転を促す対応が相当である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
	③ 地方公共団体が協力をする相当性	三大都市圏の都心への人口・産業の過度な集中による外部不経済（環境の悪化・交通混雑等）が発生している既成市街地等において、その弊害の排除及び解消することは、既成市街地等の住環境の向上及び近郊整備地帯等を含めた三大都市圏の秩序ある発展に寄与することから、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。

12 有識者の見解	—
13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価：令和元年8月(R1 国交 02)

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和7年度末までに施設立地数を165施設とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（施設整備率（令和3年度末までにおおむね54%）を都市全体でおおむね60%以上とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 要望書における令和6年度末までの目標を追記する。</p> <p>② 施設整備率に係る達成目標について、本都市は関西文化学術研究都市建設促進法に基づく関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針に沿って、過大な投資を避けるため、条件が整った地区から段階的な整備を行うクラスター型開発を行っていることから、達成時期の見込みを立てることは困難である。ただし、直近5年間における整備の進捗状況を勘案すると、令和6年度末には57.5%、令和9年度末に60.9%に達することが見込まれる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p>
---

<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 追記する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「法人事業税は京都府においては7.48%、奈良県においては7.0%（「法人住民税・法人事業税 税率一覧表（総務省自治税務局）」による）」との説明では、法人事業税の過去の減収額の算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 追記する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「法人事業税は京都府においては7.48%、奈良県においては7.0%（「法人住民税・法人事業税 税率一覧表（総務省自治税務局）」による）」との説明では、法人事業税の将来の減収額の算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 全ての達成目標に対する過去の効果について、過去の適用数2件（令和元年度）、1件（令和2年度）及び1件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標（令和7年度末までに施設立地数を165施設とする）に対する過去の直接的な効果について、「本特例措置を活用した企業はこれまでに44社あり、本特例措置を活用した企業に対する本特例措置が果たす立地インセンティブについてのヒアリング等の結果では、「立地の際、本特例措置の活用を前提として検討した。」「企業立地における優遇施策等の調査を踏まえて意思決定を行い、その中でも税制上の特例措置は大変大きなポイントとなった。」といった意見があったことから、企業の立地判断に大きな影響を与えており、達成目標の実現に寄与していると言える」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（施設整備率（令和3年度末までにおおむね54%）を都市全体でおおむね60%以上とする）に対する過去の直接的な効果について、「本特例措置を活用した企業はこれまでに44社あり、本特例措置を活用した企業に対する本特例措置が果たす立地インセンティブについてのヒアリング等の結果では、「立地の際、本特例措置の活用を前提として検討した。」「企業立地における優遇施策等の調査を踏まえて意思決定を行い、その中でも税制上の特例措置は大変大きなポイントとなった。」といった意見があったことから、企業の立地判断に大きな影響を与えており、達成目標の実現に寄与している」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>なお、②及び③は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 「工場立地動向調査」（経済産業省）を用いて、本特例措置がない場合として、統計</p>

<p>上想定される学研都市の年間施設立地数を推計した。</p> <p>学研都市が位置する大阪府・京都府・奈良県（3府県）において、平成30年度～令和2年度の研究所（研究所付設工場を含む。）用地取得件数は、年間平均約22.3件となる。3府県の総市町村数（108市町村）に対する学研都市（8市町）の割合は約7%であることから、8市町で年間約2件の立地が見込まれるが、8市町の面積に対する研究施設用地面積の割合は1%程度であることから、本特例措置が無い場合、学研都市の施設立地数は0施設/年と推計される。</p> <p>上記を踏まえると、本特例措置の適用見込み件数3件（令和4年度）、4件（5年度）、2件（6年度）は、達成目標の実現に寄与している。</p> <p>また、今回、新たに本特例措置を適用した企業に関係機関を通じて聴き取り調査を実施したところ、立地判断に当たっては、都市内に立地する企業との共同研究の実施等にも期待して立地した、既に他の企業との共同開発に向けて進行しているとの回答があった。立地企業による共創が活発に行われることで施設集積のメリットが発現し、さらなる施設集積につながると思われる。このように本特例措置の適用企業は本都市内で大きな役割を果たしており、本特例措置は都市建設の促進に効果を発揮している。</p> <p>② 本特例措置の創設以降、39施設が適用を受けている。これは、令和3年度末時点の立地する152施設の約26%に相当する。仮に、これらの施設が本特例措置を受けられず立地しなかった場合、施設集積は平成26年度と同程度の水準となる。</p> <p>③ 前述の39施設は面積にすると約92haを占めており、これは、令和3年度末時点の施設整備面積の約20%に相当する。仮に、これらの施設が本特例措置の適用を受けられず立地しなかった場合、施設整備面積は平成27年度と同程度の水準となる。</p>	<p>した企業に対する本特例措置が果たす立地インセンティブについてのヒアリング等の結果では、「立地の際、本特例措置の活用を前提として検討した。」「企業立地における優遇施策等の調査を踏まえて意思決定を行い、その中でも税制上の特例措置は大変大きなポイントとなった。」といった意見があったことから、企業の立地判断に大きな影響を与えており、達成目標の実現に寄与していると言える」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（施設整備率（令和3年度末までにおおむね54%）を都市全体でおおむね60%以上とすることを目標とする）に対する将来の直接的な効果について、「本特例措置を活用した企業はこれまでに44社あり、本特例措置を活用した企業に対する本特例措置が果たす立地インセンティブについてのヒアリング等の結果では、「立地の際、本特例措置の活用を前提として検討した。」「企業立地における優遇施策等の調査を踏まえて意思決定を行い、その中でも税制上の特例措置は大変大きなポイントとなった。」といった意見があったことから、企業の立地判断に大きな影響を与えており、達成目標の実現に寄与していると言える」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>なお、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 「学研都市が位置する大阪府・京都府・奈良県（3府県）において、平成30年度～令和2年度の研究所（研究所付設工場を含む。）用地取得件数は、年間平均約22.3件となる。3府県の総市町村数（108市町村）に対する学研都市（8市町）の割合は約7%であることから、8市町で年間約2件の立地が見込まれるが、8市町の面積に対する研究施設用地面積の割合は1%程度であることから、本特例措置が無い場合、学研都市の施設立地数は0施設/年と推計される。上記を踏まえると、本特例措置の適用見込み件数3件（令和4年度）、4件（5年度）、2件（6年度）は、達成目標の実現に寄与している」との説明では、達成目標である施設立地数及び施設整備率についての過去の実現状況にどの程度寄与したのかわりにされていない。また、上記②及び③の補足説明において一定の説明があるものの、本特例措置の創設以降の全ての期間に係るものであって、今回の事前評価における分析対象期間（令和元年度以降）に係るものではなく、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 本特例措置がなかった場合との比較としては、本特例措置の適用を受けて行われた立地のうち、本特例措置があったことを理由として行われた分等を明らかにする必要がある、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>	<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① 施設整備面積は関係府県への調査により把握している。平成30～令和4年度の5年間の平均でみると、施設整備面積は1年あたり8.9ha増加しているため、令和5、6年度も8.9ha整備面積が増加すると推定し、施設整備率を算出している。</p> <p>② 前述のとおり、「工場立地動向調査」（経済産業省）を用いた学研都市の年間施設立地数の0施設でとる一方、予測される将来の適用予定件数は令和5年度4件、令和6年度2件ある。③・④に後述するとおり、本特例措置には施設集積・都市建設の推進に効果があり、本特例措置がなかった場合、目標達成が2～3年遅れることが想定されることから、本特例措置は達成目標に有効な手段である。</p> <p>なお、関係府県を通じて企業への聴き取りを行ったところ、新型コロナウイルス感染症拡大や建設資材の高騰を受け、施設の立地計画を延期した企業や凍結している企業もあり、立地見込み件数に影響している可能性も考えられる。</p> <p>③・④ 将来において、3件（令和4年度）、4件（5年度）、2件（6年度）の施設立地が見込まれているところである。これらの施設が立地することで施設整備率についても3.4%増加すると推定しているところである。施設数の目標達成に向けては、本特例措置を受けられずこれらの施設が立地しなかった場合、立地施設数、施設整備面積ともに2～3年ほど目標達成が遅れると推定される。そのため、本税制は施設集積に効果的であるといえる。</p>
<p>7) 将来の効果</p> <p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（施設整備率（令和3年度末までにおおむね54%）を都市全体でおおむね60%以上とする）に対する将来の効果（令和5年度及び6年度）について、「R5～R6推計値については、近年の年間増加面積に基づき推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 全ての達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数3件（令和4年度）、4件（5年度）、2件（6年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 達成目標（令和7年度末までに施設立地数を165施設とする）に対する将来の直接的な効果について、「本特例措置を活用した企業はこれまでに44社あり、本特例措置を活用</p>	<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部（数値の出典）が解消されたが、「平成30～令和4年度の5年間の平均でみると、施設整備面積は1年あたり8.9ha増加しているため、令和5、6年度も8.9ha整備面積が増加すると推定し、施設整備率を算出」との説明では、具体的な研究施設立地面積及び研究施設用地面積が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>②～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>8) 他の政策手段</p> <p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>なし。</p> <p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>—</p>

【点検結果】  
なし。

点検項目(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税3) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
		②: 上記以外の税目 -
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和62年法律第72号。以下「促進法」という。)に基づいて整備される文化学術研究施設のうち、研究用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については普通償却に加え、初年度の特別償却を認めている。 建物及び附属設備(取得金額 3.5 億円以上) 特別償却率 6/100 機械及び装置(取得金額 400 万円以上) 特別償却率 12/100 ※対象資産を新設又は増設したものに限定
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和7年3月31日までとする。
		《関係条項》 促進法 第10条 租税特別措置法 第44条 同法施行令 第28条の4
5	担当部局	国土交通省国土政策局広域地方政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年7月 分析対象期間:令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	・昭和62年度:創設 ・平成元～25年度:延長及び特別償却率の縮減等 ・平成27年度:延長(対象資産を新設又は増設したものに限定) ・平成29年度:延長(資金額要件の引上げ) ・平成31(令和元)年度:延長(資金額要件の引上げ) ・令和3年度:延長(資金額要件の引上げ)
8	適用又は延長期間	2年間(令和5年度～令和6年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 関西文化学術研究都市(以下「学研都市」という。)の建設は、促進法に基づき、文化、学術及び研究の拠点となる都市づくりを目指すものであり、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としている。 また、平成28年3月には、国(国土交通省、内閣府、総務省、文部

		<p>科学省、経済産業省)、地元地方公共団体、大学、立地企業、経済団体等の参画により、今後おおむね10年の都市の方向性を示した『新たな都市創造プラン』を策定し、「世界の知と産業を牽引する都市」「持続的にイノベーションを生み出す都市」「科学・生活・文化・自然環境が融合する持続可能都市」を目指す都市の姿とし、多様な主体がプラン実現に取り組んできた。令和3年6月には、前半5年間の取組を踏まえ、本プランを改訂し、世界トップレベルの研究開発型オープンイノベーション拠点を目指して取り組んでいるところである。</p> <p>本特例措置は、研究施設を新設又は増設する企業に立地のインセンティブを与えることによって、研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流や共同研究等を推進し、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業の創出等国民経済の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 促進法第10条において、学研都市の建設に必要な税制上の措置を講ずるものと規定されている。また、促進法に基づく基本方針では「高度な文化拠点としての機能、新たな文化・学術・研究の推進、及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る」など、今後学研都市の建設を促進していくこととされており、さらに都市建設に当たっては、学術・産業・行政及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、かつ連携を強化して建設を進めることとされており、文化学術研究施設等の整備、誘導は国の果たすべき役割の一つである。</p> <p>平成27年8月に閣議決定された第二次国土形成計画(全国計画)では、人口減少や国際競争が厳しさを増す中で、我が国の成長力を高めていくためには、持続的なイノベーション創出のための取組を推進することが必要であるとされており、学研都市について、我が国全体の発展のために活用することとされている。さらに、筑波研究学園都市とともにリニア中央新幹線の整備による知的対流(ナレッジ・リンク)、スーパー・メガリージョンの形成による高度な価値創造及び集積する大学、研究機関等の重要な知的・人的資源の活用等、学研都市が果たす役割について明記されているところである。第二次国土形成計画(全国計画)を受けて平成28年3月に策定された関西広域地方計画において、「イノベーションを支える知の拠点」、「高度な知的人材集積」の拠点として事業を推進していくこととしているように、我が国の発展にとって重要な位置づけがされている。</p> <p>また「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月閣議決定)においては、企業、大学、公的研究機関などの多様な主体による連携・共創の舞台となるオープンイノベーションの拠点として学研都市が明記されるなど、今後とも整備の促進が求められているところである。</p> <p>国家プロジェクトである学研都市の「文化学術研究施設」は、本都市の文化・学術・研究機能の中心的な役割を担う施設であり、その集積により、大学や他研究機関との共同研究・交流や産学官連携、シーズとニーズの融合がなされ、研究開発の進展、研究成果を活かした新技術の創造と新事業の創出、地域及び我が国経済の活性化といった効果が得られることから、高い公益性が認められ、地方による支援のみならず国としてその集積整備を引き続き推進していく必要がある。</p>
--	--	---



	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進するに包含</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることによって我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業創出等国民経済の活性化に寄与することを目標とする。 (測定指標) 拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設が必要なことから、令和4年4月時点で152施設のところ、令和7年度末までに施設立地数を165施設とすることを目標としている。また、延長要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度にあたる令和6年度末までには、施設立地数を162施設とすることを目標とする。 なお、最終的には学研都市の集積メリットを発揮するため、施設整備率(令和3年度末までにおおむね54%)を都市全体でおおむね60%以上とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 研究用施設を新規に立地する企業の初期運営を優位にさせ、立地のインセンティブを与えることで、研究用施設の集積を誘導する。その集積により大学や他機関との共同研究・交流や産学官連携等により研究開発の進展、研究開発を活かした新技術の創造と新産業の創出、地域の活性化といった効果が得られる。それにより政策目標である、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に寄与する。</p>														
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1年度(実績)</th> <th>R2年度(実績)</th> <th>R3年度(推計)</th> <th>R4年度(推計)</th> <th>R5年度(推計)</th> <th>R6年度(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 R1～R2 実績値については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。 ※2 R3 推計値については、租税特別措置法施行令第28条の4第2号に基づく国土交通大臣の証明に係る申請内容より、R4～R6 推計値については、現地立地企業及び府県あてアンケート調査及び聞き取り調査による。</p> <p>過年度の文化学術研究施設の新規立地は年平均3施設程度であるのに対して、本特例措置が年1～2件程度適用されていることから、現状の適用件数が僅少とは言えない。また、本特例措置を活用した企業へヒアリングを行った結果、「立地の際、本特例措置の活用を前提として検討した」といった意見があり、企業の集積を推進する上で本税制措置は有効な手段となっている。 なお、同ヒアリング結果で「他の研究機関との連携等を考慮し、進出を決定した」との意見もあり、本特例措置を活用した企業立地により、企業間の連携による共同研究が行われるといった施設の集積メリットが発現するといえる。</p>		R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(推計)	R4年度(推計)	R5年度(推計)	R6年度(推計)	適用件数	2	1	1	3	4	2
	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(推計)	R4年度(推計)	R5年度(推計)	R6年度(推計)										
適用件数	2	1	1	3	4	2										

	<p>②: 適用額</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1年度(実績)</th> <th>R2年度(実績)</th> <th>R3年度(推計)</th> <th>R4年度(推計)</th> <th>R5年度(推計)</th> <th>R6年度(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>53.6</td> <td>20.1</td> <td>104.9</td> <td>65.0</td> <td>2394.0</td> <td>1221.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 R1～R2 実績値については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による ※2 R3 推計値については、租税特別措置法施行令第28条の4第2号に基づく国土交通大臣証明に係る申請内容より、R4～R6 推計値については、現地立地企業及び府県あてアンケート調査及び聞き取り調査による。</p>		R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(推計)	R4年度(推計)	R5年度(推計)	R6年度(推計)	適用額	53.6	20.1	104.9	65.0	2394.0	1221.7														
	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(推計)	R4年度(推計)	R5年度(推計)	R6年度(推計)																							
適用額	53.6	20.1	104.9	65.0	2394.0	1221.7																							
	<p>③: 減収額</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1年度(実績)</th> <th>R2年度(実績)</th> <th>R3年度(推計)</th> <th>R4年度(推計)</th> <th>R5年度(推計)</th> <th>R6年度(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>12.4</td> <td>4.7</td> <td>24.3</td> <td>15.1</td> <td>555.4</td> <td>283.4</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>1.2</td> <td>0.4</td> <td>2.3</td> <td>1.4</td> <td>52.2</td> <td>26.6</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0.9</td> <td>0.4</td> <td>1.8</td> <td>1.1</td> <td>41.3</td> <td>19.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>【法人税】 減収額＝適用額×法人税率(0.232) 【法人住民税】 減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額 法人県民税減収額＝法人税減収額×県民税率(1.0%) 法人市町村民税減収額＝法人税減収額×市町村民税率(8.4%) ※県民税率及び市町村民税率は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による 【法人事業税】 減収額＝法人税減収額×法人事業税率 ※法人事業税は京都府においては7.48%、奈良県においては7.0% (「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による)</p>		R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(推計)	R4年度(推計)	R5年度(推計)	R6年度(推計)	法人税	12.4	4.7	24.3	15.1	555.4	283.4	法人住民税	1.2	0.4	2.3	1.4	52.2	26.6	法人事業税	0.9	0.4	1.8	1.1	41.3	19.9
	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(推計)	R4年度(推計)	R5年度(推計)	R6年度(推計)																							
法人税	12.4	4.7	24.3	15.1	555.4	283.4																							
法人住民税	1.2	0.4	2.3	1.4	52.2	26.6																							
法人事業税	0.9	0.4	1.8	1.1	41.3	19.9																							
	<p>④: 効果</p> <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 文化・学術・研究の拠点形成に向けて整備が進められており、令和4年4月時点で152の研究用施設等が立地している。令和2～3年にかけて4施設が立地したものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による企業の立地延期、老朽化による施設閉鎖等が原因となり、近年、施設立地数は横ばいになっている。ただし、関係府県へのアンケート結果によると、延期にされていた企業も含め、令和7年度までに165施設の立地が見込まれているところである。施設整備率については、企業の立地延期及び研究施設用地面積の増加により、令和2年4月時点で54.1%となっている。 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1年度(実績)</th> <th>R2年度(実績)</th> <th>R3年度(実績)</th> <th>R4年度(推計)</th> <th>R5年度(推計)</th> <th>R6年度(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設立地数</td> <td>151</td> <td>152</td> <td>152</td> <td>156</td> <td>160</td> <td>162</td> </tr> </tbody> </table>		R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)	R4年度(推計)	R5年度(推計)	R6年度(推計)	施設立地数	151	152	152	156	160	162														
	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)	R4年度(推計)	R5年度(推計)	R6年度(推計)																							
施設立地数	151	152	152	156	160	162																							

		<p>※R1～R3 実績値については、(公財)関西文化学術研究都市推進機構への聞き取り調査による。R4～R6 推計値については、今後の施設立地数に関する府県あてのアンケート調査結果による。</p> <p>(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1年 度(実 績)</th> <th>R2年 度(実 績)</th> <th>R3年 度(実 績)</th> <th>R4年 度(推 計)</th> <th>R5年 度(推 計)</th> <th>R6年 度(推 計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設整備率</td> <td>55.1</td> <td>56.5</td> <td>54.1</td> <td>55.4</td> <td>56.5</td> <td>57.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※施設整備率=(研究施設立地済面積/研究施設用地面積)×100          ※R1～R3 実績値と R4 推定値については、府県に対し実施した整備状況調査による。R5～R6 推計値については、近年の年間増加面積に基づき推計。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》          本特例措置を活用した企業はこれまでに 44 社あり、本特例措置を活用した企業に対する本特例措置が果たす立地インセンティブについてのヒアリング等の結果では、「立地の際、本特例措置の活用を前提として検討した。」「企業立地における優遇施策等の調査を踏まえて意思決定を行い、その中でも税制上の特例措置は大変大きなポイントとなった。」といった意見があったことから、企業の立地判断に大きな影響を与えており、達成目標の実現に寄与していると言える。</p>		R1年 度(実 績)	R2年 度(実 績)	R3年 度(実 績)	R4年 度(推 計)	R5年 度(推 計)	R6年 度(推 計)	施設整備率	55.1	56.5	54.1	55.4	56.5	57.5
	R1年 度(実 績)	R2年 度(実 績)	R3年 度(実 績)	R4年 度(推 計)	R5年 度(推 計)	R6年 度(推 計)										
施設整備率	55.1	56.5	54.1	55.4	56.5	57.5										
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>近年、研究所用施設の増加数は横ばいとなっているものの、今後3年間にわたって多数の研究所用施設の進出が見込まれている。</p> <p>学研都市における関連施設等の新規立地による集積度の高まりは、他機関との共同研究・交流等の促進や研究開発の進展、新産業の創出等による地域の活性化といった効果に繋がるものであり、併せて、このような学研都市への集積メリットが発揮されることは、我が国の文化等の発展及び国民経済の発達に寄与するものであるため、今後も税収減を是認するに足る効果が期待される。</p>														
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>研究施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなるため、集積・整備の推進には初期負担を軽減するインセンティブが必要である。本特例措置は、特別償却により初期負担の軽減が図られることから、立地誘導する上で有効に機能しており手段としての確である。</p> <p>また、租税特別措置においては、法令に規定された要件に合致すれば、投資初年度の税の減免が受けられるため、予算の範囲内で対象が限定的である補助金等と異なり、事業の将来見込みが立て易い点、本特例措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少ない点からも妥当性が認められる。</p> <p>適用対象については、投資資金額が 3.5 億円以上のものに限定しており、一定規模以上の研究所用施設の立地を促進することにより、学研都市に文化、学術、研究の拠点を形成し、総合的な集積メリットの発揮に寄与するものであり、必要最低限の措置である。</p>														

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、学研都市内への研究施設の立地を促進することで、その集積メリットの発揮に寄与し、新産業の創出や雇用創出といった地域の活性化、さらには国民経済の発達等につながるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月(R2 国交 02)

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和7年における認定事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合80%以上）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 新たな達成目標（令和7年における認定事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合80%以上）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①・② 本目標については「成長戦略フォローアップ工程（令和3年6月閣議決定）」及び「社会資本整備重点計画（第五次）（令和3年5月閣議決定）」にて位置づけられているものと整合させているところ、本特例措置の適用期間の最終年度（令和6年度時点）までに達成すべき目標ではないことから、評価書から削除することとする。（なお、税務当局に提出している要望調書においても、要望期間中の達成目標としては記載していない。）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
---

<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和4年度から6年度までの法人税）について、「都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込みのうち、当該特例の対象事業における1事業当たりの建物取得価額を基に、割増償却額を試算。上記で試算した割増償却額（403百万円）に法人税率（23.2%）を乗じて推計した事業1計画あたりの減収見込み（94百万円）に、各年度の適用見込み件数を乗じて減収見込み額を算出」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 建物取得価額については国土交通省が実施する「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制適用状況調査（令和4年7月末時点）」により把握した、本特例を活用予定の案件のうち、緊急地域における建物取得価額の合計（310,910百万円）を所得税・法人税に係る税制特例を活用予定の7計画で割ることで、1事業当たりの平均建物取得価額を算出（44,416百万円）している。 また、減収見込額調書に記載の通り、上記で算出された建物取得価額について、建物分と設備分を一定割合（65：35）で分配し、建物を50年定額、設備を15年定額で減価償却される想定で年間償却額を算出し、これに割増率（2.5割）を乗じることで、年間当たりの割増償却額（403百万円）を算出。これを計算式として記載すると、以下のとおり。 <math>(44,416 \times 0.65 \div 50 + 44,416 \times 0.35 \div 15) \times 25\% = 403</math> 算出された割増償却額（403百万円）に法人税率（23.2%）を乗じて、各年度の適用見込件数（減収見込額調書及び本事前評価書「10有効性①適用数&lt;見込みの算出方式&gt;」に記載の各年度の適用見込み件数）を乗じて減収見込額を算出している。 なお、上記をすべて文章及び計算式で記載することは煩雑になると判断し、事前評価書と併せて減収見込額調書を提出しているもの。評価書に1事業当たりの建物取得価額である「44,416百万円」を追記する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額3.5兆円～5兆円）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0%～12.5%）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額3.5兆円～5兆円）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>④ 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0%～12.5%）に対する過去の効果</p>
--



<p>について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>なお、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>⑤ 所期の達成目標（令和4年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2.0兆円）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p> <p>⑥ 所期の達成目標（令和4年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.0%～11.4%）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 「9必要性等③達成目標及びその実現による寄与」に記載している建設投資額の中間達成目標については、令和2年度を起点として、令和6年度までを中間目標としているため、令和元年度については評価対象外として認識している。</p> <p>② ①と同様に、都市開発事業が行われた区域面積割合における中間達成目標についても令和2年度～令和6年度が対象となっているため、令和元年度については評価対象外として認識している。</p> <p>③ 中間達成目標における、本特例により直接引き起こされる認定事業の寄与度については、「9必要性等③達成目標及びその実現による寄与」に記載の通り、令和2～6年度の全体の建設投資額が約5.3兆円と見込まれるところ、全体建設投資額を分母として、認定事業で直接支出される建設投資額を分子に置くことで、全体建設投資額に占める認定事業の直接的な寄与度を算出している。（令和2年度～令和6年度の建設投資額見込み約5.3兆円のうち、約2.9兆円が認定事業の直接的な建設投資額に当たり、全体投資額の約55%を占めている旨、記載している。）</p> <p>※ なお、「10有効性等④効果」において、認定事業の単年度の建設投資額を記載しているところ、各年度における直接的な寄与度についても上記と同様に算出の上、記載している。</p> <p>④ ③と同様に中間達成目標における、本特例により直接引き起こされる認定事業の寄与度については、「9必要性等③達成目標及びその実現による寄与」に記載の通り、令和2～6年度の全体の区域面積割合が約12.1%と見込まれるところ、全体区域面積を分母として、認定事業で整備される区域面積を分子に置くことで、全体区域面積割合に占める認定事業の直接的な寄与度を算出している。（令和2年度～令和6年度の区域面積割合見込み約12.1%のうち、約24%が認定事業の区域面積に当たる旨、記載している。）</p> <p>※ なお、「10有効性等④効果」において、認定事業の単年度の区域面積割合を記載しているところ、各年度における直接的な寄与度についても上記と同様に算出の上、記載している。</p> <p>⑤ 「10④効果」のうち、「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」に記載している。（令和2年度～令和6年度の中間目標値が3.5兆円～5兆円であるところ、現在の見込みとして約5.3兆円となっている。）</p> <p>⑥ 「10④効果」のうち、「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」に記載している。（令和2年度～令和6年度の中間目標値が12.0%～12.5%であるところ、現在の見込みとして約12.1%となっている。）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析対象期間内の過去の効果（令和元年度）が把握されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤・⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和7年における認定事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区</p>
---

<p>町村の地価上昇率を上回っている割合80%以上）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額3.5兆円～5兆円）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0%～12.5%）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>なお、②及び③は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① (1) 達成目標に記載のとおり、評価書から達成目標を削除することとする。</p> <p>② 建設投資額における本特例措置の直接的な効果については、本確認表「(6)【過去の効果】③」においてその考え方を示している通りであり、将来の効果の把握にあたっては、その考え方は同様である。</p> <p>また、事後的な効果の検証については、全体建設投資額試算の基となる「内閣府による自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」は今後も毎年度実施される予定であり、直接的な効果の事後検証は可能である。</p> <p>③ 区域面積における本特例措置の直接的な効果については、本確認表「(6)【過去の効果】④」においてその考え方を示している通りであり、将来の効果の把握にあたっては、その考え方は同様である。</p> <p>また、事後的な効果の検証については、全体区域面積割合試算の基となる「内閣府による自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」は今後も毎年実施される予定であり、直接的な効果の事後検証は可能である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 民間事業者による都市再生事業の特性を踏まえた本税制特例措置の必要性を迫り示す。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税6) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
		②: 上記以外の税目 所得税:外、登録免許税:外、不動産取得税:外、固定資産税:外、都市計画税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業計画(以下「認定事業」という。)に係る以下の特例措置を講じる。  ○所得税・法人税の割増償却 (認定事業により整備される建築物について、2割5分増償却(5年間)) ○本特例措置の適用期限:令和5年3月31日  【適用要件】 ・令和5年3月31日までに取得し、供用すること ・地上階数10以上又は延べ面積75,000㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当 1)事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上 2)居住者等利便施設整備費が10億円以上
		《要望の内容》 ・都市再生緊急整備地域における事業区域面積要件を原則1haから0.5haへ緩和する。 ・上記の特例措置の適用期限を2年間延長し、令和7年3月31日までとする。
		《関係条項》 法人税 :租税特別措置法第47条 租税特別措置法施行令第29条の5 租税特別措置法施行規則第20条の21
5	担当部局	国土交通省都市局まちづくり推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	平成15年度 創設
		平成17年度 適用期限の2年延長
		平成19年度 適用期限の2年延長
		平成21年度 適用期限の2年延長
		平成23年度 適用期限の2年延長
		平成25年度 適用期限の2年延長(割増償却5割→4割)
		平成27年度 適用期限の2年延長(割増償却4割→3割)
		平成29年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長(割増償却3割→2.5割) 令和3年度 適用期限の2年延長

8	適用又は延長期間	2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び居住環境の向上(=都市再生)による都市の更なる魅力の向上を図る。また、新たな資本主義やデジタル田園都市国家構想等の実現のため、地方都市のイノベーション力強化と、それを支える大都市の国際競争力強化に資する都市再生を推進する。 《政策目的の根拠》 都市再生については、その拠点となる都市再生緊急整備地域において、民間の資金、ノウハウ等を集中的に振り向けることを国家戦略として取り組んできているところである。 我が国においては、人口減少・少子高齢化、経済の低迷等の課題が引き続き山積する中、必要とされる居住環境、商業機能、産業機能、文化的機能、防災機能等の諸機能をレベルアップするとともに、住環境や市街地の環境等生活の場としての都市の環境全般を向上させる都市再生の取り組みが引き続き必要である。 直近では、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」において、地方都市のイノベーション力の強化や大都市の国際競争力強化に向け、デジタル技術等を活用する優良な民間都市開発事業への支援等を通じた都市再生を進めることとしており、「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、建築・都市のDX等を活用しつつ、都市再生を促進していくことが盛り込まれている。また、「デジタル田園都市国家構想基本方針」においても、民間投資の喚起や都市再生の質の向上に向け、都市再生緊急整備地域における都市計画等の特例や優良な民間都市開発への金融・税制等による支援等を行うこととしている。(いずれの政府方針も令和4年6月7日閣議決定。)
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ①都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額 ・令和2年度～令和12年度(2020～2030年度) 目標値:7兆円～10兆円 (※中間目標値:3.5兆円～5兆円 令和6年度まで) ②都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 ・令和2年度～令和12年度(2020～2030年度) 目標値:16.5%～19.5%(初期値9.1%※平成30年度) (※中間目標値:12.0%～12.5% 令和6年度まで) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置(特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置を含む。以下本項において同じ。)を戦略的・重点的に講ずることにより、優良な都市開発事業が促進され、具体的な効果として、都市再生緊急整備地域における都市開発事業の令和2年度から令和6年度までの建設投資額についても、現時点では約5.3兆

		<p>円が見込まれ、令和6年度までの中間目標値（3.5～5兆円）の達成に向けて順調に進捗しているところである。なお、本特例措置により直接引き起こされる建設投資額は、上記の建設投資額のうち、約55%（約2.9兆円）を占めている。</p> <p>また、都市再生緊急整備地域内において都市開発事業の行われた区域面積割合は、令和6年度には、12.1%となる見込みであり、令和6年度までの中間目標値（12.0%～12.5%）の達成に向けて順調に進捗している。なお、本特例措置により直接引き起こされる認定事業の区域面積割合は、上記の区域面積割合のうち、約24%を占めている。</p> <p>※建設投資額及び区域面積割合については、内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」より試算。 本特例措置が講じられず、仮に認定事業が誘発されなかった場合、政策目標の達成に対する影響は大きいと考えられる。</p>
10	有効性等	<p>①：適用数</p> <p>令和元年度：1計画（1件） 令和2年度：1計画（1件） 令和3年度：1計画（2件） 令和4年度：1計画（見込） 令和5年度：2計画（見込） 令和6年度：2計画（見込）</p> <p>&lt;実績の算出根拠&gt; ・令和元年度から令和3年度実績については、国交省が実施する「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用状況調査」（令和4年7月末時点）より算出</p> <p>&lt;見込みの算出方法&gt; ① 令和4年度見込み： ・上記調査により把握した令和3年度より継続して適用される見込みの計画数（1計画）に、過年度の適用計画数より算出された本特例の年平均新規適用計画数（0.3計画/年）を加えることで推計</p> <p>②令和5年度見込み： ・①に令和4年度をもって適用が終了する計画数を差し引き、令和5年度分の年平均新規適用計画数（0.3計画/年）及び、拡充に伴い増加する想定計画数（0.15計画/年）の総計（0.45計画/年、以下合わせて「新規計画数」という）を加えることで推計。 ※拡充に伴い増加する想定計画数に関しては0.3計画/年の50%と仮定（現状年間3計画程度のところ、約1計画程度の認定が増えると想定）。</p> <p>③令和6年度見込み： ・②に令和5年度をもって適用が終了する計画数を差し引き、令和6年度分の新規計画数を加えることで推計</p>

		<p>&lt;見込みの算出式&gt;※算出に当たっては四捨五入を実施</p> <p>①令和4年度（1計画）： ・令和3年度からの継続適用数1＋令和4年度の年平均新規適用計画数0.3</p> <p>②令和5年度（2計画）： ・令和4年度からの継続適用数1.3－令和4年度をもって適用終了となる計画数0＋令和5年度の新規計画数0.45</p> <p>③令和6年度（2計画）： ・令和5年度からの継続適用数1.75－令和5年度をもって適用終了となる計画数0＋令和6年度の新規適用数0.45</p> <p>&lt;年間の適用件数が10件未満である理由及び、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段である理由&gt; ・本特例措置は、国土交通大臣が認定する、一定の要件を満たした優良な都市再生事業に限り支援対象としているため、年間の適用件数自体は10件未満となっているが、本特例措置により直接引き起こされる1事業当たりの建設投資額の平均は約463億円、区域面積の平均は約40,000㎡と、一つのプロジェクトが達成目標の実現に与える影響が大きいため、認定事業のインセンティブとなる本特例措置は、達成目標の実現に有効な手段である。 なお、認定事業は令和4年度8月末現在で151計画（うち、都市再生緊急整備地域に係る認定事業は53計画）が認定され、実績を着実に積み上げているところである。</p>
	②：適用額	<p>令和元年度：388百万円 令和2年度：659百万円 令和3年度：659百万円 令和4年度：526百万円（見込） 令和5年度：707百万円（見込） 令和6年度：888百万円（見込）</p> <p>&lt;実績及び見込の算出根拠&gt; ・令和元年～令和3年度については、国交省が実施する「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用状況調査」（令和4年7月末時点）に基づく減収額の実績を、令和4年度以降については、本事前評価書10③で試算される減収見込み額を、それぞれ23.2%の法人税率を割り戻して、割増償却額を推計</p> <p>&lt;適用額が特定の者に偏っていない旨の説明&gt; ・本特例措置は、都市の再生の拠点として緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であり、法人の業種・業態に関わらず、一定の要件を満たすことで一律に適用が可能になっていることから、制度上特定の者に偏ることはない。</p>





		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	単年度	0.6%	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%
	うち、 認定事業	0.3%	0.1%	0.4%	0.2%	0.2%
	累計%	10.2%	10.6%	11.1%	11.6%	12.1%
	認定事業 の寄与度	51%	16%	75%	52%	42%

  

11	相当性	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における認定事業（151 計画）の建設投資累計額は 86,378 億円、経済波及効果は 217,299 億円、税収増効果は 22,872 億円と試算されることから、今後も税収減を是認するに足る効果が期待される。</p> <p>出典：野村総合研究所 H27 都市開発事業調査「都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業の効果分析調査」のデータを基に国交省にて算出</p>
		①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、民間投資を誘発し、優良な都市再生事業を推進することを目的としている。優良な民間都市再生事業を実施するためには、多額の投資と長い事業期間を要することから大きなリスクを有するとともに、収益を生まない公共施設等の整備や投資効率を下げる環境性能の向上に係る設備投資を行わなければならない、市場原理に基づき投資判断を行う民間事業者に委ねるのみでは高質で優良な事業が実施されなくなる可能性がある。</p> <p>民間事業者にとって、優良な都市再生事業を実施するためには、毎年度の予算枠等により支援範囲が左右される補助金よりも、要件を満たすことにより確実に支援を受けることができる租税特別措置の支援措置の方が、より確実にインセンティブとして機能するため、本特例を措置することは妥当である。</p> <p>また、認定事業は、令和 4 年 8 月末現在で 151 計画が認定されており、認定事業の実施による成果が着実に積み上がってきているところ、政策目標の達成のために、引き続き本特例措置を講じる必要がある。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するものである。</p> <p>一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置については、周辺の都市開発事業の呼び水となるような、経済へのインパクトも大きい優良な都市再生事業を支援対象としており、本特例措置が上記のような都市再生事業のインセンティブとなることは、地域経済の活性化にとって有益であると</p>

		考えられるため、地方公共団体が協力することは相当性が認められる。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和 2 年 9 月（R2 国交 04）

減収見込額調書

都市再生緊急整備地域における認定民間都市再生事業に係る課税の特例措置の拡充・延長(所得税)

減収見込額(現行):平年度 36 百万円
減収見込額(拡充部分):平年度 18 百万円
減収見込額(拡充):平年度 54 百万円

認定事業者に該当する個人に対する割増償却

都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、当該特例の対象事業における1事業あたりの建築物取得価額(R4年7月末時点調査に基づく実績・見込)

44,416 百万円 <1>

このうち、建物:設備の割合を65%:35%と仮定すると

建築物取得価額:<1>×65% 28,870 百万円 <2>
設備取得価額:<1>×35% 15,546 百万円 <3>

【現行】

新規に適用される平均件数
法人税の新規適用件数と同数と仮定

0.3 計画/年度<4>

【令和5年度見込】

令和5年度に適用される認定事業の計画数見込<4>=

0.3 計画 <5>

事業1計画あたり割増される減価償却額

建築物は50年定額、設備は15年定額とする、
{<2>×1/50(50年定額)+<3>×1/15(15年定額)}×25%(割増率)=

403 百万円 <6>

事業1計画あたり減収見込み

<6>×20%(所得税率)= 81 百万円 <7>

令和5年度の減収見込額

<5>×<7>= 24 百万円 <8>

【令和6年度見込】

<5>のうち、令和5年度をもって適用が終了するもの

0 計画 <9>

令和6年度に令和5年度より継続して適用される認定事業の計画数<5>-<9>=

0.3 計画 <10>

令和6年度に適用される認定事業の計画数見込<5>+<10>=

0.6 計画 <11>

令和6年度の減収見込額

<7>×<11>= 48 百万円 <12>

以上より、認定事業者に係る税制特例の平年度の減収見込額は、

(<8>+<12>)/2= 36 百万円

【拡充】

拡充に伴い増加する計画数

<4>×0.5= 0.2 計画/年度<13>

【令和5年度見込】

令和5年度の減収見込額

<13>×<7>= 12 百万円 <14>

【令和6年度見込】

令和6年度の減収見込額

<14>×<7>= 24 百万円 <15>

以上より、拡充に伴い増加する平年度の減収見込額は、

(<14>+<15>)/2= 18 百万円

減収見込額調書

都市再生緊急整備地域における認定民間都市再生事業に係る課税の特例措置の拡充・延長(法人税)

減収見込額(現行):平年度 164 百万円
減収見込額(拡充部分):平年度 21 百万円
減収見込額(拡充):平年度 185 百万円

認定事業者に該当する法人に対する割増償却

都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、当該特例の対象事業における1事業あたりの建築物取得価額(R4年7月末時点調査に基づく実績・見込)

44,416 百万円 <1>

このうち、建物:設備の割合を65%:35%と仮定すると

建築物取得価額:<1>×65% 28,870 百万円 <2>
設備取得価額:<1>×35% 15,546 百万円 <3>

【現行】

新規に適用される平均計画数

都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の当該特例に係る課税の特例の適用計画数(H17~R3年度計5計画で、年平均5計画/17年=0.3計画)

0.3 計画/年度<4>

【令和5年度見込】

令和4年度に令和3年度より継続して適用される認定事業の計画数

1 計画 <5>

令和4年度に適用される認定事業の計画数見込<4>+<5>=

1.30 計画 <6>

<6>のうち、令和4年度をもって適用が終了するもの

0 計画 <7>

令和5年度に令和4年度より継続して適用される認定事業の計画数<6>-<7>=

1 計画 <8>

令和5年度に適用される認定事業の計画数見込<4>+<8>=

2 計画 <9>

事業1計画あたり割増される減価償却額

建築物は50年定額、設備は15年定額とする、
{<2>×1/50(50年定額)+<3>×1/15(15年定額)}×25%(割増率)=

403 百万円 <10>

事業1計画あたり減収見込み

<10>×23.2%(法人税率)= 94 百万円 <11>

令和4年度の減収見込額

<6>×<11>= 122 百万円 <12>

令和5年度の減収見込額

<9>×<11>= 150 百万円 <12>

【令和6年度見込】

<9>のうち、令和5年度をもって適用が終了するもの

0 計画 <13>

令和6年度に令和5年度より継続して適用される認定事業の計画数<9>-<13>=

2 計画 <14>

令和6年度に適用される認定事業の計画数見込<4>+<14>=

2 計画 <15>

事業1計画あたり減収見込み

<10>×23.2%(法人税率)= 94 百万円 <16>

令和6年度の減収見込額

<16>×<15>= 178 百万円 <17>

以上より、平年度の減収見込額は、

(<12>+<17>)/2= 164 百万円

【拡充】

拡充に伴い増加する計画数

<4>×0.5= 0.15 計画/年度<18>

【令和5年度見込】

令和5年度の適用計画数

<9>+<18>= 1.8 計画 <19>

令和5年度の減収見込額

<19>×<11>= 164 百万円 <20>

令和5年度の減収見込額増加分

<20>-<12>= 14 百万円 <21>

【令和6年度見込】

令和6年度の適用計画数

<15>+<18>×2= 2.2 計画 <22>

令和6年度の減収見込額

<22>×<16>= 206 百万円 <23>

令和6年度の減収見込額増加分

<23>-<17>= 28 百万円 <24>

以上より、拡充に伴い増加する平年度の減収見込額は、

(<20>+<22>)/2= 185 百万円

<b>【法人住民税】</b>		
	法人住民税率	7%
<b>【令和5年度見込】</b>		
・令和5年度の減収見込額		
減収見込額×外形外法人の税		
<20>×7%	11	百万円
<b>【令和6年度見込】</b>		
・令和6年度の減収見込額		
減収見込額×外形外法人の税		
<23>×7%	14	百万円
<b>【法人事業税】</b>		
	外形外法人の税率(法人事業税所得割)	7%
	外形外法人の税率(地方法人特別税)	37%
<b>【令和5年度見込】</b>		
①法人事業税所得割の減収額		
減収見込額÷法人税率(0.232)×外形外法人の税率(7.0%)		
( <20>÷23.2%)×7.0%	49	百万円
②地方法人特別税の減収額		
・①×外形外法人の税率(37.0%)	18	百万円
・令和5年度の減収見込額		
①+②	68	百万円
<b>【令和6年度見込】</b>		
①法人事業税所得割の減収額		
減収見込額÷法人税率(0.232)×外形外法人の税率(7.0%)		
( <23>÷23.2%)×7.0%	62	百万円
②地方法人特別税の減収額		
・①×外形外法人の税率(37.0%)	23	百万円
・令和5年度の減収見込額		
①+②	85	百万円
<b>【各年度の減価償却額試算】</b>		
・令和元年度	<b>388</b>	<b>百万円</b>
・令和2年度	<b>659</b>	<b>百万円</b>
・令和3年度	<b>659</b>	<b>百万円</b>
・令和4年度	<b>520</b>	<b>百万円</b>
・令和5年度	<b>707</b>	<b>百万円</b>
・令和6年度	<b>888</b>	<b>百万円</b>
※令和元年度～3年度については認定事業者に対するアンケートにより減収額を算出		
※令和4年度以降については本見込み額計算シートにて算出		

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和7年における認定事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合80%以上）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 新たな達成目標（令和7年における認定事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合80%以上）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①・② 本目標については「成長戦略フォローアップ工程表（令和3年6月閣議決定）」及び「社会資本整備重点計画（第五次）（令和3年5月閣議決定）」にて位置づけられているものと整合させているところ、本特例措置の適用期間の最終年度（令和6年度時点）までに達成すべき目標ではないことから、評価書から削除することとする。（なお、税務当局に提出している要望調書においても、要望期間中の達成目標としては記載していない。）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
---

<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和4年度から6年度までの法人税）について、「特定都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込みのうち、当該特例の対象事業における1事業当たりの建物取得価額を基に、割増償却額を試算。上記で試算した割増償却額（1,220百万円）に法人税率（23.2%）を乗じて推計した事業1計画あたりの減収見込み（283百万円）に、各年度の適用見込み件数を乗じて減収見込み額を算出」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかになっていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 建物取得価額については国土交通省が実施する「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制適用状況調査（令和4年7月末時点）」により把握した、本特例を活用予定の案件のうち、特定地域における建物取得価額の合計（2,700,124百万円）を所得税・法人税に係る税制特例を活用予定の40計画で割ることで、1事業当たりの平均建物取得価額を算出（67,116百万円）している。 また、減収見込額調書に記載の通り、上記で算出された建物取得価額について、建物分と設備を一定割合（65：35）で分配し、建物を50年定額、設備を15年定額で減価償却される想定で年間償却額を算出し、これに割増率（5割）を乗じることで、年間当たりの割増償却額（1,220百万円）を算出。これを計算式として記載すると、以下のとおり。 <math>(67,116 \times 0.65 \div 50 + 67,116 \times 0.35 \div 15) \times 50\% = 1,220</math> 算出された割増償却額（1,220百万円）に法人税率（23.2%）を乗じて、各年度の適用見込件数（減収見込額調書及び本事前評価書「10有効性①適用数&lt;見込みの算出方式&gt;」に記載の各年度の適用見込み件数）を乗じて減収見込額を算出している。 なお、上記をすべて文章及び計算式で記載することは煩雑になると判断し、事前評価書と併せて減収見込額調書を提出しているもの。評価書に1事業当たりの建物取得価額である「67,116百万円」を追記する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額3.5兆円～5兆円）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0%～12.5%）に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額3.5兆円～5兆円）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>④ 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0%～12.5%）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的</p>
---



<p>な効果が把握されていない。</p> <p>なお、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>⑤ 所期の達成目標（令和4年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2.0兆円）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p> <p>⑥ 所期の達成目標（令和4年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.0%～11.4%）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 「9必要性等③達成目標及びその実現による寄与」に記載している建設投資額の中間達成目標については、令和2年度を起点として、令和6年度までを中間目標としているため、令和元年度については評価対象外として認識している。</p> <p>② ①と同様に、都市開発事業が行われた区域面積割合における中間達成目標についても令和2年度～令和6年度が対象となっているため、令和元年度については評価対象外として認識している。</p> <p>③ 中間達成目標における、本特例により直接引き起こされる認定事業の寄与度については、「9必要性等③達成目標及びその実現による寄与」に記載の通り、令和2～6年度の全体の建設投資額が約5.3兆円と見込まれるところ、全体建設投資額を分母として、認定事業で直接支出される建設投資額を分子に置くことで、全体建設投資額に占める認定事業の直接的な寄与度を算出している。（令和2年度～令和6年度の建設投資額見込み約5.3兆円のうち、約2.9兆円が認定事業の直接的な建設投資額に当たり、全体投資額の約55%を占めている旨、記載している。）</p> <p>※ なお、「10有効性等④効果」において、認定事業の単年度の建設投資額を記載しているところ、各年度における直接的な寄与度についても上記と同様に算出の上、記載している。</p> <p>④ ③と同様に中間達成目標における、本特例により直接引き起こされる認定事業の寄与度については、「9必要性等③達成目標及びその実現による寄与」に記載の通り、令和2～6年度の全体の区域面積割合が約12.1%と見込まれるところ、全体区域面積を分母として、認定事業で整備される区域面積を分子に置くことで、全体区域面積割合に占める認定事業の直接的な寄与度を算出している。（令和2年度～令和6年度の区域面積割合見込み約12.1%のうち、約24%が認定事業の区域面積に当たる旨、記載している。）</p> <p>※ なお、「10有効性等④効果」において、認定事業の単年度の区域面積割合を記載しているところ、各年度における直接的な寄与度についても上記と同様に算出の上、記載している。</p> <p>⑤ 「10④効果」のうち、「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」に記載している。（令和2年度～令和6年度の中間目標値が3.5兆円～5兆円であるところ、現在の見込みとして約5.3兆円となっている。）</p> <p>⑥ 「10④効果」のうち、「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」に記載している。（令和2年度～令和6年度の中間目標値が12.0%～12.5%であるところ、現在の見込みとして約12.1%となっている。）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析対象期間内の過去の効果（令和元年度）が把握されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤・⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和7年における認定事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合80%以上）に対する将来の効果が予測されてお</p>
---

<p>らず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額3.5兆円～5兆円）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数9件（令和4年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0%～12.5%）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数9件（令和4年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額3.5兆円～5兆円）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0%～12.5%）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>なお、④及び⑤は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① (1) 達成目標に記載のとおり、評価書から達成目標を削除することとする。</p> <p>②・③ 本特例措置は、国土交通大臣が認定する、一定の要件を満たした優良な都市再生事業に限り支援対象としているため、年間の適用件数自体は10件未満となっているが、本特例措置により直接引き起こされる認定事業の1事業当たりの建設投資額の平均は約733億円、区域面積の平均は約25,000㎡と、一つのプロジェクトが達成目標の実現に与える影響が大きいため、適用件数が10件未満であったとしても、達成目標の実現に有効な手段である旨を追記する。</p> <p>④ 建設投資額における本特例措置の直接的な効果については、本確認表「(6)【過去の効果】③」においてその考え方を示している通りであり、将来の効果の把握にあたってはその考え方は同様である。</p> <p>また、事後的な効果の検証については、全体建設投資額算出の基となる「内閣府による自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」は今後も毎年度実施される予定であり、直接的な効果の事後検証は可能である。</p> <p>⑤ 区域面積における本特例措置の直接的な効果については、本確認表「(6)【過去の効果】④」においてその考え方を示している通りであり、将来の効果の把握にあたってはその考え方は同様である。</p> <p>また、事後的な効果の検証については、全体区域面積割合算出の基となる「内閣府による自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」は今後も毎年度実施される予定であり、直接的な効果の事後検証は可能である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④・⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性を踏まえて説明されていない。</p>
--

<b>【国土交通省の補足説明】</b>
① 民間事業者による都市再生事業の特性を踏まえた本税制特例措置の必要性を追記する。
<b>【点検結果】</b>
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》 都市再生特別措置法に基づき、特定都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業計画(同法第19条の10第2項により認定があったものとみなされる場合を含む。以下「認定事業」という。)に係る以下の特例措置を講じる。</p> <p>○所得税・法人税の割増償却 (認定事業により整備される建築物について、5割増償却(5年間)) ○本特例措置の適用期限: 令和5年3月31日</p> <p>【適用要件】 ・令和5年3月31日までに取得し、供用すること ・地上階数 10 以上又は延べ面積 50,000 m<sup>2</sup>以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当 1) 事業区域内において整備される公共施設用地面積が 30%以上 2) 居住者等利便施設整備費が 10 億円以上</p> <p>《要望の内容》 上記の特例措置の適用期限を2年間延長し、令和7年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》 法人税 : 租税特別措置法第 47 条 租税特別措置法施行令第 29 条の5 租税特別措置法施行規則第 20 条の 21</p>
5	担当部局	国土交通省都市局まちづくり推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成 23 年度 創設</p> <p>平成 24 年度 拡充 (都市再生特別措置法第 19 条の 10 第 2 項により認定があったものとみなされる場合を適用対象に追加。)</p> <p>平成 25 年度 適用期限の 2 年延長 平成 27 年度 適用期限の 2 年延長 平成 29 年度 適用期限の 2 年延長 令和元年度 適用期限の 2 年延長 令和 3 年度 適用期限の 2 年延長</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)

9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が相対的に低下している中、我が国経済を牽引する大都市について、国際的なビジネス環境・生活環境、大規模災害に対応するための環境を整備することにより、世界中からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、その国際競争力の更なる強化を図る。 また、新たな資本主義やデジタル田園都市国家構想等の実現のため、地方都市のイノベーション力強化と、それを支える大都市の国際競争力強化に資する都市再生を推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 上海やシンガポールなどのアジアの成長都市との都市間競争が激化し、我が国の都市の国際競争力が相対的に低下している。 こうした中、大都市の国際競争力強化の観点から、平成23年に都市再生特別措置法の改正により特定都市再生緊急整備地域を創設し、令和3年度末時点で15地域の指定が行われてきた。更に、令和2年6月に同法を改正し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上により、内外の多様な人材・関係人口を更に惹きつける好循環が確立された都市の構築を目指しているところである。 直近では、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」において、地方都市のイノベーション力の強化や大都市の国際競争力強化に向け、デジタル技術等を活用する優良な民間都市開発事業への支援等を通じた都市再生を進めることとしており、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」では、建築・都市のDX等を活用しつつ、都市再生を促進していくことが盛り込まれている。また、「デジタル田園都市国家構想基本方針」においても、民間投資の喚起や都市再生の質の向上に向け、都市再生緊急整備地域における都市計画等の特例や優良な民間都市開発への金融・税制等による支援等を行うこととしている。(いずれの政府方針も令和4年6月7日閣議決定。)</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>①都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額 ・令和2年度～令和12年度(2020～2030年度) 目標値: 7兆円～10兆円 (※中間目標値: 3.5兆円～5兆円 令和6年度まで)</p> <p>②都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 ・令和2年度～令和12年度(2020～2030年度) 目標値: 16.5%～19.5%(初期値9.1%※平成30年度) (※中間目標値: 12.0%～12.5% 令和6年度まで)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置(都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置を含む。以下本項において同じ。)を戦略的・重点的に講ずることに</p>
---	------	--

		<p>より、優良な都市開発事業が促進され、具体的な効果として、都市再生緊急整備地域における都市開発事業の令和2年度から令和6年度までの建設投資額についても、現時点では約5.3兆円が見込まれ、令和6年度までの中間目標値(3.5～5兆円)の達成に向けて順調に進捗しているところである。なお、本特例措置により直接引き起こされる建設投資額は、上記の建設投資額のうち、約55%(約2.9兆円)を占めている。</p> <p>また、都市再生緊急整備地域内において都市開発事業の行われた区域面積割合は、令和6年度には、12.1%となる見込みであり、令和6年度までの中間目標値(12.0%～12.5%)の達成に向けて順調に進捗している。なお、本特例措置により直接引き起こされる認定事業の区域面積割合は、上記の区域面積割合のうち、約24%を占めている。</p> <p>※建設投資額及び区域面積割合については、内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」より試算。</p> <p>本特例措置が講じられず、仮に認定事業が誘発されなかった場合、政策目標の達成に対する影響は大きいと考えられる。</p>
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>令和元年度：8計画(14件) 令和2年度：10計画(18件) 令和3年度：9計画(16件) 令和4年度：9計画(見込) 令和5年度：11計画(見込) 令和6年度：11計画(見込)</p> <p>&lt;実績の算出根拠&gt; ・令和元年度から令和3年度実績については、国交省が実施する「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用状況調査」(令和4年7月末時点)より算出</p> <p>&lt;見込みの算出方法&gt; ① 令和4年度見込み: ・上記調査により把握した令和3年度より継続して適用される見込みの計画数(7計画)に、過年度の適用計画数より算出された本特例の年平均新規適用計画数(2.3計画/年、以下「新規計画数」という。)を加えることで推計</p> <p>②令和5年度見込み: ・①に令和4年度をもって適用が終了する計画数を差し引き、令和5年度分の新規計画数を加えることで推計</p> <p>③令和6年度見込み: ・②に令和5年度をもって適用が終了する計画数を差し引き、令和6年度分の新規計画数を加えることで推計</p> <p>&lt;見込みの算出式&gt;※算出に当たっては四捨五入を実施 ① 令和4年度(9計画): ・令和3年度からの継続適用数7+令和4年度の新規計画数2.3</p>

		<p>② 令和5年度(11計画): ・令和4年度の適用計画数9.3-令和4年度をもって適用終了となる計画数1+令和5年度の新規計画数2.3</p> <p>③ 令和6年度(11計画): ・令和5年度の適用計画数10.6-令和5年度をもって適用終了となる計画数2+令和6年度の新規適用数2.3</p> <p>&lt;年間の適用件数が10件未満である理由及び、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段である理由&gt; ・本特例措置は、国土交通大臣が認定する、一定の要件を満たした優良な都市再生事業に限り支援対象としているため、年間の適用件数自体は10件未満となっているが、本特例措置により直接引き起こされる1事業当たりの建設投資額の平均は約733億円、区域面積の平均は約25,000㎡と、一つのプロジェクトが達成目標の実現に与える影響が大きいため、認定事業のインセンティブとなる本特例措置は、達成目標の実現に有効な手段である。</p> <p>なお、認定事業は令和4年度8月末現在で151計画(うち、特定都市再生緊急整備地域に係る認定事業は98計画)が認定され、実績を着実に積み上げているところである。</p>
	②: 適用額	<p>令和元年度：4,397百万円 令和2年度：8,060百万円 令和3年度：7,263百万円 令和4年度：11,349百万円(見込) 令和5年度：12,935百万円(見込) 令和6年度：13,302百万円(見込)</p> <p>&lt;実績及び見込の算出根拠&gt; ・令和元年～令和3年度については、国交省が実施する「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用状況調査」(令和4年7月末時点)に基づく減収額の実績を、令和4年度以降については、本事前評価書10③で試算される減収見込み額を、それぞれ23.2%の法人税率を割り戻して、割増償却額を推計</p> <p>&lt;適用額が特定の者に偏っていない旨の説明&gt; ・本特例措置は、都市開発事業の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域である特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であり、法人の業種・業態に関わらず、一定の要件を満たすことで一律に適用が可能になっていることから、制度上特定の者に偏ることはない。</p> <p>&lt;租税特別措置法の適用実態調査の適用額を用いない理由&gt; ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出する</p>

ことはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。

③ 減収額

(単位:百万円)

年度 区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
法人税	1,020	1,870	1,685	2,633	3,001	3,086
法人住民税	132	131	118	184	210	216
法人事業税	422	773	697	1,088	1,240	1,276

※令和4年度以降は見込み

＜実績の算出根拠＞

- 令和元年度から令和3年度実績については、国交省が実施する「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用状況調査」（令和4年7月末時点）より算出

■法人税

＜見込みの算出方法＞

- 特定都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込みのうち、当該特例の対象事業における1事業当たりの建物取得価額（67,116百万円）を基に、割増償却額を試算
- 上記で試算した割増償却額（1,220百万円）に法人税率（23.2%）を乗じて推計した事業1計画あたりの減収見込み（283百万円）に、各年度の適用見込み件数を乗じて減収見込み額を算出

＜算出式＞

令和4年度(2,633百万円):  
 令和4年度の適用数見込み(9.3計画)※上記適用数より  
 ×事業1計画あたりの減収見込み(283百万円)

令和5年度(3,001百万円):  
 令和5年度の適用数見込み(10.6計画)※上記適用数より  
 ×事業1計画あたりの減収見込み(283百万円)

令和6年度(3,086百万円):  
 令和6年度の適用数見込み(10.9計画)※上記適用数より  
 ×事業1計画あたりの減収見込み(283百万円)

■法人住民税

＜算出方法＞

- 上記で算出した各年度の減収見込額に法人住民税率（7.0%、令和元年度のみ12.9%）を乗じて減収見込額を算出

■法人事業税

＜算出方法＞

(a) : 10②で算出した各年度の適用額に外形外法人の税率（7.0%）を乗じて法人事業税所得割の減収額を算出

(b) : (a)で算出した法人事業税所得割の減収額に外形外法人の税率（37.0%）を乗じて地方法人特別税の減収額を算出  
 →以上の(a)と(b)の減収額を合算して法人事業税を算出。

④: 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

①都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額  
 →令和2年度～令和6年度の建設投資額：約5.3兆円（見込）  
 ※令和6年度までの中間目標値：3.5兆円～5兆円

②都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合  
 →令和6年度までの区域面積割合：約12.1%（見込）  
 ※令和6年度までの中間目標値：12.0%～12.5%

・租税特別措置法の適用期間及び延長要望期間においては、政策目標及び中間政策目標の達成に向けて、いずれも順調に進捗しているところだが、建設工事費の上昇等の影響を受けて、都市開発事業の見通しは未だ不透明であり、目標達成に向け、引き続き支援が必要である。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

- 直接的効果を図る指標として、本特例により直接引き起こされる認定事業の建設投資額及び区域面積割合を基に寄与度を算出

【建設投資額】

※内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」より  
 ※特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の合算値

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
単年度	1.1	1.1	1.1	1.0	0.9
うち、 認定事業	0.7	0.6	0.6	0.5	0.4
累計金額	1.1	2.3	3.4	4.4	5.3
認定事業 の寄与度	65%	57%	57%	52%	41%

【都市開発事業の行われた区域面積割合】

※内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」より  
 ※特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の合算値  
 ※平成30年度:9.1%が初期値

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度



		<table border="1"> <tr> <td>単年度</td> <td>0.6%</td> <td>0.4%</td> <td>0.5%</td> <td>0.4%</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>うち、 認定事業</td> <td>0.3%</td> <td>0.1%</td> <td>0.4%</td> <td>0.2%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>累計%</td> <td>10.2%</td> <td>10.6%</td> <td>11.1%</td> <td>11.6%</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>認定事業 の寄与度</td> <td>51%</td> <td>16%</td> <td>75%</td> <td>52%</td> <td>42%</td> </tr> </table>	単年度	0.6%	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%	うち、 認定事業	0.3%	0.1%	0.4%	0.2%	0.2%	累計%	10.2%	10.6%	11.1%	11.6%	12.1%	認定事業 の寄与度	51%	16%	75%	52%	42%
単年度	0.6%	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%																					
うち、 認定事業	0.3%	0.1%	0.4%	0.2%	0.2%																					
累計%	10.2%	10.6%	11.1%	11.6%	12.1%																					
認定事業 の寄与度	51%	16%	75%	52%	42%																					
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における認定事業（151計画）の建設投資累計額は86,378億円、経済波及効果は217,299億円、税収増効果は22,872億円と試算されることから、今後も税収減を是認するに足る効果が期待される。</p> <p>出典：野村総合研究所 H27 都市開発事業調査「都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業の効果分析調査」のデータを基に国交省にて算出</p>																								
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、民間投資を誘発し、優良な都市再生事業を推進することを目的としている。優良な民間都市再生事業を実施するためには、多額の投資と長い事業期間を要することから大きなリスクを有するとともに、収益を生まない公共施設等の整備や投資効率を下げる環境性能の向上に係る設備投資を行わなければならない、市場原理に基づき投資判断を行う民間事業者に委ねるのみでは高質で優良な事業が実施されなくなる可能性がある。</p> <p>民間事業者にとって、優良な都市再生事業を実施するためには、毎年度の予算枠等により支援範囲が左右される補助金よりも、要件を満たすことにより確実に支援を受けることができる租税特別措置の支援措置の方が、より確実にインセンティブとして機能するため、本特例を措置することは妥当である。</p> <p>また、認定事業は、令和4年8月末現在で151計画が認定されており、認定事業の実施による成果が着実に積み上がってきているところ、政策目標の達成のために、引き続き本特例措置を講じる必要がある。</p>																								
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するものである。</p> <p>一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業の実施を決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p>																								
	③: 地方公共団体が協力をする相当性	<p>本特例措置については、周辺の都市開発事業の呼び水となるような、経済へのインパクトも大きい優良な都市再生事業を支援対象としており、本特例措置が上記のような都市再生事業のインセンティブとなることは、地域経済の活性化にとって有益であると</p>																								

		考えられるため、地方公共団体が協力することは相当性が認められる。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月(R2国交 03)

減収見込額調書

特定都市再生緊急整備地域における認定民間都市再生事業に係る課税の特例措置の延長(法人税)

減収見込額:平年度 3,044 百万円

認定事業者に該当する法人に対する割増償却

・特定都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、当該特例の対象事業における1事業あたりの建築物取得価額 (R4年7月末時点調査に基づく実績・見込)

67,166 百万円 <1>

このうち、建物:設備の割合を65%:35%と仮定すると

建物取得価額:<1>×65% 43,658 百万円 <2>

設備取得価額:<1>×35% 23,508 百万円 <3>

・新規に適用される平均計画数  
 特定都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の当該特例に係る課税の特例の適用計画数  
 (H23~R3年度計 25計画で、年平均 25計画/11年=2.3計画

2.3 計画/年度<4>

【令和5年度見込】

・令和4年度に令和3年度より継続して適用される認定事業の計画数 7 計画 <5>

・令和4年度に適用される認定事業の計画数見込  
 <4>+<5>= 9 計画 <6>

・<6>のうち、令和4年度をもって適用が終了するもの 1 計画 <7>

・令和5年度に令和4年度より継続して適用される認定事業の計画数  
 <6>-<7>= 8 計画 <8>

・令和5年度に適用される認定事業の計画数見込  
 <4>+<8>= 11 計画 <9>

・事業1計画あたり割増される減価償却額  
 建物は50年定額、設備は15年定額とすると、  
 $[\langle 2 \rangle \times 1/50(50年定額) + \langle 3 \rangle \times 1/15(15年定額)] \times 50\%(割増率) =$  1,220 百万円 <10>

・事業1計画あたり減収見込み  
 <10>×23.2%(法人税率)= 283 百万円 <11>

・令和4年度の減収見込額  
 <6>×<11>= 2,633 百万円 <12>

・令和5年度の減収見込額  
 <9>×<11>= 3,001 百万円 <12>

【令和6年度見込】

・<9>のうち、令和5年度をもって適用が終了するもの 2 計画 <13>

・令和6年度に令和5年度より継続して適用される認定事業の計画数  
 <9>-<13>= 9 計画 <14>

・令和6年度に適用される認定事業の計画数見込  
 <4>+<14>= 11 計画 <15>

・事業1計画あたり減収見込み  
 <10>×23.2%(法人税率)= 283 百万円 <16>

・令和6年度の減収見込額  
 <16>×<15>= 3,086 百万円 <17>

以上より、平年度の減収見込額は、  
 (<12>+<17>)/2= 3,044 百万円

【法人住民税】

法人住民税率 7%

【令和5年度見込】

・令和5年度の減収見込額  
 減収見込額×外形外法人の税  
 <12>×7% 210 百万円

【令和6年度見込】

・令和6年度の減収見込額  
 減収見込額×外形外法人の税  
 <17>×7% 216 百万円

【法人事業税】

外形外法人の税率(法人事業税所得割) 7%

外形外法人の税率(地方法人特別税) 37%

【令和5年度見込】

①法人事業税所得割の減収額  
 ・減収見込額÷法人税率(0.232)×外形外法人の税率(7.0%)  
 (<12>÷23.2%)×7.0% 905 百万円

②地方法人特別税の減収額  
 ・①×外形外法人の税率(37.0%) 335 百万円

・令和5年度の減収見込額  
 ①+② 1,240 百万円

【令和6年度見込】

①法人事業税所得割の減収額  
 ・減収見込額÷法人税率(0.232)×外形外法人の税率(7.0%)  
 (<23>÷23.2%)×7.0% 931 百万円

②地方法人特別税の減収額  
 ・①×外形外法人の税率(37.0%) 345 百万円

・令和5年度の減収見込額  
 ①+② 1,276 百万円

【各年度の減価償却額試算】

・令和元年度 4,397 百万円  
 ・令和2年度 8,060 百万円  
 ・令和3年度 7,263 百万円  
 ・令和4年度 11,349 百万円  
 ・令和5年度 12,935 百万円  
 ・令和6年度 13,302 百万円

※令和元年度~3年度については認定事業者に対するアンケートにより減収額を算出  
 ※令和4年度以降については本見込み額計算シートにて算出

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—

【点検結果】	なし。
--------	-----

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積について、令和2年度までに概ね解消する）に対する過去の効果（平成30年度及び令和元年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積について、令和2年度までに概ね解消する）に対する過去の効果（令和2年度及び3年度）について、「令和2年度末（2,220ha）から令和3年度末（1,989ha）にかけて231haの危険密集市街地を解消」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（都市機能更新率を令和5年度に44.5%とする）に対する過去の直接的な効果について、「本特例措置によって民間事業者による保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保することで、市街地再開発事業の推進が図られ、都市機能の更新に資する」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>④ 所期の達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積について、令和2年度までに概ね解消する）に対する過去の直接的な効果について、「本特例措置によって民間事業者による保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保することで、市街地再開発事業の推進が図られ、都市機能の更新に資する」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>なお、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正いたしました。</p> <p>② 評価書を修正いたしました。</p> <p>③ 当該事項及び、(6)過去の効果④、(7)将来の効果③、④に関して評価書に追記。</p> <p>④ ③に記載の通り。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
---

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 全ての達成目標に対する、将来の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 全ての達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数それぞれ8件（令和4年度から6年度まで）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（都市機能更新率を令和8年度に46.1%とする）に対する将来の直接的な効果について、「本特例措置によって民間事業者による保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保することで、市街地再開発事業の推進が図られ、都市機能の更新に資する」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他</p>
--



<p>の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積について、令和12年度までに概ね解消することを目標とし、令和8年度に約5割の地域で達成されることを目指す）に対する将来の直接的な効果について、「本特例措置によって民間事業者による保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保することで、市街地再開発事業の推進が図られ、都市機能の更新に資する」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正いたしました。</p> <p>② 評価書を修正いたしました。</p> <p>③ (6) 過去の効果③に記載の通り。</p> <p>④ (6) 過去の効果③に記載の通り。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「令和3年度末時点の実績と過年度の推移を考慮して設定したもの」及び「地方公共団体よりこれまで実施した事業実績や今後の実施予定、危険密集市街地の解消見込み時期等をヒアリング調査により把握しているところであり、当該調査結果（確認した解消見込み時期）を基に、将来の効果を算定している」との説明では、将来の効果について、算定根拠が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>②～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税:義(国税10) 法人住民税:義、法人事業税:義(自動連動)
		②: 上記以外の税目 所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 個人又は法人が所有する事業用資産を譲渡し、市街地再開発事業の保留床を取得し事業の用に供した場合、譲渡益の一部に対する課税を将来に繰り延べる。(繰延割合 80%)
		《要望の内容》 本特例措置の適用期限を3年間延長する。 ・所得税:令和8年12月31日まで ・法人税:令和8年3月31日まで
		《関係条項》 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第65条の7第1項表3、第65条の8、第65条の9
5	担当部局	国土交通省都市局市街地整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:平成30年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和44年度 創設 昭和50、55、60、平成2、3、8、13、18、23、29、令和2年度 適用期限の延長 平成10年度 対象地域の拡大及び認定再開発事業の追加 平成23年度 認定再開発事業を除外 平成26年度 対象資産、施行区域面積の要件追加
8	適用又は延長期間	3年間 ・所得税:令和6年1月1日～令和8年12月31日 ・法人税:令和5年4月1日～令和8年3月31日
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 市街地再開発事業の推進により、地方都市のイノベーション力の強化や大都市の国際競争力の強化に向けた都市機能の更新、安全なまちづくりに向けた密集市街地の解消を図る。 《政策目的の根拠》 【都市機能の更新】 ○デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定) 「地方都市のイノベーション力の強化や大都市の国際競争力強化に向け、デジタル技術等を活用する優良な民間都市開発事業への支援等を通じ、都市再生を推進する。」 ○フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定) ※新しい資本主義関連 「地方都市のイノベーション力の強化や大都市の国際競争力の強化に向け、デジタル技術等を活用する優良な民間都市開発事業への支援等を通じた都市再生を進める。」

		<p>【密集市街地の解消】</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022(令和4年6月7日閣議決定) 「切迫する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。」</p> <p>○国土強靱化基本計画(平成30年12月14日閣議決定) 「密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進める(中略)。これらの取組を推進するために、地方公共団体等への支援策や税制の活用(中略)などにより、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせる」</p> <p>○住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定) 「地震時等に著しく危険な密集市街地の解消とそれにあわせた地域防災力の向上に資するソフト対策の強化、無電柱化の推進。」</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する</p>
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>①都市機能更新率 平成30年度 42.5% → 令和10年度 47.0% ※都市機能更新率 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発法第2条の3第1項第2号又は同条第2項に位置づけられた地区等)における宅地面積のうち4階建て以上の建築物の宅地面積の割合</p> <p>②地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 令和2年度 2,220ha → 令和12年度 概ね解消 ※地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市街地</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置によって民間事業者による保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保することで、市街地再開発事業の推進を図り、都市機能の更新及び密集市街地の解消に寄与することが見込まれる。</p>
10	有効性等	①: 適用数 平成30年度: 9件 令和元年度: 2件 令和2年度: 13件 令和3年度: 8件 令和4年度: 8件 令和5年度: 8件 令和6年度: 8件

	<p>令和7年度：8件 令和8年度：8件 ※平成30年度～令和2年度の適用数は、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和4年1月国会提出）」に基づき記載。令和3年度～令和8年度の適用件数は、平成30年度～令和2年度の平均適用件数として推計。</p> <p>市街地再開発事業の新規事業認可数は年間約21事業（平成30年度～令和2年度の平均）、完了数は年間約17事業（平成30年度～令和2年度の平均）であり、適用数は年間約8件となっている。</p> <p>本特例措置の今後の適用数の見込みは年8件であるが、上記の市街地再開発事業の事業数を考慮すれば、本特例措置の適用数は必ずしも僅少とは言えない。</p> <p>市街地再開発事業の施行に必要な事業費は保留床処分金により回収することが不可欠であり、達成目標の実現のため、本特例措置の適用による保留床の処分の円滑化は大きな政策効果を有していると言える。</p>																																																																																																																																																																																				
②：適用額	<p>平成30年度：20,750百万円 令和元年度：12,875百万円 令和2年度：154,248百万円 令和3年度：7,828百万円 令和4年度：7,828百万円 令和5年度：7,828百万円 令和6年度：7,828百万円 令和7年度：7,828百万円 令和8年度：7,828百万円 ※平成30年度～令和2年度の適用額は、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和4年1月国会提出）」に基づき記載。令和3年度～令和8年度の適用額は、平成30年度～令和2年度の平均適用額として推計。</p>																																																																																																																																																																																				
③：減収額	<p style="text-align: right;">(金額：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10">法人税 ※適用額×税率</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>4,814</td> <td>2,987</td> <td>35,786</td> <td>1,810</td> <td>1,810</td> <td>1,810</td> <td>1,810</td> <td>1,810</td> <td>1,810</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> </tr> <tr> <td colspan="10">法人住民税 ※法人税の減収額×税率</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>621</td> <td>385</td> <td>2505</td> <td>127</td> <td>127</td> <td>127</td> <td>127</td> <td>127</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>12.9%</td> <td>12.9%</td> <td>7.0%</td> <td>7.0%</td> <td>7.0%</td> <td>7.0%</td> <td>7.0%</td> <td>7.0%</td> <td>7.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="10">法人事業税</td> </tr> <tr> <td colspan="10">①所得割 ※適用額×税率</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>145</td> <td>90</td> <td>1,542</td> <td>78</td> <td>78</td> <td>78</td> <td>78</td> <td>78</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>0.7%</td> <td>0.7%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="10">②地方法人特別税(～R1)/特別法人事業税(R2～) ※法人事業税(所得割)の減収額×税率</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>601</td> <td>373</td> <td>4,008</td> <td>203</td> <td>203</td> <td>203</td> <td>203</td> <td>203</td> <td>203</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>414.2%</td> <td>414.2%</td> <td>260.0%</td> <td>260.0%</td> <td>260.0%</td> <td>260.0%</td> <td>260.0%</td> <td>260.0%</td> <td>260.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="10">③付加価値割 ※適用額×税率</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>249</td> <td>155</td> <td>1,851</td> <td>94</td> <td>94</td> <td>94</td> <td>94</td> <td>94</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>④減収額合計(①～③)</td> <td>995</td> <td>618</td> <td>7,402</td> <td>375</td> <td>375</td> <td>375</td> <td>375</td> <td>375</td> <td>375</td> </tr> </tbody> </table> <p>※いずれも外形標準課税対象法人に適用される税率を用いて計算。</p>		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	法人税 ※適用額×税率										減収額	4,814	2,987	35,786	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	税率	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	法人住民税 ※法人税の減収額×税率										減収額	621	385	2505	127	127	127	127	127	127	税率	12.9%	12.9%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	法人事業税										①所得割 ※適用額×税率										減収額	145	90	1,542	78	78	78	78	78	78	税率	0.7%	0.7%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	②地方法人特別税(～R1)/特別法人事業税(R2～) ※法人事業税(所得割)の減収額×税率										減収額	601	373	4,008	203	203	203	203	203	203	税率	414.2%	414.2%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	③付加価値割 ※適用額×税率										減収額	249	155	1,851	94	94	94	94	94	94	税率	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	④減収額合計(①～③)	995	618	7,402	375	375	375	375	375	375
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8																																																																																																																																																																												
法人税 ※適用額×税率																																																																																																																																																																																					
減収額	4,814	2,987	35,786	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810																																																																																																																																																																												
税率	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%																																																																																																																																																																												
法人住民税 ※法人税の減収額×税率																																																																																																																																																																																					
減収額	621	385	2505	127	127	127	127	127	127																																																																																																																																																																												
税率	12.9%	12.9%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%																																																																																																																																																																												
法人事業税																																																																																																																																																																																					
①所得割 ※適用額×税率																																																																																																																																																																																					
減収額	145	90	1,542	78	78	78	78	78	78																																																																																																																																																																												
税率	0.7%	0.7%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%																																																																																																																																																																												
②地方法人特別税(～R1)/特別法人事業税(R2～) ※法人事業税(所得割)の減収額×税率																																																																																																																																																																																					
減収額	601	373	4,008	203	203	203	203	203	203																																																																																																																																																																												
税率	414.2%	414.2%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%																																																																																																																																																																												
③付加価値割 ※適用額×税率																																																																																																																																																																																					
減収額	249	155	1,851	94	94	94	94	94	94																																																																																																																																																																												
税率	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%																																																																																																																																																																												
④減収額合計(①～③)	995	618	7,402	375	375	375	375	375	375																																																																																																																																																																												

④：効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 【都市機能更新率】 下表のとおり、達成目標(令和10年度末:47.0%)に向けて順調に進捗しているところ。 なお、前回評価時には達成目標を「令和5年度末:44.5%」としていた。目標期間が満了していないため現時点で目標達成の成否を評価することは困難であるが、下表の通り42.5%(平成30年度)から44.0%(令和3年度)に上昇しているところであり、引き続き本特例措置等により市街地再開発事業の施行の円滑化を促進し、都市機能更新率の一層の上昇を図ることが必要である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象区域の宅地面積(ha)</td> <td>34,849.6</td> <td>34,849.6</td> <td>34,849.6</td> <td>34,849.6</td> </tr> <tr> <td>4階建て以上の建築物の宅地面積(ha)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td>14,824.2</td> <td>15,007.6</td> <td>15,119.6</td> <td>15,317.6</td> </tr> <tr> <td>(前年度からの増分)</td> <td>(141.0)</td> <td>(183.4)</td> <td>(112.0)</td> <td>(198.0)</td> </tr> <tr> <td>都市機能更新率</td> <td>42.5%</td> <td>43.1%</td> <td>43.4%</td> <td>44.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：国土交通省都市局・住宅局にて地方公共団体を対象に調査を実施)</p> <p>(達成目標に対する効果) ①過去の効果(平成30年度～令和3年度) 本特例措置による都市機能更新率の上昇への寄与度を、下記計算式により算定する。</p> <p>本特例措置による都市機能更新率の上昇への寄与度 = (A) × (B)</p> <p>(A)：平成30年度～令和3年度の都市機能更新率の上昇のうち市街地再開発事業によるものの割合 (B)：平成30年度～令和3年度に完了した市街地再開発事業のうち本特例措置が適用されたものの割合</p> <p>(A)について 平成30年度～令和3年度に対象区域内で建築された4階建て以上の建築物の宅地面積(634.4ha)のうち、市街地再開発事業によるもの(19.4ha)の占める割合は、 19.4ha ÷ 634.4ha × 100 ≒ 3.1%</p> <p>(出典：国土交通省都市局・住宅局にて地方公共団体を対象に調査を実施)</p> <p>(B)について 過去実績により推計した本特例措置の年間平均適用事業数は3事業。平成30年度～令和3年度の年間平均完了数は16事業であるため、 3事業 ÷ 16事業 × 100 ≒ 18.8%</p> <p>以上より、 本特例措置による都市機能更新率の上昇への寄与度 = 3.1% × 18.8% ≒ 0.6%</p>		H30	R1	R2	R3	対象区域の宅地面積(ha)	34,849.6	34,849.6	34,849.6	34,849.6	4階建て以上の建築物の宅地面積(ha)					累計	14,824.2	15,007.6	15,119.6	15,317.6	(前年度からの増分)	(141.0)	(183.4)	(112.0)	(198.0)	都市機能更新率	42.5%	43.1%	43.4%	44.0%
	H30	R1	R2	R3																											
対象区域の宅地面積(ha)	34,849.6	34,849.6	34,849.6	34,849.6																											
4階建て以上の建築物の宅地面積(ha)																															
累計	14,824.2	15,007.6	15,119.6	15,317.6																											
(前年度からの増分)	(141.0)	(183.4)	(112.0)	(198.0)																											
都市機能更新率	42.5%	43.1%	43.4%	44.0%																											

		<p>②将来の効果(令和4年度～令和8年度) 都市機能更新率について、年度毎の目標は下記の通り。 ・令和4年度:44.4% ・令和5年度:44.8% ・令和6年度:45.3% ・令和7年度:45.7% ・令和8年度:46.1% ※令和3年度末時点の実績と過年度の推移を考慮して設定したもの。</p> <p>本特例措置による都市機能更新率の上昇への寄与度を、下記計算式により算定する。</p> <p>本特例措置による都市機能更新率の上昇への寄与度 = (A)' × (B)'</p> <p>(A)' : 令和4年度～令和8年度の都市機能更新率の上昇のうち市街地再開発事業によるものの割合 (B)' : 令和4年度～令和8年度に完了予定の市街地再開発事業のうち本特例措置が適用されるものの割合</p> <p>(A)' について 3.1% ※平成30年度～令和3年度の実績(A)と等しいと仮定。</p> <p>(B)' について 18.8% ※平成30年度～令和3年度の実績(B)と等しいと仮定。</p> <p>以上より、 本特例措置による都市機能更新率の上昇への寄与度 = 3.1% × 18.8% ≒ 0.6%</p> <p>【地震時等に著しく危険な密集市街地の面積】 令和2年度末(2,220ha)から令和3年度末(1,989ha)にかけて231haの危険密集市街地を解消(※)しており、達成目標(令和12年度末:概ね解消)に向けて順調に進捗しているところ。 ※地方公共団体に対して、危険密集市街地解消の進捗状況調査を行うことにより、当該年度に解消した危険密集市街地の実数を把握している。令和2年度末から令和3年度末にかけては、東京都:144ha、神奈川県:54ha、大阪府:32haの合計231ha(端数処理により合計は合わない)の解消が図られている。 なお、前回評価時には達成目標を「令和2年度に概ね解消」としていた。これに対して、平成30年度末:3,149ha、令和元年度末:2,982ha、令和2年度末:2,220haと推移していた(出典:危険密集市街地解消の進捗状況調査)。 密集市街地では、権利関係の複雑、未接道敷地の多さ、地権者の高</p>
--	--	---

		<p>齢化等により、老朽建築物の建替えや道路整備に時間を要することから目標に達していないが、本特例措置等により市街地再開発事業の施行の円滑化を促進し、密集市街地の解消を図ることが必要である。</p> <p>(達成目標に対する効果) ①過去の効果(平成30年度～令和3年度) 本特例措置による危険密集市街地の解消への効果(ha)を、下記計算式により算定する。</p> <p>(C) × (B)</p> <p>(C) : 平成30年度～令和3年度に完了した市街地再開発事業が解消に寄与した密集市街地の面積の合計 (B) : 平成30年度～令和3年度に完了した市街地再開発事業のうち本特例措置が適用されたものの割合</p> <p>(C)について 平成30年度～令和3年度に完了した事業の実績より <u>15ha</u></p> <p>(B)について <u>18.8%</u></p> <p>以上より、 本特例措置による危険密集市街地の解消への効果(ha) = 15ha × 18.8% = <u>2.8ha</u></p> <p>②将来の効果(令和4年度～令和8年度) 危険密集市街地について、令和12年度までに概ね解消することを目標とし、当該目標が年度毎に下記割合の地域で達成されることを目指す。 ・令和4年度:約1割 ・令和5年度:約1割 ・令和6年度:約2割 ・令和7年度:約5割 ・令和8年度:約5割 ※地方公共団体よりこれまで実施した事業実績や今後の実施予定、危険密集市街地の解消見込み時期等をヒアリング調査により把握しているところであり、当該調査結果(確認した解消見込み時期)を基に、将来の効果を算定している。</p> <p>本特例措置による危険密集市街地の解消への効果(ha)を、下記計算式により算定する。</p> <p>(C)' × (B)'</p> <p>(C)' : 令和4年度～令和8年度に完了予定の市街地再開発事業が解消に寄与する見込みの密集市街地の面積の合計 (B)' : 令和4年度～令和8年度に完了予定の市街地再開発事業のうち</p>
--	--	---

		<p>ち本特例措置が適用されるものの割合</p> <p>(C)'について 令和4年度～令和8年度に完了予定の事業の見込みより <u>39.9ha</u> と推計。</p> <p>(B)'について <u>18.8%</u></p> <p>以上より、 本特例措置による危険密集市街地の解消への効果 (ha) =39.9ha × 18.8% =7.5ha ※令和4年度～令和8年度の年間平均=7.5ha ÷ 5年 = 1.5ha /年</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 【都市機能更新率】 本特例措置によって民間事業者による保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保することで、市街地再開発事業の推進が図られ、都市機能の更新に資する。</p> <p>【地震時等に著しく危険な密集市街地の面積】 本特例措置によって民間事業者による保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保することで、市街地再開発事業の推進が図られ、密集市街地の解消に資する。</p> <p>※業界団体へのアンケート調査(令和4年6月に不動産会社等を対象として実施)により、平成30年度～令和3年度に3事業につき、本特例措置があることによって買換えによる保留床の取得が生じていることを把握している。また、令和4年度～令和8年度に4事業につき、本特例措置があることによって買換えによる保留床の取得が生じる見込みであることを把握している。</p> <p>※本特例措置による達成目標に対する過去及び将来の効果(寄与度)は前述のとおり。なお、後述の通り、市街地再開発事業の補助制度は従前権利者の権利保護や公共公益施設の整備促進を主たる目的とするものである一方で、本特例措置は保留床取得者を支援するものであり、他の政策手段とは明確な役割分担がなされている。 このことから、前述の達成目標に対する過去及び将来の効果は、他の政策手段の影響を除いた本特例措置の直接的な効果であるものと思料する。</p>
⑤	税収減を是認する理由等	<p>本特例措置により市街地再開発事業が推進されることで、都市機能の更新により地方都市のイノベーション力や大都市の国際競争力が強化され、また密集市街地の解消により地震・火災等による被害のリスクが低減される。また、市街地再開発事業1事業あたり約350億円の建設等投資による民間投資誘発効果があることから、市街地再開発事業の推進による効果と本特例措置の適用による減収額とを比較すると税収減を是認できるものと考えられる。</p>

11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>市街地再開発事業の保留床取得者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。</p> <p>市街地再開発事業には補助制度があるが、それらは従前権利者の権利保護や公共公益施設の整備促進を主たる目的とするものである。一方で、本特例措置は事業資金の確実な確保という観点から、保留床取得者を支援するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。</p> <p>本特例措置が適用される市街地再開発事業は、都市再開発の長期的かつ総合的なマスタープランである都市再開発方針で定めた再開発促進地区や高度利用地区等の地方公共団体が定める都市計画の目的達成に寄与するため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月



点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	自動車重量税に係るエコカー減税の延長・見直し
税目	自動車重量税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（自動車の環境負荷の低減等を図る）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（自動車の環境負荷の低減等を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 達成目標（2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①・② 「自動車の環境負荷の低減等を図る」という達成目標について、達成すべき水準は、2050年カーボンニュートラル（「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（令和3年6月18日））であり、達成すべき時期は、本特例措置の適用期間の最終年度である令和6年度より長期の目標を設定しているものであり、本特例措置の適用期間の最終年度においても、「2050年まで」を維持することを予定している。</p> <p>③ 「2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする」という目標の達成時期は、本特例措置の適用期間の最終年度である令和6年度より長期の目標を設定しているものであり、本特例措置の適用期間の最終年度においても、「2030年まで」を維持することを予定している。</p> <p>なお、これらの目標は、達成時期を長期に設定することで、自動車メーカー各社の脱炭素化に向けたイノベーションを促すものであるが、各社によって技術開発の進展状況や次世代自動車・電動車の販売戦略は異なっており、その道筋は一概ではないため、目標達成に向けた途中時点での達成状況は設定していない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「自動車の環境負荷の低減等を図る」という達成目標について、達成すべき水準は、2050年カーボンニュートラル（「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（令和3年6月18日））」との説明では、達成すべき水準（目標値）が2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略に記載されている目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないことから、より適切な達成目標を設定する必要があるため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 仮に御指摘のとおり過去の実績をもとに推計をした場合、過去3年間の平均を取ると266万台/年（令和4年度～令和6年度）となる。ただし、エコカー減税を含む車体課税については、令和3年度与党税制改正大綱において、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」、「今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点等を踏まえることとする」とされており、制度そのものが大きく変わる可能性がある点には留意が必要。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 仮に御指摘のとおり過去の実績をもとに推計をした場合、過去3年間の平均を取ると577億円/年（令和4年度～令和6年度）となる。ただし、エコカー減税を含む車体課税については、令和3年度与党税制改正大綱において、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」、「今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点等を踏まえることとする」とされており、制度そのものが大きく変わる可能性がある点には留意が必要。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（自動車の環境負荷の低減等を図る）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする）に対する過去の直接的な効果について、「エコカー減税の導入以降、次世代自動車の普及率は平成21年度の11.0%から令和3年度には45.8%に大幅に向上しているなど（約35ポイント増加）、本措置による効果も合わさって環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮し、目標に向かって着実に向上していることから、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。加えて、エコカー減税の導入以降、新車の平均燃費が向上していることから、市場競争を通じてエンジン技術や軽量化などの共通基盤技術が磨きあげられていると考えられ、自動車の技術革新の加速化、延いては、新興市場を含めたグローバル市場における我が国自動車メーカーの国際競争力の更なる強化</p>
--

<p>等の効果も期待できる」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>						
<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① 自動車分野のCO<sub>2</sub>排出量の推移は下記のとおり。          平成30年度：1億8,100万トンCO<sub>2</sub>          令和元年度：1億7,700万トンCO<sub>2</sub>          令和2年度：1億6,200万トンCO<sub>2</sub></p> <p>②の補足説明のとおり、エコカー減税により、乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合が上昇し、その結果として、自動車分野のCO<sub>2</sub>排出量は着実に減少している。</p> <p>② 一般論として次世代自動車は同車格のガソリン車と比べて価格が高い傾向にある中で、高価格であってもより燃費性能に優れた自動車が消費者に選択されるよう本特例措置を講じてきたところ。国内自動車販売台数は、リーマンショック、東日本大震災、消費税率の引上げ、足下では新型コロナウイルス感染症の拡大、世界的な半導体供給不足など、国内外の様々な情勢変化により変動するが、乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合は着実に上昇してきており、また、主要自動車メーカーの1台当たりの売上高も上昇しているところ。このため、本特例措置の適用によって価格の高い自動車の販売を促すことにより、自動車の技術革新の加速化、延いては、新興市場を含めたグローバル市場における我が国自動車メーカーの国際競争力の更なる強化に寄与していると言えることができる。</p> <p>&lt;主要自動車メーカーの1台当たりの売上高の推移の平均&gt; ※各社公表値より試算</p> <table border="1"> <tr> <td>平成元年度</td> <td>405万円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>422万円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>490万円</td> </tr> </table>	平成元年度	405万円	令和2年度	422万円	令和3年度	490万円
平成元年度	405万円					
令和2年度	422万円					
令和3年度	490万円					
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（自動車の環境負荷の低減等を図る）に対する過去の効果（令和3年度）が把握されておらず、この点を課題とする。</p> <p>また、達成目標（自動車の環境負荷の低減等を図る）に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされておらず、この点を課題とする。</p> <p>また、達成目標（自動車の環境負荷の低減等を図る）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「本特例措置の適用によって価格の高い自動車の販売を促すことにより、自動車の技術革新の加速化、延いては、新興市場を含めたグローバル市場における我が国自動車メーカーの国際競争力の更なる強化に寄与していると言えることができる」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>						

<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
---

(8) 他の政策手段

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>なし。</p>
<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>—</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 全ての達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① これまで、本特例措置によって、自動車の環境負荷の低減、乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合の向上など、着実に効果を上げてきた。ただし、エコカー減税を含む車体課税については、令和3年度与党税制改正大綱において、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」、「今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする」とされており、制度そのものが大きく変わる可能性がある点には留意が必要。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	自動車重量税に係るエコカー減税の延長・見直し
2	対象税目	自動車重量税:外(国税16)
	① 政策評価の対象税目 ② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 環境性能の優れた自動車への代替を促し、自動車に起因する環境負荷の低減を図るため、環境性能の優れた自動車に対して、自動車重量税の減免を行う。
		《要望の内容》 令和3年度与党税制改正大綱等を踏まえ、以下の方向で所要の見直しを行う。
		○環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえた政策インセンティブ機能の強化、市場への配慮等の観点を踏まえつつ、自動車重量税のエコカー減税について延長するとともに、各税率の適用範囲の見直しを行う。
		《関係条項》 自動車重量税法第7条、同法施行令第4条、5条、同法施行規則第2条 租税特別措置法第90条の11、第90条の11の2、第90条の11の3、第90条の12 同法施行令第51条の2、同法施行規則第40条の2、第40条の4
5	担当部局	国土交通省自動車局技術・環境政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和3年度まで
7	創設年度及び改正経緯	《エコカー減税(自動車重量税)の経緯》 ○平成21年度 創設 ・一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車に係る自動車重量税を時限的に減免。
		○平成24年度 拡充・延長 ・平成27年度燃費基準等の切り替えを行うとともに、特に環境性能に優れた自動車に対する軽減措置を拡充した。(燃費基準+20%達成車を免税対象に追加、免税対象車に2回目車検時の重量税▲50%軽減を追加)  ○平成26年度 拡充・延長 ・軽減措置の拡充、延長。(2回目車検時の▲50%→免税。) ○平成27年度 拡充・延長

			<p>・令和2年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、現行の平成27年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等の措置を講ずる。</p> <p>○平成29年度 拡充・延長 ・対象車にLPG車を追加し、対象範囲を令和2年度燃費基準の下で見直し、平成30年度以降は平成27年度燃費基準+10%達成車を対象外とする等政策インセンティブ機能を強化した上で延長。</p> <p>○平成31年度 拡充・延長 ・政策インセンティブ機能の強化の観点から、1回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化。</p> <p>○令和3年度 拡充・延長 ・令和12年度燃費基準の下での区分見直し等、所要の措置を講ずる。</p>
8	適用又は延長期間		2年間(令和5年5月1日～令和7年4月30日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ○環境性能の優れた自動車への代替を促し、自動車に起因する環境負荷の低減等を図る。</p> <p>○地球温暖化問題や自動車からの排出ガス(NOx・PM)による大気汚染問題等の環境対策に加え、国際競争力の強化等の行政課題に的確に対応するため、自動車重量税について、令和3年度与党税制改正大綱等に沿って、見直しを行う必要がある。</p>
		《政策目的の根拠》 ○2030年に新車販売に占める次世代自動車(※1)の割合を5割から7割(※2)とする(成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)) (※1)電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車 (※2)令和3年度における新車販売(乗用車)に占める次世代自動車の割合は45.8%となっている。  ○2035年までに、乗用車新車販売で電動車100%を実現できるよう、包括的な措置を講じる。商用車については、8トン以下の小型の車について、2030年までに、新車販売で電動車20～30%、2040年までに、新車販売で、電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて100%を目指し、車両の導入やインフラ整備の促進などの包括的措置を講じる。8トン超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術実証を進めつつ、2020年代に5,000台の先行導入を目指すとともに、水素や合成燃料等の価格低減に向けた技術開発・普及の取組の進捗も踏まえ、2030年までに、2040年の電動車の普及目標を設定する。 (「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」(令和3年6月18日))	



			<p>○2030年の運輸部門の二酸化炭素排出量を2013年度比で35%削減する(「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定))</p> <p>○将来の合成燃料の内燃機関への利用も見据え、2035年までに新車販売でいわゆる電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車)100%とする目標等に向けて、蓄電池の大規模投資促進等や車両の購入支援、充電・充電インフラの整備等による集中的な導入を図るとともに、中小サプライヤー等の業態転換を促す。(「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定))</p> <p>○将来の合成燃料の内燃機関への利用も見据え、2035年までに乗用車の新車販売をいわゆる電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車)100%とする等の目標に向け、購入・インフラ整備、蓄電池の国内製造立地推進、中小サプライヤーの前向きな業態転換等に対する支援を行う。2050年に生産・利用・廃棄を通じたカーボンニュートラルの実現に向けて、技術開発等を通じて多様な選択肢を追求し、我が国の基幹産業である自動車産業が、引き続き国際競争力を維持・強化し世界をリードしていけるよう、あらゆる施策を講じていく。(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」(令和4年6月7日閣議決定))</p>								
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標3 地球環境の保全                  施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う                  参考指標13 新車販売に占める次世代自動車の割合</p>								
	③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>①自動車重量税のグリーン化により、自動車の環境負荷の低減等を図る。</p> <p>②2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》                  エコカー減税の導入により、環境性能の優れた自動車については、自動車の保有段階における税負担が軽減されることから、より環境性能の優れた自動車の普及促進、延いては、自動車の環境負荷の低減等という目標の実現に大きく寄与している。</p>								
10	有効性等	① 適用数	<p>(参考)                  「新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)」</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>72.9%</td> <td>64.3%</td> <td>68.2%</td> </tr> </table> <p>(エコカー減税対象車台数/新車販売台数)                  令和元年度:3,080,890/4,225,338</p>	年度	R1	R2	R3	割合	72.9%	64.3%	68.2%
年度	R1	R2	R3								
割合	72.9%	64.3%	68.2%								

			<p>令和2年度:2,521,116/3,918,420                  令和3年度:2,392,589/3,507,050</p> <p>本措置の適用割合は各年度約7割程度であり、また適用要件を満たす全ての自動車が対象であるため、特定の者に偏ってはいない。</p>								
	②	適用額	—								
	③	減収額	<p>「エコカー減税」                  ○自動車重量税(財務省試算)                  令和元年度:約620億円                  令和2年度:約600億円                  令和3年度:約510億円</p>								
	④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況、達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>エコカー減税の導入以降、次世代自動車の普及率は平成21年度の11.0%から令和3年度には45.8%に大幅に向上しているなど(約35ポイント増加)、本措置による効果も合わさって環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮し、目標に向かって着実に向上していることから、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。                  加えて、エコカー減税の導入以降、新車の平均燃費が向上していることから、市場競争を通じてエンジン技術や軽量化などの共通基盤技術が磨きあげられていると考えられ、自動車の技術革新の加速化、延いては、新興市場を含めたグローバル市場における我が国自動車メーカーの国際競争力の更なる強化等の効果も期待できる。</p> <p>「新車販売台数に占める次世代自動車の割合(自動車工業会調べ)」</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>39.0%</td> <td>41.2%</td> <td>45.8%</td> </tr> </table> <p>(次世代自動車の新車販売台数/乗用車の新車販売台数)                  令和元年度:1,626,312/4,173,186                  令和2年度:1,588,179/3,858,350                  令和3年度:1,586,675/3,467,561</p>	年度	R1	R2	R3	割合	39.0%	41.2%	45.8%
年度	R1	R2	R3								
割合	39.0%	41.2%	45.8%								
	⑤	税収減を是認する理由等	<p>エコカー減税の導入により、環境性能の優れた自動車については、自動車の保有段階における税負担が軽減されることから、自動車の燃費性能の公表制度等との相乗効果により、消費者の環境意識が高められ、自動車の購入時及び定期的な車検時において、より環境性能の優れた自動車を選択する消費者が増加し、その結果、より環境性能の優れた自動車の普及促進、延いては、自動車の環境負荷の低減等という目標の実現に大きく寄与している。</p> <p>また、令和3年度の減収額は約510億円であり、適用件数1件あたりの減収額は約2万円である。一方、例えば、純ガソリン車とハイブリッド車との価格差は数十万円とされているが、本措置がインセンティブとなり、より環境性能の優れた自動車の普及促進につながっている。</p>								

			<p>以上により、税負担の軽減による普及促進効果は大きく、減収額を上回る効果が見込まれ、政策目標の実現に寄与するものとして、税収減を是認する効果があるものと考えられる。</p> <p>「新車販売台数に占める次世代自動車の割合(自動車工業会調べ)」</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>39.0%</td> <td>41.2%</td> <td>45.8%</td> </tr> </table> <p>(次世代自動車の新車販売台数/乗用車の新車販売台数)                  令和元年度 : 1,626,312 / 4,173,186                  令和2年度 : 1,588,179 / 3,858,350                  令和3年度 : 1,586,675 / 3,467,561</p> <p>「エコカー減税」                  ○自動車重量税(財務省試算)                  令和元年度 : 約 620 億円                  令和2年度 : 約 600 億円                  令和3年度 : 約 510 億円</p>	年度	R1	R2	R3	割合	39.0%	41.2%	45.8%								
年度	R1	R2	R3																
割合	39.0%	41.2%	45.8%																
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>エコカー減税は、これまでも適用対象の重点化等の見直しを行ってきており、環境性能の優れた自動車の普及促進、自動車の環境負荷の低減等の政策目的に照らして、適切かつ必要最小限の措置となっている。また、予算の範囲で対象が限定され、申請や審査等に多大な事務コストがかかる補助金等と異なり、比較的簡素な手続きにより、要件を満たす自動車を購入等する消費者が等しく適用を受けることができることから、租税特別措置としての妥当性が認められる。</p> <p>「新車販売台数に占める次世代自動車の割合(自動車工業会調べ)」</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>39.0%</td> <td>41.2%</td> <td>45.8%</td> </tr> </table> <p>(次世代自動車の新車販売台数/乗用車の新車販売台数)                  令和元年度 : 1,626,312 / 4,173,186                  令和2年度 : 1,588,179 / 3,858,350                  令和3年度 : 1,586,675 / 3,467,561</p> <p>「新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)」</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>72.9%</td> <td>64.3%</td> <td>68.2%</td> </tr> </table> <p>(エコカー減税対象車台数/新車販売台数)                  令和元年度 : 3,080,890 / 4,225,338</p>	年度	R1	R2	R3	割合	39.0%	41.2%	45.8%	年度	R1	R2	R3	割合	72.9%	64.3%	68.2%
年度	R1	R2	R3																
割合	39.0%	41.2%	45.8%																
年度	R1	R2	R3																
割合	72.9%	64.3%	68.2%																

			<p>令和2年度 : 2,521,116 / 3,918,420                  令和3年度 : 2,392,589 / 3,507,050</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>○地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業                  令和4年度予算額: 392 百万円                  地域交通のグリーン化のため、事業用として使用する次世代自動車及び充電設備(充電設置工事費を含む。)の導入を支援する。</p> <p>○税制改正要望の目的は、環境性能の優れた自動車への代替を促し、自動車に起因する環境負荷の低減等を図るため、エコカー減税のグリーン化を強化するとともに、自動車重量税の負担の軽減により、事業用の次世代自動車だけでなく、環境性能に優れた自動車の普及促進である。</p> <p>一方で、上記の補助金の目的は、電気自動車等について、他の地域や事業者による集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的な取り組みを行う事業者等に対し、初期需要を促すために購入補助等を行うものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-



点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	船舶に係る特別償却制度の拡充・延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（(外航) CO<sub>2</sub>削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（(外航) NO<sub>x</sub>削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 達成目標（(外航) 日本商船隊の輸送量について令和7年度に1,100百万トンとする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>④ 達成目標（(外航) 先進船舶を令和7年までに340隻程度の導入を目指す）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（(内航) CO<sub>2</sub>：令和12年度までに省エネに資する船舶を普及させ、181万トンCO<sub>2</sub>の削減を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（(内航) NO<sub>x</sub>：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%の削減を行う）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>⑦ 所期の達成目標（(外航) 平成29年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する）から新たな達成目標（(外航) 日本商船隊の輸送量について令和7年度に1,100百万トンとする）へ変更する合理的な理由が明らかでない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善することとし、今回要望している本特例措置の適用期間の最終年度（令和6年度）までに平成20年度比24.8%の改善を目指す。</p> <p>② 新造船について、平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減することとし、今回要望している本特例措置の適用期間（令和5～6年度）を通して平成22年度比22%のNO<sub>x</sub>削減を目指す。</p> <p>③ 日本商船隊の輸送量について令和7年度に1,100百万トンとすることとし、今回要望している本特例措置の適用期間の最終年度（令和6年度）において、1,046百万トンを目指す。</p> <p>④ あくまで先進船舶を令和7年までに340隻程度導入することを目標としておりますが、評価書中「10有効性等④効果」に記載のとおり、令和4年は86隻、令和5年は141隻、令和6年は224隻を目標値としております。</p> <p>⑤ あくまで令和12年度までに省エネに資する船舶を普及させ、181万トンCO<sub>2</sub>の削減を図ることを目標としており、その目安としては年間70隻程度の省エネに資する船舶を普及させ、年間約13万トンのCO<sub>2</sub>削減を行うこととしている。</p> <p>⑥ NO<sub>x</sub>削減に係る目標は、税制の特例期間に全てに適用されることから、令和6年度における目標は22%削減である。</p>
---

<p>⑦ 令和3年5月に閣議決定された「第二次交通政策基本計画」において、新たに「日本商船隊の輸送量」が数値目標として設定されたことに伴い、本政策評価における達成目標もそれに合わせたため、「日本商船隊の輸送比率」から「日本商船隊の輸送量」に変更した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～⑦ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
---

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
---

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
---

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 外航船舶に関する過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。</p> <p>② 外航船舶に関する過去の減収額について、「適用額（調査により把握）×法人税率により算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書に追記</p> <p>② 過去3年間（R1～3年度）の減収額： 適用額（調査により把握した特別償却した実績額）×法人税率（23.2%）</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
---

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 外航船舶に関する将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。</p> <p>② 内航船舶に関する将来の減収額（法人税、法人事業税及び法人住民税）について、「令和4年度以降減収見込額の算出根拠式：過去3年間の本税制適用船舶の平均船価×適用見込隻数×特償率×法人税率（23.2%）により算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書に追記</p> <p>② 算定式、数値等に関しては前回同様、参考に別添を添付させて頂く。</p>
---



【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和4年度以降減収見込額の算出根拠式：過去3年間の本税制適用船舶の平均船価×適用見込隻数×特償率×法人事業税率より算出」及び「令和4年度以降減収見込額の算出根拠式：過去3年間の本税制適用船舶の平均船価×適用見込隻数×特償率×法人税率×法人住民税率より算出」との説明では、法人住民税及び法人事業税の算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、別添の説明では、法人住民税及び法人事業税の算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 所期の達成目標（(外航)平成29年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

② 達成目標（(外航)先進船舶を令和7年までに340隻程度の導入を目指す）に対する過去の効果について、「先進船舶の隻数については累計値であり、暦年での集計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

③ 達成目標（(内航)CO2：令和12年度までに省エネに資する船舶を普及させ、181万トンCO2の削減を図る）に対する過去の効果について、「事業者へのアンケート調査等に基づき算出」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。

④ 達成目標（(内航)NOx：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%の削減を行う）に対する過去の効果について、「事業者へのアンケート調査等に基づき算出」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。

⑤ 内航船舶に関する全ての達成目標に対する過去の効果について、過去の適用数7件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

⑥ 達成目標（(外航)CO2削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善する）に対する過去の効果について、「令和3年度において本特例特別措置を活用した環境性能の高い外航船舶が38隻導入され、外航海運業界全体のCO2排出削減に貢献している。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を達成する」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑦ 達成目標（(外航)NOx削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減する）に対する過去の効果について、「令和3年度において本特例特別措置を活用した環境性能の高い外航船舶が38隻導入され、外航海運業界全体のCO2排出削減に貢献している。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を達成する」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑧ 達成目標（(外航)先進船舶を令和7年までに340隻程度の導入を目指す）に対する過去の直接的な効果について、「令和3年度において本特例特別措置を活用した環境性能の高い外航船舶が38隻導入され、外航海運業界全体のCO2排出削減に貢献している。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を

達成する」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑨ 達成目標（(内航)CO2：令和12年度までに省エネに資する船舶を普及させ、181万トンCO2の削減を図る）に対する過去の直接的な効果について、「本特例特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船及び高度内航環境負荷低減船が令和3年度で24隻導入され、約1.7万トンのCO2削減がなされた。本特例特別措置を活用した事業者が、「本特例特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており、仮に本特例特別措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境負荷低減船等への転換の妨げになって、政策目的が達成できないこととなることから、本特例特別措置は直接的な効果を有するものである。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を達成する」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑩ 達成目標（(内航)NOx：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%の削減を行う）に対する過去の直接的な効果について、「本特例特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船及び高度内航環境負荷低減船が令和3年度で24隻導入され、約1.7万トンのCO2削減がなされた。本特例特別措置を活用した事業者が、「本特例特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており、仮に本特例特別措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境負荷低減船等への転換の妨げになって、政策目的が達成できないこととなることから、本特例特別措置は直接的な効果を有するものである。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を達成する」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。  
なお、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

⑪ 所期の達成目標（(外航)CO2削減：令和4年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で21%改善する）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。

⑫ 所期の達成目標（(外航)先進船舶：2022年までに89隻導入する）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。

⑬ 所期の達成目標（(内航)CO2：令和4年度までに年間約9万トンCO2の削減（省エネに資する船舶の年間70隻に相当）を図る）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 日本商船隊の輸送比率について、前回要望時の目標が約10%であったところ、令和3年度は7.4%であった。これは、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、世界の海上荷動き量が減少した中、特に日本商船隊が約8割の輸送を担っている我が国の原油・鉄鉱石等の輸入量が約2割減少したことなどにより、世界の海上荷動き量の減少以上に日本商船隊の輸送量が減少したためと考えられる。しかしながら、我が国の輸出入貨物の約6割を担っている日本商船隊の輸送量の確保に寄与しているとともに、本特例特別措置を利用することにより、厳しい環境要件に適合した船舶の導入促進が図られ、日本商船隊のからのCO2やNOxの排出削減に寄与している。

② 先進船舶導入等計画の認定実績から、各年に竣工予定の先進船舶の隻数（R1：4隻、R2：29隻、R3：55隻）を累積して集計しております。

③ 事前評価書に追記致しました。なお、出典が、省令報告・内航輸送統計年報、エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数一覧表など多岐に渡っており、計算に用いた数値を記載すると膨大な量となるため、記載を控えることとする。

④ 令和4年度から6年度までに導入される新造船の要件が、平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%という要件に適合



<p>されているものと仮定し、算出。</p> <p>⑤ 船舶のCO2排出量は大きさにも比例することから、必ずしも隻数が僅少であるから効果が小さいということではない。令和3年度の適用実績7件は約3.2万トンのCO2削減に寄与しており、直接的な効果は一定数あるものと思料。</p> <p>⑥ 本特例措置の活用により、環境性能に優れた外航船が導入されたことにより、日本商船隊の燃費効率が平成20年度比2.0%改善された。</p> <p>⑦ 本特例措置の活用により、新造船のNOx排出量について、平成23年度からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減を達成した。</p> <p>⑧ ⑥に同じ。なお、38隻の中には、先進船舶による償却率の上積みが導入のインセンティブになった船舶が含まれている。</p> <p>⑨ 「本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船及び高度内航環境負荷低減船が令和3年度で24隻導入され、約1.7万トンのCO2削減がなされた」が、他の要因の影響を除いた本特例措置の直接的な効果となっており、これ以上の数値の算出は難しい。</p> <p>⑩ 当税制特例の設備要件を満たした船舶は、NOx削減目標値22%削減を達成される。これが他の要因の影響を除いた本特例措置の直接的な効果となっており、これ以上の数値の算出は難しい。</p> <p>⑪ 前回の要望時において、令和4年度までに日本商船隊の燃費効率が平成22年度比21%改善するという目標を設定したところ、令和3年度は平成20年度比18.7%改善し、令和4年度までに21%改善する見通しである。令和12年度までに日本商船隊の燃費効率が平成20年度比で40%改善するという目標達成に向けて、引き続き本特例措置により環境性能に優れた外航船の導入促進を図る必要がある。</p> <p>⑫ 「10有効性等④効果」の2つ目の※に記載のとおり、令和4年度から令和6年度の数値については目標値としております。なお、令和3年は55隻導入し、令和4年度までに86隻の導入を達成する見込みです。</p> <p>⑬ 「令和3年度までに年間70隻程度（約13万トンCO2の削減に相当）の省エネに資する船舶の普及を図る」という目標に対して、令和3年度の取得隻数は7隻であったが、事業者の財務状況及び船舶の建造サイクルにより当該特例措置を活用する状況になかったこと等が考えられる。仮に本租税特別措置が認められなかった場合、内航環境負荷低減船等への転換の妨げになり、政策目的が達成できない。</p> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「日本商船隊の輸送比率について、前回要望時の目標が約10%であったところ、令和3年度は7.4%であった。これは、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、世界の海上荷動き量が減少した中、特に日本商船隊が約8割の輸送を担っている我が国の原油・鉄鉱石等の輸入量が約2割減少したことなどにより、世界の海上荷動き量の減少以上に日本商船隊の輸送量が減少したためと考えられる。しかしながら、我が国の輸出入貨物の約6割を担っている日本商船隊の輸送量の確保に寄与しているとともに、本租税特別措置を利用することにより、厳しい環境要件に適合した船舶の導入促進が図られ、日本商船隊のからのCO2やNOxの排出削減に寄与している」との説明では、過去の効果（令和元年度及び2年度）が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。 また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「R3年度までは、「内航海運に係る税制利用状況調査」に基づき、以下の式により算出 年間CO2削減量＝税制適用船舶×1トンあたりのCO2削減量×CO2削減率」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>④～⑦ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点</p>
--

<p>を課題とする。</p> <p>⑧ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「なお、38隻の中には、先進船舶による償却率の上積みが導入のインセンティブになった船舶が含まれている」との説明では、直接的な効果がどの程度あったのかが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑨・⑩ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑪ 将来の効果（令和4年度）が「20.8%」とされていることから、「令和3年度は平成20年度比18.7%改善し、令和4年度までに21%改善する見通しである」との説明では分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑫ 「令和3年は55隻導入し、令和4年度までに86隻の導入を達成する見込み」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑬ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（外航）日本商船隊の輸送量について令和7年度に1,100百万トンとする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかが明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（外航）CO2削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率が平成20年度比で40%改善する）に対する将来の効果について、「令和4年度から令和6年度の数値については目標値（但し、CO2削減の数値については予測値）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（外航）NOx削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減する）に対する将来の効果について、「令和4年度から令和6年度の数値については目標値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（外航）先進船舶を令和7年までに340隻程度の導入を目指す）に対する将来の効果について、「先進船舶の隻数については累計値であり、暦年での集計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、②、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>⑤ 内航船舶に関する全ての達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数それぞれ5件（令和4年度から6年度まで）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（外航）CO2削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率が平成20年度比で40%改善する）に対する将来の効果について、「令和3年度において本租税特別措置を活用した環境性能の高い外航船舶が38隻導入され、外航海運業界全体のCO2排出削減に貢献している。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を達成する」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑦ 達成目標（外航）NOx削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減する）に対する将来の効果について、「令和3年度において本租税特別措置を活用した環境性能の高い外航船舶が38隻導入され、外航海運業界全体のCO2排出削減に貢献している。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を達成する」と</p>
--

<p>説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑧ 達成目標（外航）先進船舶を令和7年までに340隻程度の導入を目指す）に対する将来の直接的な効果について、「令和3年度において本租税特別措置を活用した環境性能の高い外航船舶が38隻導入され、外航海運業界全体のCO<sub>2</sub>排出削減に貢献している。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO<sub>2</sub>削減等の目標を達成する」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑨ 達成目標（内航）CO<sub>2</sub>：令和12年度までに省エネに資する船舶を普及させ、181万トンCO<sub>2</sub>の削減を図る）に対する将来の直接的な効果について、「本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船及び高度内航環境負荷低減船が令和3年度で24隻導入され、約1.7万トンのCO<sub>2</sub>削減がなされた。本租税特別措置を活用した事業者が、「本租税特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており、仮に本租税特別措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境負荷低減船等への転換の妨げになって、政策目的が達成できないこととなることから、本租税特別措置は直接的な効果を有するものである。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO<sub>2</sub>削減等の目標を達成する」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑩ 達成目標（内航）NO<sub>x</sub>：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%の削減を行う）に対する将来の直接的な効果について、「本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船及び高度内航環境負荷低減船が令和3年度で24隻導入され、約1.7万トンのCO<sub>2</sub>削減がなされた。本租税特別措置を活用した事業者が、「本租税特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており、仮に本租税特別措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境負荷低減船等への転換の妨げになって、政策目的が達成できないこととなることから、本租税特別措置は直接的な効果を有するものである。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO<sub>2</sub>削減等の目標を達成する」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>なお、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 今回要望している本特例措置の最終年度（令和6年度）に日本商船隊の輸送量を1,046百万トンとする。</p> <p>② 令和12年度に燃費効率率が平成20年度比40%改善することを見据えた際の必要な改善率を達成目標としている。</p> <p>③ NO<sub>x</sub>削減に関する目標値は、国際海事機関（IMO）で定められた規制値を元に設定している。</p> <p>④ 令和7年の340隻の目標に向け、イノベーター理論を基に各年の導入隻数が正規分布に従うと仮定して試算し（R1：4隻、R2：27隻、R3：20隻、R4：35隻、R5：55隻、R6：83隻、R7：116隻）、その値を累積しております。イノベーター理論とは、新しい製品、サービスの市場への普及率を表したマーケティング理論です。なお、令和7年の340隻という目標値については、「先進船舶の導入等の促進に関する基本方針（国土交通省告示第八百八十七号）」において定められております。</p> <p>⑤ 船舶のCO<sub>2</sub>排出量は大きさにも比例することから、必ずしも将来の適用隻数が10隻未満であるから効果が小さいということではない。原因としては、国内貨物輸送量が増えないため、建造のペースが上がらないことが考えられる一方で、令和3年度の国内貨物輸送量（トンキロベース）は令和2年度比で約5.3%増加していることから、貨物輸送量は今後増加する見込みがあり、新規建造事業者が増えると思慮する。</p>

<p>⑥ 市況の変動が激しく、業績が大きく変動する外航海運事業においては経済情勢や他の要因の影響を排除することは不可能である。</p> <p>⑦ NO<sub>x</sub>削減に関する目標値は、国際海事機関（IMO）で定められた規制値を元に設定しているため、他の要因の影響を除くことは困難である。</p> <p>⑧ ⑥に同じ。なお、38隻の中には、先進船舶による償却率の上積みで導入のインセンティブになった船舶が含まれている。</p> <p>⑨ 将来の効果については、今後も引き続き事業者に対するアンケート等で効果を調査し、検証を行うこととした。</p> <p>⑩ ⑨に同じ</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「今回要望している本特例措置の最終年度（令和6年度）に日本商船隊の輸送量を1,046百万トンとする」との説明では、将来の効果（令和4年度及び5年度）が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>②～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「船舶のCO<sub>2</sub>排出量は大きさにも比例することから、必ずしも将来の適用隻数が10隻未満であるから効果が小さいということではない。原因としては、国内貨物輸送量が増えないため、建造のペースが上がらないことが考えられる一方で、令和3年度の国内貨物輸送量（トンキロベース）は令和2年度比で約5.3%増加していることから、貨物輸送量は今後増加する見込みがあり、新規建造事業者が増えると思慮する」との説明では、適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑥～⑧ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑨・⑩ 「将来の効果については、今後も引き続き事業者に対するアンケート等で効果を調査し、検証を行うこととした」との説明では、「アンケート等」の具体的な内容が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
<p>(8) 他の政策手段</p> <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。</p> <p>【国土交通省の補足説明】 —</p> <p>【点検結果】 なし。</p>

点検項目(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

船舶の特別償却に係る減収見込額（延長）（内航）

○ 減収見込額：745 百万円

○ 適用隻数見込：5 隻（うち高度環境低負荷船 2 隻）

・過去 3 年間（令和元年度～令和 3 年度）の新造船（300 トン以上）に占める特別償却制度利用船舶隻数

<延長部分>

○ 減収見込額（以下「減収見込額①②」の合計）：745 百万円

【高度環境低負荷船】

（平均船価※） （適用見込隻数） （特償率） （法人税率） （減収見込額①）  
6,474 百万円 × 2 隻 × 18% × 23.2% = 541 百万円

【環境低負荷船】

（平均船価※） （適用見込隻数） （特償率） （法人税率） （減収見込額②）  
1,833 百万円 × 3 隻 × 16% × 23.2% = 204 百万円

※ 平均船価：過去 3 年間（令和元年度～令和 3 年度）の本税制利用船舶の船価の平均

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	船舶に係る特別償却制度の拡充・延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 18) 法人事業税: 義、法人住民税: 義(自動連動)
		②: 上記以外の税目 所得税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>海上運送業を営む個人または法人が、環境負荷の低減に資する船舶等の取得をした場合には、船舶の区分に応じて特別償却を可能とする。</p> <p><b>【外航】</b> (環境負荷低減船) 外航日本船舶……………特別償却率 17/100 外航日本船舶以外の船舶…特別償却率 15/100 (先進船舶) 外航日本船舶……………特別償却率 20/100 外航日本船舶以外の船舶…特別償却率 18/100</p> <p><b>【内航】</b> (高度環境負荷低減船)……………特別償却率 18/100 (環境負荷低減船)……………特別償却率 16/100</p> <p>《要望の内容》</p> <p>経済安全保障に資する一定の要件を満たす、国内の船主が導入する外航船舶について特償率を12%引き上げるとともに、適用期限を2年間延長し、令和7年3月31日(所得税は令和7年12月31日)までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第11条、第43条、第66条の6、第68条の16 同法施行令第5条の8、第28条、第39条の14～20、第39条の49 海上運送法第2条、第39条の10～11 同法施行規則第42条の8～12 船員法第117条の3 船舶職員及び小型船舶操縦者法第2条、第18条、第20条、第23条の31～32 臨時船舶建造調整法第2～4条 船舶法第1条、第20条 船舶のトン数の測度に関する法律第4条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3、第19条の25～26 同法施行令第11条の7 二酸化炭素放出抑制船舶の二酸化炭素抑制指標に関する基準を定める省令第1条</p>

5	担当部局	海事局外航課、内航課、船舶産業課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和4年9月 分析対象期間: 令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和26年度創設 (外航) 平成17年度 縮減・延長(船舶を環境負荷低減型に限定、二重構造タンカーの上乗せ(19/100、18/100)廃止、船員訓練設備(6/100)を除外) 平成19年度 延長(外航船舶について環境負荷低減設備等の要件を追加) 平成21年度 縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人が取得等をする日本船舶以外の外航船舶に係る償却割合を16/100(現行18/100)に引き下げ) 平成23年度 縮減・延長(経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶以外のものに係る償却割合を16/100(現行18/100)に引き下げ) 平成25年度 縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人及びその子会社が取得等をする船舶を対象から除外、外航船舶について環境負荷低減設備等の要件を追加) 平成27年度 縮減・延長(対象から総トン数1万トン未満の外航船舶を除外、環境負荷低減要件の引き上げ、追加) 平成29年度 縮減・延長(環境負荷低減要件の引き上げ) 令和元年度 拡充・縮減・延長(拡充: 先進船舶を外航船舶の特別償却制度の対象に追加、先進船舶の償却割合を日本船舶20/100、日本船舶以外18/100とし、縮減: 環境負荷低減船の償却割合を日本船舶17/100、日本船舶以外15/100に引き下げ。) 令和3年度 縮減・延長(環境負荷低減要件の引上げ、追加)</p> <p>(内航) 平成17年度 縮減・延長(船舶を環境負荷低減型に限定、二重構造タンカーの上乗せ(19/100、18/100)廃止、船員訓練設備(6/100)を除外) 平成19年度 延長 平成21年度 拡充・延長(スーパーエコシップ等の高度環境負荷低減船については18%) 平成23年度 縮減・延長(推進効率改良型プロペラ設置必須化等の設備要件見直し) 平成25年度 縮減・延長(サイドスラスタ設置必須化等の設備要件の見直し) 平成27年度 縮減・延長(LED証明器具設置必須化等の設備要件の見直し) 平成29年度 延長 ・拡充(内航環境負荷低減船のうち、「航海支援システム」を搭載したものについては18%に引き上げ) ・縮減(バルバスバウまたはバルブレス船型を必須要件化) 令和元年度 縮減・延長(船首方位制御装置を必須要件化) 令和3年度 縮減・延長(匿名組合契約等の目的である船舶を対象から除外、300トン以上2000トン未満の船舶に「衛星航法装置(GPS)」の装置を必須化等の設備要件見直し)</p>



8	適用又は延長期間	2年間(令和5年度～6年度)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国際社会からの CO2 排出削減等の環境負荷の低減や内航海運におけるカーボンニュートラル推進への要請に応えるため、また、経済安全保障上重要な外航船舶の安定的な供給にも資するよう、エネルギー効率が高く環境にやさしい船舶の建造投資を促進することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 (外航) ・第 169 回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第 53 号)審議」における附帯決議 「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制(中略)の充実に資するよう、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」</p> <p>(内航) ・「交通政策基本計画」(令和3年5月28日閣議決定)該当箇所抜粋 「基本的方針 C. 災害や疫病、事故などの異常時こそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現」 「目標③運輸部門における脱炭素化等の加速」 ・「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定) 該当箇所抜粋 第2節 地球温暖化対策・施策 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 (1)温室効果ガスの排出削減対策・施策 ① エネルギー起源二酸化炭素 D. 運輸部門の取組 (g) 鉄道、船舶、航空機の対策 ○船舶分野の脱炭素化 船舶部門においては、内航船舶省エネルギー格付制度等による省エネルギー・省 CO2 排出船舶の普及促進に加えて、LNG 燃料船、水素燃料電池船、EV 船を含め、革新的省エネルギー技術やデジタル技術等を活用した内航近代化・運航効率化にも資する船舶の技術開発・実証・導入促進を推進する。また、ゼロエミッション船の商業運航を従来の目標である 2028 年よりも前倒して世界に先駆けて実現することを目指す。</p>
	②: 政策体系における政策目的的位置付け	<p>(外航) 政策目標 6: 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19: 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>に包含。 (内航) 政策目標 3: 地球環境の保全 施策目標 9: 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 業績指標 25: 環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進による CO2 排出削減量(平成 25 年度比)</p>
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (外航) ・CO2 削減: 令和 12 年度までに日本商船隊の燃費効率を平成 20 年度比で 40%改善する(排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む。) ・NOx 削減: 新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規</p>

		<p>制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%削減する。 ・我が国の外航海運の発展を図るため、国際競争力の強化を図り、安定的な国際海上輸送を確保することとし、日本商船隊の輸送量について令和7年度に 1,100 百万トンとする。 ・先進船舶を令和7年までに 340 隻程度の導入を目指す。</p> <p>(内航) CO2: 令和 12 年度までに省エネに資する船舶を普及させ、 181 万トン CO2 の削減を図る。(省エネに資する船舶を 1,080 隻導入) NOx: 新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%の削減を行う。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (外航) 国際海上貿易量の長期的かつ安定的な増大が見込まれる中、国際社会からも日本商船隊の CO2 排出削減が求められているところ、達成目標を実現することで、エネルギー効率が高く環境に優しい船舶の建造を促進し、要請に応えた日本商船隊の整備に寄与する。また、国内船主による経済安全保障上重要な外航船舶の安定確保により、安定的な国際海上輸送の確保に寄与する。さらに、先進船舶の導入促進により IoT をはじめとした新技術の導入を促すことで、船主、備船者たるオペレーターの競争力の向上に寄与する。</p> <p>(内航) 我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラであり、また、旅客面では地域社会におけるライフラインとなっている内航海運について、社会的要請として、船舶分野からの CO2 排出削減が求められているところ、環境への負荷の低減に資する船舶の導入を促進することで、環境負荷低減に寄与する。</p>																																										
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運における税制利用状況調査」及び「内航貨物船に係る税制利用状況調査」を実施し、適用数の把握を行っている。</p> <p>(外航) 【適用隻数】【法人税・法人事業税・法人住民税】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶(隻)</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>〈適用者〉(社)</td> <td>〈2〉</td> <td>〈1〉</td> <td>〈1〉</td> <td>〈2〉</td> <td>〈2〉</td> <td>〈2〉</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶以外の船舶(隻)</td> <td>53</td> <td>27</td> <td>37</td> <td>39</td> <td>39</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>〈適用者〉(社)</td> <td>〈28〉</td> <td>〈16〉</td> <td>〈24〉</td> <td>〈23〉</td> <td>〈23〉</td> <td>〈23〉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ R1～R3 については、海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握。 ※ 令和4年度以降については過去の実績(直近3年間(R1～R3)の平均)をもとに推計予定。</p>	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	区分							外航日本船舶(隻)	4	1	1	2	2	2	〈適用者〉(社)	〈2〉	〈1〉	〈1〉	〈2〉	〈2〉	〈2〉	外航日本船舶以外の船舶(隻)	53	27	37	39	39	39	〈適用者〉(社)	〈28〉	〈16〉	〈24〉	〈23〉	〈23〉	〈23〉
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																						
区分																																												
外航日本船舶(隻)	4	1	1	2	2	2																																						
〈適用者〉(社)	〈2〉	〈1〉	〈1〉	〈2〉	〈2〉	〈2〉																																						
外航日本船舶以外の船舶(隻)	53	27	37	39	39	39																																						
〈適用者〉(社)	〈28〉	〈16〉	〈24〉	〈23〉	〈23〉	〈23〉																																						



	<p>※ 環境負荷低減船及び先進船舶の適用実績又は推計値</p> <p>(内航) 【適用隻数】【法人税・法人事業税・法人住民税】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航環境 低負荷船舶(隻) (適用者)(社)</td> <td>2 (2)</td> <td>4 (4)</td> <td>3 (2)</td> <td>3 (3)</td> <td>3 (3)</td> <td>3 (3)</td> </tr> <tr> <td>高度内航環境 低負荷船舶(隻) (適用者)(社)</td> <td>2 (1)</td> <td>1 (1)</td> <td>4 (3)</td> <td>2 (2)</td> <td>2 (2)</td> <td>2 (2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ R3年度までは海事局内航課による「内航貨物船に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握。 ※ R4年度以降については、過去の実績(直近3年間(R1~R3)の平均)をもとに推計。</p>		R1	R2	R3	R4	R5	R6	内航環境 低負荷船舶(隻) (適用者)(社)	2 (2)	4 (4)	3 (2)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	高度内航環境 低負荷船舶(隻) (適用者)(社)	2 (1)	1 (1)	4 (3)	2 (2)	2 (2)	2 (2)																					
	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																					
内航環境 低負荷船舶(隻) (適用者)(社)	2 (2)	4 (4)	3 (2)	3 (3)	3 (3)	3 (3)																																					
高度内航環境 低負荷船舶(隻) (適用者)(社)	2 (1)	1 (1)	4 (3)	2 (2)	2 (2)	2 (2)																																					
②: 適用額	<p>・ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運における税制利用状況調査」及び「内航貨物船に係る税制利用状況調査」を実施し、適用額の把握を行っている。</p> <p>(外航) 【適用額】【法人税・法人事業税・法人住民税】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>2,781</td> <td>671</td> <td>1,437</td> <td>1,630</td> <td>1,630</td> <td>1,630</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>50,744</td> <td>23,100</td> <td>30,225</td> <td>34,690</td> <td>34,690</td> <td>34,690</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ R1~R3については、海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握。 ※ 令和4年度以降については過去の実績(直近3年間(R1~R3)の平均)をもとに推計。 ※ 直近3年間(R1~R3)における適用者数の合計は72社であり、特定の社への偏りはない。</p> <p>(内航) 【適用額】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航環境 低負荷船舶</td> <td>248</td> <td>905</td> <td>1231</td> <td>795</td> <td>795</td> <td>795</td> </tr> <tr> <td>高度内航環境 低負荷船舶</td> <td>1,708</td> <td>50</td> <td>2741</td> <td>1500</td> <td>1500</td> <td>1500</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ R3年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握。</p>	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	外航日本船舶	2,781	671	1,437	1,630	1,630	1,630	外航日本船舶 以外の船舶	50,744	23,100	30,225	34,690	34,690	34,690		R1	R2	R3	R4	R5	R6	内航環境 低負荷船舶	248	905	1231	795	795	795	高度内航環境 低負荷船舶	1,708	50	2741	1500	1500	1500
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																					
外航日本船舶	2,781	671	1,437	1,630	1,630	1,630																																					
外航日本船舶 以外の船舶	50,744	23,100	30,225	34,690	34,690	34,690																																					
	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																					
内航環境 低負荷船舶	248	905	1231	795	795	795																																					
高度内航環境 低負荷船舶	1,708	50	2741	1500	1500	1500																																					

	<p>査」により適用状況を把握 ※ R4年度以降については、過去の実績(直近3年間(R1~R3)の平均)により算出。 ※ 直近3年間(R1~R3)における適用者数は合計13社であることから、特定の者への偏りはない。</p>																																																															
③: 減収額	<p>・ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運における税制利用状況調査」及び「内航貨物船に係る税制利用状況調査」を実施し、適用数の把握を行っている。</p> <p>(外航) 【減収額】【法人税】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>645</td> <td>156</td> <td>333</td> <td>378</td> <td>378</td> <td>378</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>11,773</td> <td>5,359</td> <td>7,012</td> <td>8,048</td> <td>8,048</td> <td>8,048</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※ 適用額(調査により把握) × 法人税率により算出 ※ R4年度以降については、直近3年間の平均(R1~R3)</p> <p>【減収額】【法人事業税】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>186</td> <td>47</td> <td>101</td> <td>114</td> <td>114</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>3,400</td> <td>1,617</td> <td>2,116</td> <td>2,428</td> <td>2,428</td> <td>2,428</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※ 令和4年度以降減収見込額の算出根拠式: 過去3年間の本税制適用船舶の平均船価 × 適用見込隻数 × 特償率 × 法人事業税率より算出</p> <p>【減収額】【法人住民税】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>83</td> <td>11</td> <td>23</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>1,519</td> <td>375</td> <td>491</td> <td>563</td> <td>563</td> <td>563</td> </tr> </tbody> </table>	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	外航日本船舶	645	156	333	378	378	378	外航日本船舶 以外の船舶	11,773	5,359	7,012	8,048	8,048	8,048	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	外航日本船舶	186	47	101	114	114	114	外航日本船舶 以外の船舶	3,400	1,617	2,116	2,428	2,428	2,428	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	外航日本船舶	83	11	23	26	26	26	外航日本船舶 以外の船舶	1,519	375	491	563	563	563
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																																										
外航日本船舶	645	156	333	378	378	378																																																										
外航日本船舶 以外の船舶	11,773	5,359	7,012	8,048	8,048	8,048																																																										
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																																										
外航日本船舶	186	47	101	114	114	114																																																										
外航日本船舶 以外の船舶	3,400	1,617	2,116	2,428	2,428	2,428																																																										
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																																										
外航日本船舶	83	11	23	26	26	26																																																										
外航日本船舶 以外の船舶	1,519	375	491	563	563	563																																																										

※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握  
 ※ 令和4年度以降減収見込額の算出根拠式：  
 過去3年間の本税制適用船舶の平均船価×適用見込隻数×特償率×法人税率×法人住民税率より算出

(内航)  
**【減収額】【法人税】** (単位:百万円)

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
内航環境 低負荷船舶		58	210	286	541	541	541
	高度内航環境 低負荷船舶	396	12	636	204	204	204

※ 令和3年度までは海事局内航課による「内航海運に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握  
 ※ 令和4年度以降減収見込額の算出根拠式：  
 過去3年間の本税制適用船舶の平均船価×適用見込隻数×特償率×法人税率(23.2%)により算出

(内航)  
**【減収額】【法人事業税】** (単位:百万円)

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
内航環境 低負荷船舶		17	63	86	163	163	163
	高度内航環境 低負荷船舶	114	4	192	62	62	62

※ 令和3年度までは海事局内航課による「内航海運に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握  
 ※ 令和4年度以降減収見込額の算出根拠式：  
 過去3年間の本税制適用船舶の平均船価×適用見込隻数×特償率×法人事業税率より算出

(内航)  
**【減収額】【法人住民税】** (単位:百万円)

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
内航環境 低負荷船舶		7	15	20	38	38	38
	高度内航環境 低負荷船舶	51	1	45	14	14	14

※ 令和3年度までは海事局内航課による「内航海運に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握  
 ※ 令和4年度以降減収見込額の算出根拠式：  
 過去3年間の本税制適用船舶の平均船価×適用見込隻数×特償率×法人税率×法人住民税率より算出

④: 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  
 (外航)  
 ○達成目標の実現状況

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
CO2 削減(%)		15.1	17.1	18.7	20.8	22.6	24.8
NOx 削減(%)		22	22	22	22	22	22
輸送量(百万トン)		960	889	883	-	-	-
先進船舶(隻数)		4	33	88	86	141	224

※環境に関する削減率については、事業者へのアンケート調査に基づくもの  
 ※令和4年度から令和6年度の数値については目標値(但し、CO2削減の数値については予測値)  
 ※令和4年度から6年度までに導入される新造船の要件が、平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%という要件に適合されているものと仮定  
 ※輸送量については、事業者からの法令に基づく報告により把握しており、暦年での集計。  
 ※先進船舶の隻数については累計値であり、暦年での集計。

○所期の目標の実現状況  
**【令和3年度】**  
 ・CO2削減(目標値:18.7%削減):日本商船隊からのCO2排出量を18.7%削減(平成20年度比)。  
 ・NOx削減(目標値:22%削減):新造船について22%の削減を達成(平成22年度比)。  
 ・輸送量:我が国商船隊の輸送量について、令和7年に1,100百万トンとする目標であるところ、令和元年度～令和3年度実績については約900百万トンとほぼ横ばいとなっており、競争力のある日本商船隊の維持に寄与している。

《達成目標に対する租税特別措置等による直接的な効果》  
 令和3年度において本租税特別措置を活用した環境性能の高い外航船舶が38隻導入され、外航海運業界全体のCO2排出削減に貢献している。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を達成する。

(内航)  
 ○政策目的の達成状況  
 内航海運分野については、国際的に地球温暖化対策を定めた「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)において、船舶分野の省エネ化が、求められており、令和12年度までに181万トンCO2削減(省エネに資する船舶を1,080隻普及)を目標としている。

○達成目標の実現状況							
区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
省エネに資する船舶(隻)		27	20	24	24	24	24
(環境負荷低減船舶導入におけるCO2削減効果(-CO2/t))		33,592	22,620	47,642	34,618	34,618	34,618
NOx削減(%)		22	22	22	22	22	22

※事業者へのアンケート調査等に基づき算出  
 ※R3年度までは、「内航海運に係る税制利用状況調査」に基づき、以下の式により算出  
 年間CO2削減量＝税制適用船舶×1トンあたりのCO2削減量×CO2削減率  
 ※R4年度以降については、過去の実績(直近3年間(R1～R3)の平均)により算出

《達成目標に対する租税特別措置等による直接的な効果》  
 本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船及び高度内航環境負荷低減船が令和3年度で24隻導入され、約1.7万トンのCO2削減がなされた。本租税特別措置を活用した事業者が、「本租税特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており、仮に本租税特別措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境負荷低減船等への転換の妨げになって、政策目的が達成できないこととなることから、本租税特別措置は直接的な効果を有するものである。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を達成する。

○所期の目標の実現状況  
 【令和3年度】  
 ・CO2削減：年間70隻程度(約13万トンCO2の削減に相当)の省エネに資する船舶の普及を図ることが目標値であるところ、令和元年度から令和3年度の平均で年間24隻であった。  
 ・NOx削減：新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%削減(平成22年度比)が目標値であるところ、令和元年度時点においては22%削減の目標を達成している。

○達成目標に対する租税特別措置等による直接的な効果  
 本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船及び高度内航環境負荷低減船が令和3年度で7隻導入され、約3.2万トンのCO2削減がなされた。本租税特別措置を活用した事業者が、「本租税特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており、仮に本租税特別措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境負荷低減船等への転換の妨げになって、政策目的が達成できないこととなることから、本租税特別措置は直接的な効果を有するものである。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を達成する。

		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>(外航)                      課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、船舶所有者の環境負荷低減に資する船舶等に対する再投資の促進が図られる効果や、事業者の資金繰りの安定にも効果が高いことから、本税制特例措置は税収減を是認するに足る効果が期待される。</p> <p>(内航)                      環境負荷低減に係る国際的要請に応えるため、政府の目標として省エネに資する船舶の普及が求められている。                      本租税特別措置は、船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収することが可能となるため、内航海運事業者の新造船の建造意欲を増進させることができる。この際、対象となる新造船について環境負荷低減に係る要件を付加することで、高い環境性能を有する内航環境負荷低減船等への転換を促す効果が得られるため、一段の環境負荷低減を実現する政策目的の達成手段として有効である。                      加えて、本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰延によってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果がある。                      上記の理由から、本税制特例措置には税収減を是認するに足る効果が期待される。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>(外航)                      本措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも国庫負担も小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p> <p>(内航)                      本税制特例措置は課税の繰り延べであり、減税額相当額を補助金として交付するよりも国庫負担は小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。                      また、予算上の措置による支援では財政上の制約から対象事業者や対象設備が限定され、内航海運全体の環境負荷低減船舶への投資促進効果が小さくなること、単年度の支援制度となり、年度途中の様々な事情による船舶建造に機動的に対応できないことなどから政策目的に対する手段として、本租税特別措置による支援が効果的である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>(外航)                      船舶所有者に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした日本商船隊の国際競争力の強化を図っている。                      これらの制度の充実の必要性については、第169回国会 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議における附帯決議では、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして妥当性を有するものである。                      ・船舶特別償却制度・買換特例制度：船舶所有者の投資の促進                      ・国際船舶の固定資産税軽減措置：船舶所有者の船舶保有コストの低減</p>

		<p>・国際船舶の登録免許税の税率軽減措置・船舶所有者の船舶取得時の負担低減</p> <p>(内航)</p> <p>内航船舶取得に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、内航海運の安定輸送の確保や環境負荷低減を図っている。</p> <p>まず、税制特例措置については、買換特例が輸送の安定性・効率性の低下リスクが高い老朽船を、環境負荷低減・安全性・経済性に優れた良質な船舶へ安定的かつ計画的な代替建造の促進、中小企業投資促進税制が中小零細事業者の船舶取得を支援するもの、そして本租税特別措置である船舶の特別償却制度がエネルギー効率の高い船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進することで、安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境負荷低減を実現することをそれぞれ目的としており、明確に役割分担がなされている。</p> <p>また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度により、環境負荷低減に資する船舶や離島航路に就航する船舶等の政策的意義の高い船舶の建造に必要な低利・長期資金を供給している。</p>
	<p>③：地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置は、社会的要請である環境負荷低減に資することから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
<p>12</p>	<p>有識者の見解</p>	<p>—</p>
<p>13</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>令和2年9月(R2 国交 05)</p>





点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置 (トン数標準税制)の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（令和4年度及び5年度）について、「R4、R5年度については見込」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① 令和4年度についてはアンケートの回答を記載。 適用数については令和9年度の日本船舶（333隻）から令和4年度（290隻）の増加分を元に各年度割り戻した隻数。 準日本船舶については令和4年度の実績値+1隻を目標とした。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「適用数については令和9年度の日本船舶（333隻）から令和4年度（290隻）の増加分を元に各年度割り戻した隻数。準日本船舶については令和4年度の実績値+1隻を目標とした」との説明では、令和5年度の適用数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—

【点検結果】	なし。
--------	-----

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（令和5年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。 ② 将来の減収額（令和4年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「R4年度の減収額については見込値」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① 追記しました。 ② 制度創設から令和4年度までの1隻当たりの適用額の平均に隻数を乗算したものを。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 事前評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「制度創設から令和4年度までの1隻当たりの適用額の平均に隻数を乗算したものの」との説明では、将来の減収額（令和5年度）の算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（日本船舶及び準日本船舶の合計隻数を、5年間（令和5年度以降）で370隻程度とする。以下同じ。）に対する過去の効果（平成29年度）が把握されていない。 ② 達成目標に対する過去の効果について、「本租税特別措置導入以前における日本商船隊における日本船舶は減少傾向にあったが、本租税特別措置を導入後（H21年4月1日から）には増加傾向に転じていることから、本租税特別措置を講じたことにより、日本商船隊における日本船舶の増加が図られているものといえる」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【国土交通省の補足説明】	① 令和4年度において日本船舶と準日本船舶の合計が319隻となっている。 ② トン数標準税制は、対外船舶運航事業者が「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合にみなし利益課税の選択が可能となる制度となっており、各認定事業者には、認定計画に沿って日本船舶を確保することを義務付けている。これにより、10. ④に示したとおり、トン数標準税制導入前には減少傾向にあった日本商船隊における日本船舶が、H21年度よりトン数標準税制を導入したことにより増加が図られており、本租税特別措置の直接的な効果が把握されているものと認識している。
【点検結果】	①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標に対する将来の効果（令和5年度）が予測されていない。 ② 達成目標に対する将来の効果（令和4年度）について、「R4年度については見込値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかに
-------------------------	--

<p>されていない。</p> <p>③ 達成目標に対する将来の直接的な効果について、「本租税特別措置導入以前における日本商船隊における日本船舶は減少傾向にあったが、本租税特別措置を導入後（H21年4月1日から）には増加傾向に転じていることから、本租税特別措置を講じたことにより、日本商船隊における日本船舶の増加が図られているものといえる」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 追記しました。</p> <p>② 令和4年度についてはアンケートの回答を記載。</p> <p>③ トン数標準税制は、対外船舶運航事業者が「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合にみなし利益課税の選択が可能となる制度となっており、各認定事業者には、認定計画に沿って日本船舶を確保することを義務付けている。これにより、10. ④に示したとおり、トン数標準税制導入前には減少傾向にあった日本商船隊における日本船舶が、H21年度よりトン数標準税制を導入したことにより増加が図られており、本租税特別措置の直接的な効果が把握されているものと認識している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(3)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置(トン数標準税制)の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 19) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 8)
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 対外船舶運航事業者が、「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、次の船舶に係る利益について、みなし利益課税の適用を受けることができる。 ① 日本船舶 ② 準日本船舶(対外船舶運航事業者又は国内の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶) 準日本船舶のみなし利益水準(100純トン当たり)は、日本船舶の1.5倍。  《要望の内容》 本特例措置の適用期限を5年間延長する。  《関係条項》 租税特別措置法第59条の2 租税特別措置法施行令第35条の2 租税特別措置法施行規則第21条の17 海上運送法第34条～第39条の9 同法施行規則第30条～第42条の7 海上運送法第35条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令
5	担当部局	国土交通省海事局外航課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 平成29年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	平成21年度 日本船舶についてトン数標準税制(5年間)を創設。 平成24年度 拡充要望(平成24年度税制大綱にて「日本船舶への迅速かつ確実な転換等の課題にも対応した次期通常国会における海上運送法改正、日本船舶や日本人船員を増加させるという日本船舶・船員確保計画の拡充を前提に、平成25年度税制改正において、日本船舶増加のインセンティブにも十分配慮しつつ、適用対象を我が国外航海運業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶に拡充する」とこととされた。) 平成25年度 日本船舶に加えて、準日本船舶(対外船舶運航事業者が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶)まで対象を拡充。

		平成29年度 準日本船舶の範囲を拡充(日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶にまで対象を拡充。)																																				
8	適用又は延長期間	5年間(令和5年度以降の適用)																																				
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国経済・産業の活動を支える日本商船隊(我が国の外航海運事業者が運航する船舶群)による国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の早期確立を図る。  《政策目的の根拠》 ・交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申(平成19年12月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」)において、経済安全保障の観点から、日本船舶の必要規模は450隻とされた。 ・海洋基本計画(平成30年5月15日閣議決定)において、「日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保を図る。」とされた。  ②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標6・・・国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標19・・・海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の促進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。 業績指標59・・・外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数  ③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 日本船舶及び準日本船舶の合計隻数を、5年間(令和5年度以降)で370隻程度とすることを目標とする。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 海洋基本計画(平成30年5月15日閣議決定)において、「日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保を図る。」																																				
10	有効性等	①: 適用数 【適用数】 (単位: 隻) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31/R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本船舶適用数</td> <td></td> <td>241</td> <td>255</td> <td>261</td> <td>253</td> <td>263</td> <td>290</td> <td>299</td> </tr> <tr> <td>準日本船舶適用数</td> <td></td> <td>64</td> <td>57</td> <td>52</td> <td>42</td> <td>36</td> <td>29</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>合計適用数</td> <td></td> <td>305</td> <td>312</td> <td>312</td> <td>295</td> <td>299</td> <td>319</td> <td>329</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ H29～R4年度については、認定事業者へのアンケート調査結果を採用。 R5年度については見込。 ※ 端数処理の関係で合計額が一致しないことがある。  ・ 認定事業者による日本船舶については、現行計画開始時点(平成29年度</p>	区分	年度	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	日本船舶適用数		241	255	261	253	263	290	299	準日本船舶適用数		64	57	52	42	36	29	30	合計適用数		305	312	312	295	299	319	329
区分	年度	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5																														
日本船舶適用数		241	255	261	253	263	290	299																														
準日本船舶適用数		64	57	52	42	36	29	30																														
合計適用数		305	312	312	295	299	319	329																														

		<p>末)の 241 隻から R4 年度に 290 隻まで増加させる計画を達成する見込み。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>しかしながら、数年前までの海運不況により各社が船隊規模縮小を行ったことにより、「日本船舶・船員確保計画」に掲げる日本船舶隻数の目標達成が難しい状況となった。そのため準日本船舶の候補となり得る船舶を優先的に日本船舶としたことで、準日本船舶の隻数は、令和4年度末で 29 隻まで減少する見込みである。</li> <li>適用者数は各年度 7 社であるが、本租税特別措置は、「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた事業者のみが適用可能であり、想定外に特定の者に偏っているとはいえない。</li> <li>租税透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、日本船舶・準日本船舶の合計が記載されており、それぞれを分別できないため、海事局において「日本船舶・船員確保計画」に基づき、適用状況の把握を行っている。</li> </ul>																																																																					
②: 適用額	<p>【適用額】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31/R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本船舶 適用額</td> <td>35,397</td> <td>33,499</td> <td>36,670</td> <td>21,276</td> <td>88,986</td> <td>53,830</td> <td>60,543</td> </tr> <tr> <td>準日本船舶 適用額</td> <td>▲1,433</td> <td>5,918</td> <td>4,178</td> <td>3,480</td> <td>21,745</td> <td>11,491</td> <td>4,971</td> </tr> <tr> <td>合計 適用額</td> <td>36,830</td> <td>39,417</td> <td>40,848</td> <td>24,757</td> <td>110,731</td> <td>65,320</td> <td>65,515</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ H29～R4年度の適用額については、認定事業者へのアンケート調査結果を採用。</p> <p>※ R5年度の適用額については見込。</p> <p>※ マイナス値は益金算入となった額</p> <p>※ 端数処理の関係で合計額が一致しないことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>租税透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、日本船舶・準日本船舶の合計が記載されており、それぞれを分別できないため、海事局において「日本船舶・船員確保計画」に基づき、適用状況の把握を行っている。</li> </ul>	年度	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	区分								日本船舶 適用額	35,397	33,499	36,670	21,276	88,986	53,830	60,543	準日本船舶 適用額	▲1,433	5,918	4,178	3,480	21,745	11,491	4,971	合計 適用額	36,830	39,417	40,848	24,757	110,731	65,320	65,515																														
年度	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5																																																																
区分																																																																							
日本船舶 適用額	35,397	33,499	36,670	21,276	88,986	53,830	60,543																																																																
準日本船舶 適用額	▲1,433	5,918	4,178	3,480	21,745	11,491	4,971																																																																
合計 適用額	36,830	39,417	40,848	24,757	110,731	65,320	65,515																																																																
③: 減収額	<p>○法人税 (減収額) (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H30</th> <th>H31/R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本船舶</td> <td>3,532</td> <td>3,369</td> <td>2,397</td> <td>20,644</td> <td>9,111</td> <td>14,046</td> </tr> <tr> <td>準日本船舶</td> <td>800</td> <td>268</td> <td>205</td> <td>5,045</td> <td>1,892</td> <td>1,153</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,333</td> <td>3,637</td> <td>2,601</td> <td>25,689</td> <td>11,004</td> <td>15,199</td> </tr> </tbody> </table> <p>○法人住民税 (減収額) (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H30</th> <th>H31/R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本船舶</td> <td>576</td> <td>549</td> <td>249</td> <td>2,147</td> <td>948</td> <td>1,461</td> </tr> <tr> <td>準日本船舶</td> <td>130</td> <td>44</td> <td>21</td> <td>525</td> <td>197</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>706</td> <td>593</td> <td>271</td> <td>2,672</td> <td>1,144</td> <td>1,581</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	区分							日本船舶	3,532	3,369	2,397	20,644	9,111	14,046	準日本船舶	800	268	205	5,045	1,892	1,153	合計	4,333	3,637	2,601	25,689	11,004	15,199	年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	区分							日本船舶	576	549	249	2,147	948	1,461	準日本船舶	130	44	21	525	197	120	合計	706	593	271	2,672	1,144	1,581
年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5																																																																	
区分																																																																							
日本船舶	3,532	3,369	2,397	20,644	9,111	14,046																																																																	
準日本船舶	800	268	205	5,045	1,892	1,153																																																																	
合計	4,333	3,637	2,601	25,689	11,004	15,199																																																																	
年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5																																																																	
区分																																																																							
日本船舶	576	549	249	2,147	948	1,461																																																																	
準日本船舶	130	44	21	525	197	120																																																																	
合計	706	593	271	2,672	1,144	1,581																																																																	

	<p>○法人事業税 (減収額) (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H30</th> <th>H31/R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本船舶</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>174</td> <td>77</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>準日本船舶</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>43</td> <td>16</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>27</td> <td>23</td> <td>25</td> <td>217</td> <td>93</td> <td>128</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H30～R4年度の減収額については、認定事業者へのアンケート調査結果に基づき算出。</p> <p>※R5年度の減収額については見込値。※端数処理の関係で合計額が一致しないことがある。</p>	年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	区分							日本船舶	22	22	23	174	77	119	準日本船舶	5	2	2	43	16	10	合計	27	23	25	217	93	128																																											
年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5																																																																									
区分																																																																															
日本船舶	22	22	23	174	77	119																																																																									
準日本船舶	5	2	2	43	16	10																																																																									
合計	27	23	25	217	93	128																																																																									
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (単位:隻)</p> <p>○達成目標の実現状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H30</th> <th>H31/R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>—</th> <th>R9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本船舶</td> <td>255</td> <td>261</td> <td>253</td> <td>263</td> <td>290</td> <td>—</td> <td>333</td> </tr> <tr> <td>準日本船舶</td> <td>57</td> <td>52</td> <td>42</td> <td>36</td> <td>29</td> <td>—</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>312</td> <td>312</td> <td>295</td> <td>299</td> <td>319</td> <td>—</td> <td>363</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各認定事業者(7社)の「日本船舶・船員確保計画」に基づき算出</p> <p>※R4年度については見込値</p> <p>※R9年度については目標値を記載(次期計画の目標値は調整中につき、引上げの可能性あり。)</p> <p>○所期の目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定事業者による日本船舶については、現行計画開始時点(平成29年度末)の 241 隻から R4 年度に 290 隻まで増加させる計画を達成する見込み。</li> <li>しかしながら、数年前までの海運不況により各社が船隊規模縮小を行ったことにより「日本船舶・船員確保計画」に掲げる日本船舶隻数の目標達成が難しい状況となった。そのため準日本船舶の候補となり得る船舶を優先的に日本船舶としたことで、準日本船舶の隻数は、令和4年度末で 29 隻まで減少する見込みである。</li> </ul> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>○租税特別措置等による直接的な効果</p> <p>【日本商船隊における日本船舶数】 (単位:隻)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">トン数標準税制導入前</th> <th colspan="6">トン数標準税制導入後</th> </tr> <tr> <th>H6</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31/R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>280</td> <td>99</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>92</td> <td>98</td> <td>197</td> <td>219</td> <td>237</td> <td>261</td> <td>273</td> <td>270</td> <td>273</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局外航課調べ</p> <p>※各年 6 月末時点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本租税特別措置導入以前における日本商船隊における日本船舶は減少傾向にあったが、本租税特別措置を導入後(H21年4月1日から)には増加傾向に転じていることから、本租税特別措置を講じたことにより、日本商船隊における日本船舶の増加が図られているものといえる。</li> <li>仮に本租税特別措置の拡充が認められなかった場合には、日本船舶及び日</li> </ul>	年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4	—	R9	区分								日本船舶	255	261	253	263	290	—	333	準日本船舶	57	52	42	36	29	—	30	合計	312	312	295	299	319	—	363	トン数標準税制導入前						トン数標準税制導入後						H6	16	17	18	19	20	27	28	29	30	31/R1	R2	R3	280	99	95	95	92	98	197	219	237	261	273	270	273
年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4	—	R9																																																																								
区分																																																																															
日本船舶	255	261	253	263	290	—	333																																																																								
準日本船舶	57	52	42	36	29	—	30																																																																								
合計	312	312	295	299	319	—	363																																																																								
トン数標準税制導入前						トン数標準税制導入後																																																																									
H6	16	17	18	19	20	27	28	29	30	31/R1	R2	R3																																																																			
280	99	95	95	92	98	197	219	237	261	273	270	273																																																																			

		<p>本船舶を補完するものとしての準日本船舶による経済安全保障の早期確立を妨げることになる。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>上記10. のとおり、本租税特別措置により、認定事業者について、日本船舶を現行計画開始時点(平成 29 年度末)の 241 隻から R4 年度末には 290 隻まで増加する見込みであることから、目標を達成する見込みである。</p> <p>また、本租税特別措置を導入したことにより、日本商船隊における日本船舶の増加が図られていることから、政策目標の達成に向けて効果が確認されていることから、税収額を是認する効果が認められる。</p> <p>一方で、数年前までの歴史的な海運不況による影響などを受けて、対外船舶運航事業者は船隊規模を縮小せざるを得ない状況であり、好況下の直近においても船隊規模拡大の目的が立っておらず、準日本船舶の隻数は、R4 年度末で 29 隻に留まる見込みである。</p> <p>安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障確立のため、引き続き本税制を適用することで日本船舶及びそれを補完する準日本船舶の早期確保の道筋をつける必要がある。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置により、利益の変動が激しい対外船舶運航事業者にとって、毎年の納税額が予見可能となり、高額な船舶投資を安定的・計画的に行うことが可能となるため、政策目的の達成のために効率的な政策手法であり、妥当性を有する。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>規制、補助金等はない。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本租税特別措置により、日本船舶及び準日本船舶増加のペースアップがなされることは、直接的には対外船舶運航事業者による安定的な雇用・納税、間接的には地域の造船業等の海事産業クラスターへの経済波及効果といった効果を有するため、地方公共団体が政策目的の実現に向けて協力することは相当である。</p>
12	有識者の見解	<p>—</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成 28 年 8 月(H28 国交 28)</p>





点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（(外航)CO<sub>2</sub>削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（(外航)NO<sub>x</sub>削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 達成目標（(内航)NO<sub>x</sub>：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>④ 所期の達成目標（平成29年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である10%を元に、その輸送比率を維持する）から新たな達成目標（令和7年の日本商船隊の輸送量1,100万トン为目标とする）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善することとし、今回要望している本特例措置の適用期間の最終年度（令和7年度）までに平成20年度比27%の改善を目指す。</p> <p>② 新造船について、平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減することとし、今回要望している本特例措置の適用期間（令和5～7年度）を通して平成22年度比22%のNO<sub>x</sub>削減を目指す。</p> <p>③ NO<sub>x</sub>削減に係る目標は、税制の特例期間に全てに適用されることから、令和7年度における目標は22%削減となります。</p> <p>④ 令和3年5月に閣議決定された「第二次交通政策基本計画」において、新たに「日本商船隊の輸送量」が数値目標として設定されたことに伴い、本政策評価における達成目標もそれに合わせたため、「日本商船隊の輸送比率」から「日本商船隊の輸送量」に変更した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 外航船舶に関する過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書に追記</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 外航船舶に関する将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書に追記</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（(内航)平成29年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である10%を元に、その輸送比率を維持する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかが明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（(内航)CO<sub>2</sub>：令和7年度までに内航海運からのCO<sub>2</sub>排出量年間13万トン削減（省エネに資する船舶を年間70隻程度普及）を図る）に対する過去の効果について、「年間CO<sub>2</sub>削減量＝税制適用船舶×1トンあたりのCO<sub>2</sub>削減量×CO<sub>2</sub>削減率」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（(内航)NO<sub>x</sub>：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%の削減を行う）に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>なお、②及び③は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>④ 内航船舶に関する全ての達成目標に対する過去の効果について、過去の適用数4件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（(外航)CO<sub>2</sub>削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善する）に対する過去の直接的な効果について、「本租税特別措置を利用することにより、CO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>削減など厳しい環境要件に適合した船舶により、日本商船隊の船隊規模の維持・整備が図られる」と説明されているが、過去の効果から、他</p>
--

<p>の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（(外航) NO<sub>x</sub>削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減）に対する過去の直接的な効果について、「本租税特別措置を利用することにより、CO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>削減など厳しい環境要件に適合した船舶により、日本商船隊の船隊規模の維持・整備が図られる」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑦ 達成目標（(内航) CO<sub>2</sub>：令和7年度までに内航海運からのCO<sub>2</sub>排出量年間13万トン削減（省エネに資する船舶を年間70隻程度普及）を図る）に対する過去の直接的な効果について、「本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船は、令和2年度で10隻、令和3年度で4隻導入され、令和2年度は約0.2万トン、令和3年度は約0.5万トンのCO<sub>2</sub>削減がなされた」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑧ 達成目標（(内航) NO<sub>x</sub>：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%の削減を行う）に対する過去の直接的な効果について、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑨ 達成目標（(内航) 本税制特例措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする）に対する過去の直接的な効果について、「本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船は、令和2年度で10隻、令和3年度で4隻導入され、令和2年度は約0.2万トン、令和3年度は約0.5万トンのCO<sub>2</sub>削減がなされた」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>なお、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>⑩ 所期の達成目標（(外航) 令和4年度までに日本商船隊の燃費効率を平成16年度比で21%改善する）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。</p> <p>⑪ 所期の達成目標（(内航) 本税制特例措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。</p> <p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① 日本商船隊の輸送比率について、前回要望時の目標が約10%であったところ、令和3年度は7.4%であった。これは、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、世界の海上荷動き量が減少した中、特に日本商船隊が約8割の輸送を担っている我が国の原油・鉄鉱石等の輸入量が約2割減少したことなどにより、世界の海上荷動き量の減少以上に日本商船隊の輸送量が減少したためと考えられる。しかしながら、我が国の輸出入貨物の約6割を担っている日本商船隊の輸送量の確保に寄与しているとともに、本租税特別措置を利用することにより、厳しい環境要件に適合した船舶への買換が促進され、日本商船隊のからのCO<sub>2</sub>やNO<sub>x</sub>の排出削減に寄与している。</p> <p>② 出典が、省令報告・内航輸送統計年報、エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数一覧表など多岐に渡っており、計算に用いた数値を記載すると膨大な量となるため、記載を控えることとする。</p> <p>③ 令和4年度から6年度までに導入される新造船の要件が、平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%という要件に適合されているものと仮定し、算出</p> <p>④ 「10. 有効性④効果＜達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果＞」に記載済み。</p> <p>⑤ 本特例措置の活用により、環境性能に優れた外航船に買換えられたことにより、令和3年度の日本商船隊の燃費効率が平成20年度比1.4%改善された。</p> <p>⑥ 本特例措置の活用により、新造船のNO<sub>x</sub>排出量について、平成23年度からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減を達成し</p>
---

<p>た。</p> <p>⑦ 「本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船は、令和2年度で10隻、令和3年度で4隻導入され、令和2年度は約0.2万トン、令和3年度は約0.5万トンのCO<sub>2</sub>削減がなされた」が、他の要因の影響を除いた本特例措置の直接的な効果となっており、これ以上の数値の算出は難しい。</p> <p>⑧ 当税制特例の設備要件を満たした船舶は、NO<sub>x</sub>削減目標値22%削減を達成される。これが他の要因の影響を除いた本特例措置の直接的な効果となっており、これ以上の数値の算出は難しい。</p> <p>⑨ 「本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船は、令和2年度で10隻、令和3年度で4隻導入され、令和2年度は約0.2万トン、令和3年度は約0.5万トンのCO<sub>2</sub>削減がなされた」が、他の要因の影響を除いた本特例措置の直接的な効果となっており、これ以上の数値の算出は難しい。</p> <p>⑩ 前回の要望時において、令和4年度までに日本商船隊の燃費効率を平成22年度比21%改善するという目標を設定したところ、令和3年度は平成20年度比18.7%改善し、令和4年度までに21%改善する見通しである。令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善するという目標達成に向けて、引き続き本特例措置により環境性能に優れた外航船の導入促進を図る必要がある。</p> <p>⑪ ④と同じ。</p> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「日本商船隊の輸送比率について、前回要望時の目標が約10%であったところ、令和3年度は7.4%であった。これは、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、世界の海上荷動き量が減少した中、特に日本商船隊が約8割の輸送を担っている我が国の原油・鉄鉱石等の輸入量が約2割減少したことなどにより、世界の海上荷動き量の減少以上に日本商船隊の輸送量が減少したためと考えられる。しかしながら、我が国の輸出入貨物の約6割を担っている日本商船隊の輸送量の確保に寄与しているとともに、本租税特別措置を利用することにより、厳しい環境要件に適合した船舶の導入促進が図られ、日本商船隊のからのCO<sub>2</sub>やNO<sub>x</sub>の排出削減に寄与している」との説明では、過去の効果（令和元年度及び2年度）が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑦ 「令和3年度は平成20年度比18.7%改善し、令和4年度までに21%改善する見通しである」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑧ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
---

(7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（(外航) 令和7年の日本商船隊の輸送量1,100百万トンを目標とする）に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 達成目標（(外航) 令和7年の日本商船隊の輸送量1,100百万トンを目標とする）に対する将来の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
---

③ 達成目標（(外航)CO<sub>2</sub>削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善する）に対する将来の効果について、「令和4年度から令和7年度の数値については目標値（但し、CO<sub>2</sub>削減の数値については予測値）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

④ 達成目標（(外航)NO<sub>x</sub>削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減する）に対する将来の効果について、「令和4年度から令和7年度の数値については目標値（但し、CO<sub>2</sub>削減の数値については予測値）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

⑤ 内航船舶に関する全ての達成目標に対する将来の効果について、「令和4年度から令和7年度の数値については目標値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。  
なお、②、③、④及び⑤は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

⑥ 達成目標（(外航)令和7年の日本商船隊の輸送量1,100百万トン为目标とする）に対する将来の直接的な効果について、「本租税特別措置を利用することにより、CO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>削減など厳しい環境要件に適合した船舶により、日本商船隊の船隊規模の維持・整備が図られる」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

⑦ 達成目標（(外航)CO<sub>2</sub>削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善する）に対する将来の直接的な効果について、「本租税特別措置を利用することにより、CO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>削減など厳しい環境要件に適合した船舶により、日本商船隊の船隊規模の維持・整備が図られる」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

⑧ 達成目標（(外航)NO<sub>x</sub>削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減する）に対する将来の直接的な効果について、「本租税特別措置を利用することにより、CO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>削減など厳しい環境要件に適合した船舶により、日本商船隊の船隊規模の維持・整備が図られる」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

⑨ 達成目標（(内航)CO<sub>2</sub>：令和7年度までに内航海運からのCO<sub>2</sub>排出量年間13万トン削減（省エネに資する船舶を年間70隻程度普及）を図る）に対する将来の直接的な効果について、「本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船は、令和2年度で10隻、令和3年度で4隻導入され、令和2年度は約0.2万トン、令和3年度は約0.5万トンのCO<sub>2</sub>削減がなされた」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

⑩ 達成目標（(内航)NO<sub>x</sub>：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減を行う）に対する将来の直接的な効果について、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

⑪ 達成目標（(内航)本税制特別措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする）に対する将来の直接的な効果について、「本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船は、令和2年度で10隻、令和3年度で4隻導入され、令和2年度は約0.2万トン、令和3年度は約0.5万トンのCO<sub>2</sub>削減がなされた」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。  
なお、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【国土交通省の補足説明】

① 事前評価表に追記

② 過去の実績を踏まえて令和7年度の目標値を定めている。

③ 令和12年度に燃費効率が平成20年度比40%改善することを見据えた際の必要な改善率を達成目標としている。

④ NO<sub>x</sub>削減に関する目標値は、国際海事機関（IMO）で定められた規制値を元に設定している。

⑤ 地球温暖化対策計画(令和3年10月閣議決定)において、令和12年度までに船舶からのCO<sub>2</sub>排出量の削減を181万トンですが、これは年間あたりで必要な削減量は13万トン程度となるため、この数字を達成目標としております。また隻数換算すると現時点では年間70隻程度となるため、現時点ではこの数字を要望期間中の達成目標（測定指標）としております。

⑥ 市況の変動が激しく業績が大きく変動する外航海運事業においては、経済情勢や他の要因の影響を排除することは不可能である。

⑦ 令和12年度に燃費効率が平成20年度比40%改善することを見据えた際の必要な改善率を達成目標としており、他の要因の影響を除くことは困難である。

⑧ NO<sub>x</sub>削減に関する目標値は、国際海事機関（IMO）で定められた規制値を元に設定しているため、他の要因の影響を除くことは困難である。

⑨ 本税制措置を活用することにより、建造初期のキャッシュフローに余裕が生じることから事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果があり、借入の早期返済が可能となることから金利負担が軽減されることから、インセンティブとして影響を与えています。

⑩ ⑨と同じ。

⑪ 「本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船は、令和2年度で10隻、令和3年度で4隻導入され、令和2年度は約0.2万トン、令和3年度は約0.5万トンのCO<sub>2</sub>削減がなされた」が、他の要因の影響を除いた本特例措置の直接的な効果となっており、これ以上の数値の算出は難しい。

【点検結果】

①～⑪ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【国土交通省の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 20)、法人住民税: 義、法人事業税: 義(自動運動)
		②: 上記以外の税目 所得税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 個人または法人が、所有する船舶を譲渡し、新たに、租税特別措置法等に定める環境負荷低減に資する設備を有する船舶を取得した場合、譲渡益の80%について課税を繰り延べることができる。
		《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和8年3月31日までとする。
		《関係条項》 ・租税特別措置法第37条～第37条の4、第65条の7～9、第66条の6 ・同法施行令第25条、第39条の7、第39条の14～20 ・同法施行規則第18条の5、第22条の11
5	担当部局	国土交通省海事局外航課、内航課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 平成29年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和49年度 創設
		平成17年度 拡充(内航海運業に係る参入規制: 許可制→登録制)
		平成18年度 縮減・延長(船舶への買換えを新造船又は環境負荷低減船に限定)
		平成23年度 縮減・延長(船舶→減価償却資産の廃止) (中古船の船齢要件厳格化) (新造船に環境負荷低減要件付加)
		平成26年度 縮減・延長(譲渡船の船齢要件厳格化) (環境負荷低減要件の追加)
		平成29年度 縮減・延長(2,000トン以上の船舶に係る環境要件厳格化) (トン数標準税制認定事業者及びその海外子会社が所有する船舶の適用除外)
令和2年度 縮減・延長(買替資産の船齢を法定耐用年数以下に限定)		
8	適用又は延長期間	3年間(令和5年度～令和7年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (外航) 外航船舶の調達には多額の資金を要するところ、譲渡船舶の売却益を活用して代替を促進することにより、計画的かつ安定的に日本商船隊の維持・整備を図りつつ、環境負荷低減を実現することを目的とする。

		<p>(内航) 多額の資金を要する船舶の調達において、譲渡船舶の売却益を活用して代替船舶を確保し、我が国の国民生活及び経済活動を支える基幹的輸送インフラである内航海運に係る船舶の代替を促進することで、安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境負荷の低減を実現することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 (外航) ・第169回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議」における附帯決議 「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」</p> <p>(内航) ・「交通政策基本計画」(令和3年5月28日閣議決定)該当箇所抜粋 「基本の方針 C. 災害や疫病、事故などの異常時こそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現」 「目標③運輸部門における脱炭素化等の加速」 ・「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定) 該当箇所抜粋 第2節 地球温暖化対策・施策 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 (1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策 ① エネルギー起源二酸化炭素 D. 運輸部門の取組 (g) 鉄道、船舶、航空機の対策 ○船舶分野の脱炭素化 船舶部門においては、内航船省エネルギー格付制度等による省エネルギー・省CO2排出船舶の普及促進に加えて、LNG燃料船、水素燃料電池船、EV船を含め、革新的省エネルギー技術やデジタル技術等を活用した内航近代化・運航効率化にも資する船舶の技術開発・実証・導入促進を推進する。また、ゼロエミッション船の商業運航を従来の目標である2028年よりも前倒して世界に先駆けて実現することを目指す。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(外航) 政策目標: 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標: 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>(内航) 政策目標: 3 地球環境の保全 施策目標: 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 業績指標: 25 環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進によるCO2排出削減量(平成25年度比)</p>



	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (外航) 日本商船隊の船隊規模の維持・整備、CO2及びNOxの削減 〈測定指標〉 ・環境性能の良い船舶の取得を促進し、燃費性能を改善すること等により、我が国の外航海運事業者の国際競争力の強化を図り、安定的な国際海上輸送を確保することとし、令和7年の日本商船隊の輸送量1,100百万トンを目標とする。 ・CO2削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善する（排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む。）。 ・NOx削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減する。</p> <p>(内航) 船舶の環境性能向上、船舶の代替取得の促進 〈測定指標〉 ・CO2：令和7年度までに内航海運からのCO2排出量年間13万トン削減（省エネに資する船舶を年間70隻程度普及）を図る。 ・NOx：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%の削減を行う。 ・本税制特例措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (外航) 船舶取得のための資金確保が困難な状況においても、安定的な船舶供給を実現するとともに、老朽船等から、より効率的で安全性・環境性の高い船舶への代替を促進していくことに寄与する。</p> <p>(内航) 船舶取得のための資金確保が困難な状況においても、老朽船から、より新しく、かつ環境性能の高い船舶への代替を促進することで内航海運の安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境負荷の低減を実現していくことに寄与する。</p>																				
<p>10: 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運における税制利用状況調査」及び「内航貨物船にかかる税制利用実態調査」を実施し、適用数の把握を行っている。</p> <p>(外航) 【適用隻数】</p> <table border="1" data-bbox="436 1316 981 1374"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	区分									
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7													
区分																						

		<table border="1" data-bbox="1518 165 2080 327"> <tr> <td>外航日本船舶 〈適用者数〉</td> <td>1 (1)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>1 (1)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶 〈適用者数〉</td> <td>7 (5)</td> <td>9 (5)</td> <td>21 (17)</td> <td>17 (12)</td> <td>22 (16)</td> <td>15 (11)</td> <td>15 (11)</td> <td>15 (11)</td> <td>15 (11)</td> </tr> </table> <p>※ 令和3年度までは、海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※ 令和4年度以降については過去の実績（直近5年間（H29～R3）の平均）をもとに推計 ※ 政策目的において計画的かつ安定的に維持・整備を図ることとしている「日本商船隊」とは、我が国外航海運企業が運航する2,000総トン数以上の外航商船群であり、表中の「外航日本船舶」と「外航日本船舶以外の船舶」から構成されており、達成目標に対する効果については合算値で評価することが適当である</p> <p>(内航) 【適用隻数】</p> <table border="1" data-bbox="1518 654 2080 798"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航船舶 〈適用者数〉</td> <td>16 (16)</td> <td>11 (10)</td> <td>11 (11)</td> <td>10 (7)</td> <td>4 (4)</td> <td>10 (10)</td> <td>10 (10)</td> <td>10 (10)</td> <td>10 (10)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年度までは海事局内航課による「内航貨物船に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※R4年度以降については、過去の実績（直近5年間（H29～R3）の平均）をもとに算出。</p>	外航日本船舶 〈適用者数〉	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	外航日本船舶 以外の船舶 〈適用者数〉	7 (5)	9 (5)	21 (17)	17 (12)	22 (16)	15 (11)	15 (11)	15 (11)	15 (11)	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	内航船舶 〈適用者数〉	16 (16)	11 (10)	11 (11)	10 (7)	4 (4)	10 (10)	10 (10)	10 (10)	10 (10)
外航日本船舶 〈適用者数〉	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)																																	
外航日本船舶 以外の船舶 〈適用者数〉	7 (5)	9 (5)	21 (17)	17 (12)	22 (16)	15 (11)	15 (11)	15 (11)	15 (11)																																	
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																	
内航船舶 〈適用者数〉	16 (16)	11 (10)	11 (11)	10 (7)	4 (4)	10 (10)	10 (10)	10 (10)	10 (10)																																	
<p>②: 適用額</p>		<p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運における税制利用状況調査」及び「内航貨物船に係る税制利用状況調査」を実施し、適用額の把握を行っている。</p> <p>(外航) 【適用額】 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1518 1149 2080 1332"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>822</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>181</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>5,974</td> <td>10,860</td> <td>9,440</td> <td>9,247</td> <td>24,333</td> <td>11,971</td> <td>11,971</td> <td>11,971</td> <td>11,971</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和3年度までは、海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※ 令和4年度以降については過去の実績（直近5年間平均（H29～</p>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	外航日本船舶	822	0	0	0	181	0	0	0	0	外航日本船舶 以外の船舶	5,974	10,860	9,440	9,247	24,333	11,971	11,971	11,971	11,971										
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																	
外航日本船舶	822	0	0	0	181	0	0	0	0																																	
外航日本船舶 以外の船舶	5,974	10,860	9,440	9,247	24,333	11,971	11,971	11,971	11,971																																	

	<p>R3))をもとに推計。</p> <p>※ 政策目的において計画的かつ安定的に維持・整備を図ることとしている「日本商船隊」とは、我が国外航海運企業が運航する2,000総トン数以上の外航商船群であり、表中の「外航日本船舶」と「外航日本船舶以外の船舶」等が対象</p> <p>※ 適用者数が少数となっている年度もあり、1社あたりの適用額の割合が高くなることもあるが、特定の者のみが適用者となる偏りはない。</p> <p>(内航) 【適用額】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航船舶</td> <td>3,025</td> <td>942</td> <td>1,852</td> <td>962</td> <td>236</td> <td>760</td> <td>760</td> <td>760</td> <td>760</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年度までは、海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握</p> <p>※令和4年度以降については、過去5年間(H29～R3)の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に推計  <math>103 \text{ 隻} (1) \times 10.12\% (2) = 10 \text{ 隻} (\text{適用予定隻数})</math>  <math>10 \text{ 隻} (\text{適用予定隻数}) \times 76 \text{ 百万円} (3) = 760 \text{ 百万円} (\text{圧縮実施額})</math></p> <p>(1)新造船隻数:過去5年間(平成29年度～令和3年度)における新造船隻数の平均を踏まえた推定値                  (2)税制利用率:過去5年間(平成29年度～令和3年度)における新造船に占める税制利用船舶の割合の平均                  (3)1件当たりの圧縮実施額:過去5年間(平成29年度～令和3年度)の平均</p>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	内航船舶	3,025	942	1,852	962	236	760	760	760	760										
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																						
内航船舶	3,025	942	1,852	962	236	760	760	760	760																						
③ 減収額	<p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。</p> <p>(外航) 1. 法人税 【減収額】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>192</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>42</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶以外の船舶</td> <td>1,398</td> <td>2,520</td> <td>2,190</td> <td>2,145</td> <td>5,646</td> <td>2,777</td> <td>2,777</td> <td>2,777</td> <td>2,777</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和3年度までは、海事局外航課による「外航海運業における税制利用状況調査」により適用状況を把握</p> <p>※ 令和4年度以降については、「令和4年度以降の適用見込み額×法人税率(23.2%)」により算出</p>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	外航日本船舶	192	0	0	0	42	0	0	0	0	外航日本船舶以外の船舶	1,398	2,520	2,190	2,145	5,646	2,777	2,777	2,777	2,777
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																						
外航日本船舶	192	0	0	0	42	0	0	0	0																						
外航日本船舶以外の船舶	1,398	2,520	2,190	2,145	5,646	2,777	2,777	2,777	2,777																						

	<p>※ 政策目的において計画的かつ安定的に維持・整備を図ることとしている「日本商船隊」とは、我が国外航海運企業が運航する2,000総トン数以上の外航商船群であり、表中の「外航日本船舶」と「外航日本船舶以外の船舶」等が対象</p> <p>2. 法人住民税 【減収額】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航船舶</td> <td>25</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>外航船舶以外の船舶</td> <td>180</td> <td>325</td> <td>283</td> <td>150</td> <td>395</td> <td>194</td> <td>194</td> <td>194</td> <td>194</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「法人住民税=法人税減収額 × 税率(注)」により算出                  注)平成29年度～令和元年度:12.9%、令和2年度～令和7年度:7.0%</p> <p>3. 法人事業税 【減収額】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航船舶</td> <td>55</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>外航船舶以外の船舶</td> <td>400</td> <td>728</td> <td>632</td> <td>647</td> <td>1,704</td> <td>838</td> <td>838</td> <td>838</td> <td>838</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「法人事業税=適用額 × 税率(注)」により算出                  注)平成29年度～令和元年度:6.7%、令和2年度～令和7年度:7.0%</p> <p>(内航) 1. 法人税 【減収額】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航船舶</td> <td>708</td> <td>219</td> <td>430</td> <td>223</td> <td>55</td> <td>176</td> <td>176</td> <td>176</td> <td>176</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年度までは、海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握</p> <p>※令和4年度以降については、「令和4年度以降の適用見込み額×法人税率(23.2%)」により算出</p> <p>2. 法人住民税 【減収額】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航船舶</td> <td>708</td> <td>219</td> <td>430</td> <td>223</td> <td>55</td> <td>176</td> <td>176</td> <td>176</td> <td>176</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	外航船舶	25	0	0	0	3	0	0	0	0	外航船舶以外の船舶	180	325	283	150	395	194	194	194	194	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	外航船舶	55	0	0	0	13	0	0	0	0	外航船舶以外の船舶	400	728	632	647	1,704	838	838	838	838	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	内航船舶	708	219	430	223	55	176	176	176	176	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	内航船舶	708	219	430	223	55	176	176	176	176
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																												
外航船舶	25	0	0	0	3	0	0	0	0																																																																																												
外航船舶以外の船舶	180	325	283	150	395	194	194	194	194																																																																																												
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																												
外航船舶	55	0	0	0	13	0	0	0	0																																																																																												
外航船舶以外の船舶	400	728	632	647	1,704	838	838	838	838																																																																																												
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																												
内航船舶	708	219	430	223	55	176	176	176	176																																																																																												
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																												
内航船舶	708	219	430	223	55	176	176	176	176																																																																																												

		内航船舶	91	28	55	16	4	12	12	12	12
--	--	------	----	----	----	----	---	----	----	----	----

※「法人住民税＝法人税減収額 × 税率(注)」により算出  
注)平成29年度～令和元年度:12.9%、令和2年度～令和7年度:7.0%

3. 法人事業税  
【減収額】 (単位:百万円)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
内航船舶	203	63	124	67	17	53	53	53	53

※「法人事業税＝適用額 × 税率(注)」により算出  
注)平成29年度～令和元年度:6.7%、令和2年度～令和7年度:7.0%

④: 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  
(外航)  
○達成目標の実現状況

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
CO2削減(%)	11.8	13.3	15.1	17.1	18.7	20.8	22.6	24.8	27.0
NOx削減(%)	24	22	22	22	22	22	22	22	22
輸送量(百万トン)	997	1,032	960	889	883	—	—	—	1,100

※環境に関する削減率については、事業者へのアンケート調査に基づくもの  
※令和4年度から令和7年度の数値については目標値(但し、CO2削減の数値については予測値)  
※輸送量については、事業者からの法令に基づく報告により把握しており、暦年での集計。

《達成目標に対する租税特別措置等による直接的な効果》  
本租税特別措置を利用することにより、CO2、NOx削減など厳しい環境要件に適合した船舶により、日本商船隊の船隊規模の維持・整備が図られる。  
仮に本租税特別措置が認められなかった場合、  
(1)船舶所有者が、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船体整備を円滑に行うことができず、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがある。  
(2)環境負荷低減船の普及を妨げることになる。

○所期の目標の実現状況  
【令和3年度】  
・CO2削減(目標値:18.7%削減):日本商船隊からのCO2排出量を18.7%削減(平成20年度比)。  
・NOx削減(目標値:22%削減):新造船について22%の削減を達成(平成22年度比)。

・輸送量:我が国商船隊の輸送量について、令和7年に1,100百万トンとする目標であるところ、令和元年度～令和3年度実績については約900百万トン程度とほぼ横ばいとなっており、競争力のある日本商船隊の維持に寄与している。

(内航)  
○達成目標の実現状況

年度	H29	H30	R1	R2	R3
CO2削減量 (t-CO2)	107,440	57,468	33,592	22,620	47,642
(省エネに資する船舶(隻))	(45)	(36)	(27)	(20)	(24)
NOx削減(%)	22	22	22	22	22
	R4	R5	R6	R7	
	130,000	130,000	130,000	130,000	
	(70)	(70)	(70)	(70)	
	22	22	22	22	

※令和3年度までは、「内航海運に係る税制利用状況調査」に基づき、以下の式により算出  
年間CO2削減量＝税制適用船舶×1トンあたりのCO2削減量×CO2削減率  
※令和4年度から令和7年度の数値については目標値

○所期の目標の実現状況  
【令和3年度】  
①省エネ化、CO2・NOx排出削減  
(1)CO2削減:年間約13万トンの削減(省エネに資する船舶を年間70隻程度普及)を行うことが目標値であるところ、平成29年度～令和3年度の平均で53,751トンのCO2削減(年間30隻)であった。  
(2)NOx削減:新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%削減(平成22年度比)が目標値であるところ、令和3年度時点においては22%削減の目標を達成している。  
②船舶の代替取得の促進  
年間代替取得隻数を14隻以上とすることが目標値であるところ、平成29年度～令和3年度の平均は10隻であり、目標を達成できていない。(各年度の効果及び算定根拠については、「10有効性①適用数」欄に記載したとおりである。)

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》  
本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船は、令和2年度で10隻、令和3年度で4隻導入され、令和2年度は約0.2万トン、令和3年度は約0.5万トンのCO2削減がなされた。

		<p>前回要望時の「本税制特例措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする」という目標に対して、令和3年度の取得隻数は4隻であったが、事業者の財務状況及び船舶の建造サイクルにより当該特例措置を活用する状況になかったこと等が考えられる。仮に本税制特例措置が認められなかった場合、内航環境負荷低減船等への転換の妨げになり、政策目的が達成できない。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>(外航) 本税制特例措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。 本税制特例措置により、船舶の建造サイクルを加速することができ、日本商船隊に対するオーナーの船舶供給維持に大きな効果を及ぼす。また、NOx削減率についても、新造船については目標値である22%削減の実現に寄与していることから、税収減を是認する効果が認められる。</p> <p>(内航) 内航海運は我が国の国民生活や経済活動を支えている基幹的輸送インフラであり、離島航路を始めとする地域社会におけるライフラインとしても極めて重要な役割を担っている。このため、安定的な輸送サービスを確保することが重要であり、かつ、環境負荷低減も促進する必要があるため、老朽船を新しく環境性能や安全性の高い船舶に計画的・安定的に代替していく必要がある。 本税制特例措置は多額の資金を要する船舶の建造において、譲渡船舶の売却益を活用した安定的な代替船舶の確保を可能とするものであり、上記政策目的の達成のための手段として有効である。 加えて、本税制特例措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。 上記の理由から、本税制特例措置については、税収減を是認するに足る効果が認められる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>(外航) 本税制特例措置により生じるキャッシュフローを原資として、船舶取得のための資金確保が困難な状況においても、安定的な船舶供給を実現するとともに、老朽船や不経済船から、より効率的で安全性・環境性の高い船舶への代替を促進するという制度であり、政策目的を実現するために有効な手段であるとともに、課税の繰延であるため国庫負担も小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p> <p>(内航)</p>

		<p>本税制特別措置は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は小さく、必要最低限の措置として妥当性を有する。 また、予算上の措置による支援のみでは財政上の制約から対象事業者や対象設備が限定され、内航海運全体への投資促進効果が小さくなること、単年度の支援制度となり、年度途中の様々な事情による船舶建造に機動的に対応できないことなどから政策目的に対する手段として十分とは言えない。 このため、本税制特例措置は、政策目的達成のための手段として妥当である。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等の役割分担	<p>(外航) 買換特別制度は、船舶の譲渡益の圧縮記帳を認めることで、環境負荷低減船への代替を促し、日本商船隊の維持・整備を図ることを目的とし、船舶に係る特別償却制度は、新造船取得時の当該船舶の初年度償却率の上乗せを認めることで、先進船舶や環境付加低減船の新造船の取得を促し、日本商船隊の規模拡大を図ることを目的としている。 また、国際船舶の登録免許税及び固定資産税の軽減措置は、国際船舶の保有コストを軽減することにより、日本商船隊の中核を担う国際船舶の増加を図ることを目的としている。</p> <p>(内航) 内航船舶取得における支援措置においては、以下のとおり明確に役割分担がされている。 まず、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度では環境負荷低減に資する船舶や離島航路に就航する船舶等の政策的意義の高い船舶の建造に必要な低利・長期資金を供給している。 船舶の特別償却制度はエネルギー効率が高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進することで、安定的な輸送サービスの確保を図りつつ環境負荷低減を実現することを目的としている。また、中小企業投資促進税制では中小零細事業者の船舶取得を支援することを目的としている。 そして、本税制特別措置では輸送の安定性・効率性の低下リスクが高い老朽船について、安定的かつ計画的に環境負荷低減・安全性・経済性に優れた良質な船舶への代替建造を促進することを目的としている。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月(R1 国交 06)

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
-------------------------	-----

【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 所期の達成目標（作業船からのNOx排出量を令和2年度から令和4年度までの3年間で700t削減する）に対する過去の直接的な効果について、「作業船の買換えは、特に中小企業にとっては大きな投資であり、あくまでも様々な経営環境を踏まえて判断されるものであるため、本租税特別措置の有無のみで投資の判断を行うものではないが、資金調達面での問題がクリアできるかどうかは大きな判断基準である。アンケート調査の結果によれば、本租税特別措置があることによって、作業船を長期保有するのではなく、環境に配慮するとともに生産性の向上に資する新造作業船の建造に踏み切る判断を行った会社もあり、本租税特別措置が無かった場合には作業船の更新に更に遅れが生じることが想定される」と説明されているが、過去の効果（平成26年度から令和3年度までで1,783tのNOx排出量が削減）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
【国土交通省の補足説明】	<p>① 本特例措置は、平成23年6月に一度廃止となり、その後平成26年度以降復活した経緯があるところ、本特例措置が適用されない平成24～25年における買換え隻数の実績が平均年間8隻程度であったのに対し、平成26～令和3年度における買換え隻数の実績は平均年間18隻と約2倍に増加している。</p> <p>同期間におけるNOx排出削減量の合計は131隻分で約1,800tである。このうち本特例措置を適用した作業船のNOx削減量の合計は86隻分で約1,200tであり、NOx排出削減量全体の約7割の削減に寄与している。</p>
【点検結果】	<p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 達成目標（作業船からのNOx排出量を令和5年度から令和7年度までの3年間で672t削減する）に対する将来の直接的な効果について、「作業船の買換えは、特に中小企業にとっては大きな投資であり、あくまでも様々な経営環境を踏まえて判断されるものであるため、本租税特別措置の有無のみで投資の判断を行うものではないが、資金調達面での問題がクリアできるかどうかは大きな判断基準である。アンケート調査の結果によれば、本租税特別措置があることによって、作業船を長期保有するのではなく、環境に配慮するとともに生産性の向上に資する新造作業船の建造に踏み切る判断を行った会社もあり、本租税特別措置が無かった場合には作業船の更新に更に遅れが生じることが想定される」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかになっていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
【国土交通省の補足説明】	<p>① 特例措置は、平成23年6月に一度廃止となり、その後平成26年度以降復活した経緯があるところ、本特例措置が適用されない平成24～25年における買換え隻数の実績が平均年間8隻程度であったのに対し、平成26～令和3年度における買換え隻数の実績は平均年間</p>



<p>18隻と約2倍に増加している。</p> <p>本特例措置の継続を前提とした令和5～7年度における作業船買換え見込隻数を基にNOx排出量削減見込を算定した場合、49隻分で672tの削減が見込まれるが、本特例措置がない場合、作業船買換え隻数が平成24～25年と同水準にまで落ち込むことが想定され、その結果、令和7年度において目指すべき削減量の半分程度しか実現できないものと予測している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税：義（国税 21） 法人住民税：義、法人事業税：義（自動連動）
		②: 上記以外の税目 所得税：外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 船齢 35 年未満の作業船を譲渡し、新たに作業船（船齢が耐用年数以内であって、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という。）の規定による窒素酸化物（以下「NOx」という。）の放出基準の 78/80 を満たしている原動機を有するものに限る。）を取得した場合、譲渡益の 80%の圧縮記帳を可能とする特例措置。
		《要望の内容》 適用期限を 3 年間延長し、令和 8 年 3 月 31 日（所得税は令和 8 年 12 月 31 日）までとする。
		《関係条項》 ・ 租税特別措置法 第 37 条～第 37 条の 4、第 65 条の 7～第 65 条の 9 ・ 租税特別措置法施行令 第 25 条～第 25 条の 3、第 39 条の 7 ・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 19 条の 3 ・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 第 11 条の 7
5	担当部局	国土交通省港湾局技術企画課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和 4 年 8 月 分析対象期間：平成 26 年度～令和 7 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 26 年度 創設 平成 29 年度 延長 令和 2 年度 延長
8	適用又は延長期間	3 年間（令和 5 年度～令和 7 年度）
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 老朽化が進む作業船の買換えを促進し、港湾整備等に係る環境負荷の低減を図る。また、円滑な港湾整備等の推進や大規模災害発生時における災害復旧の円滑な実施能力の強化を図る。
		《政策目的の根拠》 ○港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（令和 2 年 3 月 13 日告示） ・ 港湾の開発等に当たっては、生物多様性及び人が豊かな自然と触れ合う場の確保を考慮し、港湾及びその周辺の大気環境や水環境等に与える影響を、計画の策定に際して評価すると

		<p>ともに、関係機関と必要な調整を行い、その実施に当たっても広域的かつ長期的な観点に立って、これらの環境への影響の回避・低減に努める。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定） ・ 我が国の成長と国民生活を支えるサプライチェーンの強化や観光等による地域活性化に向けた環境整備のため、（中略）港湾（中略）の物流・人流ネットワークの早期整備・活用（中略）に取り組む。</p> <p>○新しい資本主義 フォローアップ（2022 年）（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定） ・ 感染症等による社会経済情勢の変化にも対応し、経済成長を促進するため、（中略）国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図る（後略）。</p> <p>○国土強靱化年次計画 2022（令和 4 年 6 月 21 日国土強靱化推進本部決定） ・ 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、（中略）等により多様な情報収集、提供手段の確保に向けた取組を推進する。 ・ 港湾、空港の施設の耐震化、液状化対策、（中略）等、交通インフラそのものの強化を進める。</p> <p>○第 5 次社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定） ・ 大規模災害時における円滑な航路啓開・災害復旧等を可能とするため全国各地に作業船を保有できるような環境を整備</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 3 地球環境の保全 施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>	
③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 港湾整備等に係る環境負荷の低減を図る。 ＜測定指標＞ 作業船からの NOx 排出量を令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間で 672t 削減する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 既存の作業船から環境負荷の低い作業船への買換えが促進されることにより、NOx 排出量が削減され環境負荷の低減に寄与する。また、老朽化した作業船の買換えが促進されることにより、円滑な港湾整備等の推進に寄与する。</p>	

10 有効性等	①: 適用数	<p>平成 26 年度 (実績) : 9 隻                  平成 27 年度 (実績) : 13 隻                  平成 28 年度 (実績) : 18 隻                  平成 29 年度 (実績) : 12 隻                  平成 30 年度 (実績) : 11 隻                  令和元年度 (実績) : 10 隻                  令和 2 年度 (実績) : 7 隻                  令和 3 年度 (実績) : 6 隻                  令和 4 年度 (見込) : 10 隻                  令和 5 年度 (見込) : 22 隻                  令和 6 年度 (見込) : 16 隻                  令和 7 年度 (見込) : 11 隻</p> <p>・平成 26 年度～令和 7 年度の実績及び見込は、関係団体（8 団体）へのヒアリングによる。                  ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用数が合算された数値であるため、用いることは出来ない。                  ・前回の政策評価における令和 2～4 年度の適用見込数は年間 15 隻であり、各年度の適用数の実績は令和 2 年度が 7 隻、令和 3 年度が 6 隻、令和 4 年度が 10 隻（見込）であったが、買換え隻数自体は令和 2 年度が 14 隻、令和 3 年度が 13 隻、令和 4 年度が 13 隻（見込）であり、買換え実績自体は僅少とは言えない。                  また、買換えた作業船のうち本租税特別措置を適用しなかったものは、売却益がゼロ又は極めて少額であったため、結果的に圧縮記帳を利用することができないという事情があった。</p>
	②: 適用額	<p>平成 26 年度 (実績) : 576 百万円                  平成 27 年度 (実績) : 877 百万円                  平成 28 年度 (実績) : 939 百万円                  平成 29 年度 (実績) : 581 百万円                  平成 30 年度 (実績) : 818 百万円                  令和元年度 (実績) : 769 百万円                  令和 2 年度 (実績) : 737 百万円                  令和 3 年度 (実績) : 792 百万円                  令和 4 年度 (見込) : 846 百万円                  令和 5 年度 (見込) : 1,707 百万円                  令和 6 年度 (見込) : 1,242 百万円                  令和 7 年度 (見込) : 854 百万円</p> <p>・平成 26 年度～令和 7 年度の実績及び見込は、関係団体（8 団体）へのヒアリングによる。                  ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用数が合算された数値であるため、用いることは出来ない。                  ・本租税特別措置は、船齢 35 年未満の作業船を譲渡し、新たに作業船を取得した場合に一律に適用される措置であるため、特定の者に偏りがあるものではない。</p>

③: 減収額	<p>&lt;法人税&gt;                  平成 26 年度 (実績) : 147 百万円                  平成 27 年度 (実績) : 210 百万円                  平成 28 年度 (実績) : 220 百万円                  平成 29 年度 (実績) : 136 百万円                  平成 30 年度 (実績) : 190 百万円                  令和元年度 (実績) : 178 百万円                  令和 2 年度 (実績) : 171 百万円                  令和 3 年度 (実績) : 184 百万円                  令和 4 年度 (見込) : 196 百万円                  令和 5 年度 (見込) : 396 百万円                  令和 6 年度 (見込) : 288 百万円                  令和 7 年度 (見込) : 198 百万円</p> <p>・平成 26 年度は、以下のとおり算出。                  適用額 (実績) × 法人税率 (25.5%)                  ・平成 27 年度は、以下のとおり算出。                  適用額 (実績) × 法人税率 (23.9%)                  ・平成 28 年度～平成 29 年度は、以下のとおり算出。                  適用額 (実績) × 法人税率 (23.4%)                  ・平成 30 年度～令和 7 年度は、以下のとおり算出。                  適用額 (実績又は見込) × 法人税率 (23.2%)</p> <p>&lt;法人住民税&gt;                  平成 26 年度 : 26 百万円                  平成 27 年度 : 27 百万円                  平成 28 年度 : 29 百万円                  平成 29 年度 : 18 百万円                  平成 30 年度 : 25 百万円                  令和元年度 : 23 百万円                  令和 2 年度 : 12 百万円                  令和 3 年度 : 13 百万円                  令和 4 年度 : 14 百万円                  令和 5 年度 : 28 百万円                  令和 6 年度 : 20 百万円                  令和 7 年度 : 14 百万円</p> <p>・平成 26 年度の影響額は、以下のとおり算出。                  法人税割額 + 均等割額                  (法人税割額 = 法人税減収額 × (道府県民税率 (5.0%) + 市町村民税率 (12.3%)))                  (均等割額 = 道府県民税 (0.05 百万円) + 市町村民税 (0.15 百万円))                  ・平成 27 年度～令和元年度の影響額は、以下のとおり算出。                  法人税割額 + 均等割額                  (法人税割額 = 法人税減収額 × (道府県民税率 (3.2%) + 市町村民税率 (9.7%)))                  (均等割額 = 道府県民税 (0.05 百万円) + 市町村民税 (0.</p>
--------	---

		<p>15 百万円) )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度～令和7年度の影響額は、以下のとおり算出。 法人税割額+均等割額 (法人税割額=法人税減収額 × (道府県民税率 (1.0%) + 市町村民税率 (6.0%)) ) (均等割額=道府県民税 (0.05 百万円) +市町村民税 (0.15 百万円) )</li> </ul> <p>&lt;法人事業税&gt;</p> <p>平成26年度 : 31 百万円 平成27年度 : 59 百万円 平成28年度 : 63 百万円 平成29年度 : 39 百万円 平成30年度 : 55 百万円 令和元年度 : 52 百万円 令和2年度 : 52 百万円 令和3年度 : 55 百万円 令和4年度 : 59 百万円 令和5年度 : 119 百万円 令和6年度 : 87 百万円 令和7年度 : 60 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度の影響額は、以下のとおり算出。 適用額 (実績) × 法人事業税率 (5.3%)</li> <li>平成27年度～令和元年度の影響額は、以下のとおり算出。 適用額 (実績) × 法人事業税率 (6.7%)</li> <li>令和2年度～令和7年度の影響額は、以下のとおり算出。 適用額 (実績又は見込) × 法人事業税率 (7.0%)</li> </ul>
--	--	---

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>平成26年度 (実績) : NOx144t 削減 平成27年度 (実績) : NOx188t 削減 平成28年度 (実績) : NOx303t 削減 平成29年度 (実績) : NOx263t 削減 平成30年度 (実績) : NOx298t 削減 令和元年度 (実績) : NOx253t 削減 令和2年度 (実績) : NOx174t 削減 令和3年度 (実績) : NOx160t 削減 令和4年度 (見込) : NOx158t 削減 令和5～7年度 (見込) : Nox672t 削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度～令和7年度の実績及び見込は関係団体 (8 団体) へのヒアリングによる。</li> <li>令和2年度から令和4年度までの所期目標は3年間でNOx 排出量 700t 削減であったが、実績及び見込では492t の削減となる。</li> <li>目標を達成出来なかった要因として、買換え船種が想定と異なり、NOx 排出量削減寄与率の低い船種が多かったことがあげられる。</li> <li>令和5～7年度の所期目標である3年間で672t 削減の算出根拠は、以下のとおりである。 平成26年度から令和3年度までの買換え隻数 131 隻 -① 平成26年度から令和3年度までのNOx 削減量 1,783t -② 平成26年度から令和3年度における1隻あたりのNOx 削減量 ②/①=14t -③ 令和5～7年度の想定数 年間16 隻 -④</li> </ul> <p>以上により、令和5～7年度における年度ごとのNOx 削減見込量は224t (=③×④)、3年間で672t (=224t×3年)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>買換えが進むことで、NOx 排出量は確実に削減されていくので、本租税特別措置を引き続き実施していくことが必要である。</li> </ul> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本租税特別措置によって、平成26年度から令和3年度までで1,783t のNOx 排出量が削減され、港湾整備等に係る環境負荷の削減に寄与してきた。</p> <p>本租税特別措置は、平成23年6月に一度廃止となり、その後平成26年度以降復活した経緯があるところ、本特例措置が適用されない平成24～25年における買換え隻数の実績が平均年間8隻程度であったのに対し、平成26～令和3年度における買換え隻数の実績は平均年間18隻と約2倍に増加している。</p> <p>同期間中におけるNox 排出削減量の合計は131隻分で1,783t であるが、このうち本特例措置を適用した作業船のNox 削減量の合計は86隻分で約1,200t であり、Nox 排出削減量全体の約7割の削減に寄与している。</p> <p>また、本租税特別措置の継続を前提とした令和5～7年度における作業船買換え見込隻数を基にNOx 排出量削減見込を算定した場合</p>
--	-------	--

		<p>672tの削減が見込まれるが、本租税特別措置がない場合、作業船買換え隻数が平成24～25年と同水準にまで落ち込むことが想定される。その結果、令和7年度において目指すべき削減量の半分程度しか実現できないものと予測しており、本租税特別措置は政策目的達成に大きく寄与するものと見込んでいる。</p> <p>また、事業者の経営状況が厳しい中で、仮に本租税特別措置が認められなかった場合、作業船買換えの初期投資が大幅に増えることから環境性能が高い作業船への買換えが促進されず、政策目標が達成できないこととなる。</p> <p>本租税特別措置の適用を受けた企業に対して具体的な効果についてヒアリングを行ったところ、作業船を買換える年度は売却益に対する税金と新造船の購入費用の両方が必要になるため、まとまった資金が必要になるが、本租税特別措置を適用することにより、資金調達を非常に円滑に行うことができたとの意見が寄せられた。</p> <p>作業船の買換えは、特に中小企業にとっては大きな投資であり、あくまでも様々な経営環境を踏まえて判断されるものであるため、本租税特別措置の有無のみで投資の判断を行うものではないが、資金調達面での問題がクリアできるかどうかは大きな判断基準である。アンケート調査の結果によれば、本租税特別措置があることによって、作業船を長期保有するのではなく、環境に配慮するとともに生産性の向上に資する新造作業船の建造に踏み切る判断を行った会社もあり、本租税特別措置が無かった場合には作業船の更新に更に遅れが生じることが想定される。また、もし本租税特別措置がない中で買換えが必要な場合、比較的事业への影響が少ない会社資産（不動産等）を売却したり、役員退職慰労金を損金計上することにより税負担を軽減したりするなどして資金を用意し、それでも足りないときは金融機関からの融資を検討しなければならず、融資のハードルも低くないため、事業展開に大きな支障が生じた可能性があるとの意見も確認された。</p> <p>事業者の経営状況が厳しい中で、仮に本租税特別措置が認められなかった場合、買換えが促進されず作業船の老朽化が進展することにより、事故やトラブルが増加し、結果的に、港湾整備及び大規模災害発生時における災害復旧等の円滑な実施に支障を来すこととなる。</p>	
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本租税特別措置によって、既存作業船の買換えが促進されることとなり、作業船のNOx排出量が削減され、港湾整備等に係る環境負荷の低減が図られる。また、NOx排出量の削減効果は将来に渡って地球環境の保全に大きく寄与する。</p> <p>加えて、老朽化した作業船が買換えられることで、円滑な港湾整備等の推進や大規模災害に備えた作業船の能力確保が実現される。以上のことは広く国民に裨益することから、税収減を是認するに足る効果が認められる。</p>	
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本租税特別措置は、課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担額は少なく、また、建設業等を営んでいれば利用できる制度であり、事業者が広く利用できる制度であることから、政策目的実現のための手段として適切である。</p>

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>○国庫補助 ・省エネルギー・需要構造転換支援事業（資源エネルギー庁）</p> <p>上記の予算上の措置の対象は、「技術の普及可能性・先端性」、「省エネルギー効果」を踏まえ政策的意義の高いものと認められる設備導入費に限って補助されるものである。</p> <p>一方、本租税特別措置は、一般に普及している環境性能の高い作業船の買換え等を促進することにより環境負荷の低減を図るものであり、広く一般的に活用できる制度である。</p> <p>○海防法によるNOx排出規制</p> <p>上記の規制は、IMOにおいて定めた国際基準を担保した必要最低限の排出規制であるが、NOx規制に適合しない施行日以前の既存船舶については規制の対象外としているため、既存船舶に対し規制によるNOx環境負荷低減を推進することはできない。我が国の作業船は施行日以前に建造された船が80%を占めており、民間の自助努力のみによって環境負荷の低い作業船へ買換えを進め、国内外の社会的要請に的確に対応することは困難である。このため、本租税特別措置はこうしたNOx排出基準に適合しない幅広い既存船舶を対象として更なる環境負荷の低減の推進を図るため必要な施策であり、目的を異にするものである。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月（国交07）



点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（令和元年度から3年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 過去の適用数について、租特透明化法に基づき把握される適用数と異なる適用数が記載されており、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	①・② 対象となる航空機騒音障害区域の内から外への買換えについては、国土交通省と防衛省で適用されたものの合計であるため、適用の内数を把握することができない。 ただし、本特例を適用するためには、買取証明書と対象区域外へ移転した証明書が必要となるため、証明書を発行した事業者へヒアリングを行い使用した旨回答があったものを推計として計上している。 また、評価書及び算出根拠に記載がないため、追記を行った。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（令和5年度から7年度まで）について、「R5年度以降は、成田空港におけるB滑走路供用時（H14年度）の騒音移転の推移を踏まえ、成田空港の機能強化に伴う新区域の移転についても、同様の傾向で移転すると仮定して算出」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【国土交通省の補足説明】	① 算出根拠の記載を修正いたします。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、成田国際空港以外の特定飛行場に関する将来の適用数の算定根拠（計算式、計算に

用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① 算出根拠の記載を修正いたします。
【点検結果】	① (2) ②の補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（成田国際空港以外の特定飛行場）飛行場周辺に残存する移転対象約1,100件の内令和5年から令和7年にかけて約10件の移転を目標とし、移転をできる限り促進する）に対する過去の効果について、「令和元年度から令和3年度において、特定飛行場で契約件数11件、成田国際空港では契約件数24件の移転補償事業を実施。移転補償事業のほとんどは、土地の買入れによるものであるが、移転区域外への土地の買入れによる移転希望者への本特例措置とあいまって、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港の周辺地域との調和ある発展に寄与してきている」と説明されているが、過去の適用数1件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 ② 達成目標（成田国際空港）成田国際空港周辺に残存する移転対象約1,360件の内令和5年から令和7年にかけて約300件の移転を目標とし、移転をできる限り促進する）に対する過去の効果について、「令和元年度から令和3年度において、特定飛行場で契約件数11件、成田国際空港では契約件数24件の移転補償事業を実施。移転補償事業のほとんどは、土地の買入れによるものであるが、移転区域外への土地の買入れによる移転希望者への本特例措置とあいまって、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港の周辺地域との調和ある発展に寄与してきている」と説明されているが、過去の適用数0件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、①及び②は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ③ 達成目標（成田国際空港以外の特定飛行場）飛行場周辺に残存する移転対象約1,100件の内令和5年から令和7年にかけて約10件の移転を目標とし、移転をできる限り促進する）に対する過去の直接的な効果について、「本措置は、第二種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）内から外に移転する際に譲渡する土地等の譲渡益に係る税負担の軽減を図るものであることから、本措置により、区内内の住民の移転が促進される」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他
-------------------------	--

<p>の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>④ 達成目標（成田国際空港）成田国際空港周辺に残存する移転対象約1,360件の内令和5年から令和7年にかけて約300件の移転を目標とし、移転をできる限り促進する）に対する過去の直接的な効果について、「本措置は、第二種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）内から外に移転する際に譲渡する土地等の譲渡益に係る税負担の軽減を図るものであることから、本措置により、地区内の住民の移転が促進される」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑤ 所期の達成目標（成田国際空港以外の特定飛行場）飛行場周辺に残存する移転対象約1,110件（うち、法人約420件）の移転をできる限り促進する）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p> <p>⑥ 所期の達成目標（成田国際空港）成田国際空港周辺に残存する移転対象約230件（うち、法人約30件）の移転をできる限り促進するとともに、今後、「成田空港の更なる機能強化」で騒音対策区域の拡大を予定しており、移転対象が大幅に増加することから、新規移転対象の移転をできる限り促進する）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p> <p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>①～④ 本特例措置の適用数は僅少であるが、特定飛行場及び成田国際空港周辺における移転は、毎年一定の実績があるところ、移転した個人・法人に対して実施した、移転理由に関するヒアリング調査（平成28年度実施）では、「事業所の移転について検討していた際、税制（買い換え）の内容を説明してくれたから」、「移転したいタイミングで、かつ税制もあったため移転することとした」といった意見があり、本特例措置が移転に当たっての動機付けとして効果を有していることが伺える。</p> <p>また、今後、これまでに移転した個人・法人に対して、本特例措置が無かった場合の移転の可否に関するヒアリング等の調査について検討する。</p> <p>⑤・⑥ 過去の達成目標に対する進展の程度については、「10有効性等」「④効果」における「移転補償実績の契約件数に係る各年度の実績」として記載している。</p> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>①～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
---

(7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（成田国際空港以外の特定飛行場）飛行場周辺に残存する移転対象約1,100件の内令和5年から令和7年にかけて約10件の移転を目標とし、移転をできる限り促進する）に対する将来の直接的な効果について、「本措置は、第二種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）内から外に移転する際に譲渡する土地等の譲渡益に係る税負担の軽減を図るものであることから、本措置により、地区内の住民の移転が促進される」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（成田国際空港）成田国際空港周辺に残存する移転対象約1,360件の内令和5年から令和7年にかけて約300件の移転を目標とし、移転をできる限り促進する）に対する将来の直接的な効果について、「本措置は、第二種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）内から外に移転する際に譲渡する土地等の譲渡益に係る税負担の軽減を図るものであることから、本措置により、地区内の住民の移転が促進される」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>①・② 本特例措置の適用数は僅少であるが、特定飛行場及び成田国際空港周辺における移転は、毎年一定の実績があるところ、移転した個人・法人に対して実施した、移転理由に関するヒアリング調査（平成28年度実施）では、「事業所の移転について</p>
---

<p>検討していた際、税制（買い換え）の内容を説明してくれたから」、「移転したいタイミングで、かつ税制もあったため移転することとした」といった意見があり、本特例措置が移転に当たっての動機付けとして効果を有していることが伺える。</p> <p>また、今後、これまでに移転した個人・法人に対して、本特例措置が無かった場合の移転の可否に関するヒアリング等の調査について検討する。</p> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(8) 他の政策手段

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性を踏まえて説明されていない。</p> <p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① 本特例措置については、当該資産の譲渡益に係る課税の繰り延べによる一時的な負担を軽減することで、事業継続に必要な当面の資金等を確保することが可能となる。</p> <p>事業継続を望む者、特に移転先での事業継続を望んでいるが、当面の事業継続のために一定の資産が必要である事業者への移転促進を促す手段として必要なものである。</p> <p>※上記必要性について、評価書への追記を行った。</p> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、評価書の「本措置は、資産の譲渡益に係る課税の繰り延べによる一時的な負担を軽減することで、事業継続に必要な当面の資金等を確保することが可能となり、移転先での事業継続を望む移転事業者の移転の動機付けとなり、移転補償事業の促進が図られる。また本措置は直接的な減免でなく課税の繰り延べであり、最終的な納税額に変化は生じないため国庫への負担が少なく政策目的を実現する手段としての確であり、適切かつ必要最低限の措置である」との説明では、政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていないため、この点を課題とする。</p>
--

点検項目(2)、(3)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義 (国税 22)、法人住民税: 義、法人事業税: 義 (自動運動)
		②: 上記以外の税目 所得税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 個人または法人が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下「騒防法」という。)第9条第1項に規定する第2種区域内及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(以下「特騒法」という。)第4条第1項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地等を当該区域外の土地等と買換え等した場合、譲渡益の80%(令和元年度以前に指定された区域は70%)について課税を繰り延べることができる。
		《要望の内容》 令和2年度以降に新たに指定された航空機騒音障害区域(騒防法に規定する第2種区域及び特騒法に規定する航空機騒音障害防止特別地区)に限り現行通り(80%)としたうえで、特例措置の期限を3年間延長する。 (令和元年度以前に指定された区域については本特例措置の適用対象から除外)
		《関係条項》 租税特別措置法 第65条の7第2号イ・ロ、第65条の8、第65条の9、第68条の79、第68条の80 (所得税 第37条第2号イ・ロ、第37条の4)
5	担当部局	国土交通省航空局航空ネットワーク部航空戦略室、首都圏空港課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 令和元年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和44年度 創設(6年間) 平成13年度 5年間延長 昭和50年度 5年間延長 平成18年度 5年間延長 昭和55年度 5年間延長 平成23年度 3年間延長 昭和60年度 5年間延長 平成26年度 3年間延長 平成元年度 1年間延長 平成29年度 3年間延長 平成3年度 5年間延長 令和2年度 3年間延長(一部縮減) 平成8年度 5年間延長
8	適用又は延長期間	(法人税)3年間(令和5年4月1日～令和8年3月31日) (所得税)3年間(令和6年1月1日～令和8年12月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)内の住民の移転を促進することにより、当該住民の生活の安定及び福祉の向上を目指し、特定飛行場及び特定空港と周辺地域との調和ある発展を図ることを目的とする。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>①公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年8月1日法律第110号) (移転の補償等)</p> <p>第九条 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の騒音により生ずる障害が特に著しいと認めて国土交通大臣が指定する区域(以下「第二種区域」という。)に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件(以下「建物等」という。)の所有者が当該建物等を第二種区域以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。</p> <p>2 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。</p> <p>②特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和53年4月20日法律第26号) (移転の補償等)</p> <p>第九条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画が定められた際現に当該航空機騒音障害防止特別地区に所在する第五条第一項各号に掲げる建築物及び当該建築物と一体として利用されている当該建築物以外の建築物、立木竹その他土地に定着する物件(以下「建築物等」という。)の所有者が当該建築物等を航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建築物等の所有者その他の権原を有する者に対し、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。</p> <p>2 特定空港の設置者は、前条第一項の規定による買入れをする場合のほか、政令で定めるところにより、前項の規定による補償を受けることとなる者からその者の所有に属する土地で航空機騒音障害防止特別地区に所在するものの買入れの申出があつた場合においては、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け		<p>政策目標6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 施策目標24「航空交通ネットワークを強化する」に包含</p>
③: 達成目標及びその実現による寄与		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 航空機の騒音により生じる障害が特に著しい地域内に居住する住民の移転を促進する。</p> <p>&lt;測定指標&gt; ・成田国際空港以外の特定飛行場 飛行場周辺に残存する移転対象約1,100件の内令和5年から令和</p>

		<p>7年にかけて約 10 件の移転を目標とし、移転をできる限り促進する。</p> <p>・成田国際空港 成田国際空港周辺に残存する移転対象約 1,360 件の内令和5年から令和7年にかけて約 300 件の移転を目標とし、移転をできる限り促進する。</p> <p>※特定飛行場とは、函館空港、仙台空港、東京国際空港、新潟空港、大阪国際空港、松山空港、高知空港、福岡空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、成田国際空港の 14 空港のこと</p> <p>騒音障害区域からの移転は、空港という公共施設を設置するため特定の居住者等が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であるが、強制的に移転させる制度ではなく、区域外への移転を希望する居住者等からの申請に基づき、建物の移転に対する補償や土地の買入れ等の補償を行うものである。</p> <p>また、移転補償の手続きは申請者と丁寧な話し合いにより進めているところではあるが、補償額に納得できない、移転先の確保ができない等の事情により、申請から時間を要する場合もあり、移転補償の見通しを示すことは困難であるが、移転を希望する居住者からの相談や過去の実績を勘案し、上記件数を目標とした。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、移転の際の税負担をできる限り軽減し、住民の移転を促進することにより、移転先における当該住民への航空機による騒音障害が解消され、生活の安定及び福祉の向上が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題が解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展が図られる。</p>																												
10	有効性等 ①：適用数	<p>(特定飛行場)</p> <table border="0"> <tr><td>令和元年度：</td><td>1件</td></tr> <tr><td>令和2年度：</td><td>0件</td></tr> <tr><td>令和3年度：</td><td>1件</td></tr> <tr><td>令和4年度見通し：</td><td>0件</td></tr> <tr><td>令和5年度見込み：</td><td>0件</td></tr> <tr><td>令和6年度見込み：</td><td>0件</td></tr> <tr><td>令和7年度見込み：</td><td>0件</td></tr> </table> <p>(成田国際空港)</p> <table border="0"> <tr><td>令和元年度：</td><td>0件</td></tr> <tr><td>令和2年度：</td><td>0件</td></tr> <tr><td>令和3年度：</td><td>0件</td></tr> <tr><td>令和4年度見通し：</td><td>16件</td></tr> <tr><td>令和5年度見込み：</td><td>12件</td></tr> <tr><td>令和6年度見込み：</td><td>12件</td></tr> <tr><td>令和7年度見込み：</td><td>12件</td></tr> </table>	令和元年度：	1件	令和2年度：	0件	令和3年度：	1件	令和4年度見通し：	0件	令和5年度見込み：	0件	令和6年度見込み：	0件	令和7年度見込み：	0件	令和元年度：	0件	令和2年度：	0件	令和3年度：	0件	令和4年度見通し：	16件	令和5年度見込み：	12件	令和6年度見込み：	12件	令和7年度見込み：	12件
令和元年度：	1件																													
令和2年度：	0件																													
令和3年度：	1件																													
令和4年度見通し：	0件																													
令和5年度見込み：	0件																													
令和6年度見込み：	0件																													
令和7年度見込み：	0件																													
令和元年度：	0件																													
令和2年度：	0件																													
令和3年度：	0件																													
令和4年度見通し：	16件																													
令和5年度見込み：	12件																													
令和6年度見込み：	12件																													
令和7年度見込み：	12件																													

		<p>※令和元年度の適用件数については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和4年1月国会提出)により公表されている実績の一部。税制の適用に必要な買取証明書及び区域外への移転証明書を発行した者へのヒアリングによる推計。 令和3年度についても同様に証明書を発行したもののヒアリングによる推計。</p> <p>※算定根拠については別紙参照</p> <p>適用数が僅少であるが、特定飛行場及び成田国際空港周辺における移転は、毎年一定の実績がある。</p> <p>ただし、令和元年度以前に指定された区域(以下既存区域)については、航空機騒音障害区域が設定されてから40年以上が経過しており、直近の移転補償事業の実績においては、世代交代をむかえ相続による処分や財産整理など区域外の土地等の買入れを伴わないものが多く、本特例措置の対象となるケースが少なくなってきている。</p> <p>前回の延長の際に圧縮率を引き下げることにより、早期移転のインセンティブを付与することで、移転の促進効果を期待したものの、本特例措置の適用に繋がらず、今後も定量的な利用が見込めないことから、対象区域からの除外を要望する。</p> <p>しかしながら、成田空港においては、C滑走路新設等の機能強化に伴い、騒音影響範囲が拡大することから、令和2年4月1日に新たに対象区域が拡大したところである。当該区域内には約1,140件の移転対象者がおり、本特例措置の対象となる者も約150件見込まれている。</p> <p>令和2、3年度は、新型コロナウイルスの影響等により、移転の取り止めや延期を行う事業者が発生し、適用には至っていないものの、令和4年度は16件程度の事業者が本特例対象として見込まれている。</p> <p>新たに空港周辺で航空機騒音の被害を受ける住民等に対しては、移転補償の促進を図るためにも、本特例措置の延長が不可欠である。</p>																												
	②：適用額	<p>(特定飛行場)</p> <table border="0"> <tr><td>令和元年度：</td><td>63百万円</td></tr> <tr><td>令和2年度：</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>令和3年度：</td><td>141百万円</td></tr> <tr><td>令和4年度見通し：</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>令和5年度見込み：</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>令和6年度見込み：</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>令和7年度見込み：</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>(成田国際空港)</p> <table border="0"> <tr><td>令和元年度：</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>令和2年度：</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>令和3年度：</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>令和4年度見通し：</td><td>2,256百万円</td></tr> <tr><td>令和5年度見込み：</td><td>1,692百万円</td></tr> <tr><td>令和6年度見込み：</td><td>1,692百万円</td></tr> <tr><td>令和7年度見込み：</td><td>1,692百万円</td></tr> </table> <p>算定根拠については別紙参照</p>	令和元年度：	63百万円	令和2年度：	0百万円	令和3年度：	141百万円	令和4年度見通し：	0百万円	令和5年度見込み：	0百万円	令和6年度見込み：	0百万円	令和7年度見込み：	0百万円	令和元年度：	0百万円	令和2年度：	0百万円	令和3年度：	0百万円	令和4年度見通し：	2,256百万円	令和5年度見込み：	1,692百万円	令和6年度見込み：	1,692百万円	令和7年度見込み：	1,692百万円
令和元年度：	63百万円																													
令和2年度：	0百万円																													
令和3年度：	141百万円																													
令和4年度見通し：	0百万円																													
令和5年度見込み：	0百万円																													
令和6年度見込み：	0百万円																													
令和7年度見込み：	0百万円																													
令和元年度：	0百万円																													
令和2年度：	0百万円																													
令和3年度：	0百万円																													
令和4年度見通し：	2,256百万円																													
令和5年度見込み：	1,692百万円																													
令和6年度見込み：	1,692百万円																													
令和7年度見込み：	1,692百万円																													



		対象者は、航空機騒音による障害が著しい区域における移転・買取り措置対象者に限定されており、特定の者に偏ったものではない。																																																																
③: 減収額	<p>(特定飛行場)</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 \ 区分</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>33</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(成田国際空港)</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 \ 区分</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>523</td> <td>393</td> <td>393</td> <td>393</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>37</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>81</td> <td>61</td> <td>61</td> <td>61</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定根拠については別紙参照</p>	年度 \ 区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	法人税	15	0	33	0	0	0	0	法人事業税	1	0	2	0	0	0	0	法人住民税	2	0	5	0	0	0	0	年度 \ 区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	法人税	0	0	0	523	393	393	393	法人事業税	0	0	0	37	28	28	28	法人住民税	0	0	0	81	61	61	61	
年度 \ 区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																																											
法人税	15	0	33	0	0	0	0																																																											
法人事業税	1	0	2	0	0	0	0																																																											
法人住民税	2	0	5	0	0	0	0																																																											
年度 \ 区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																																											
法人税	0	0	0	523	393	393	393																																																											
法人事業税	0	0	0	37	28	28	28																																																											
法人住民税	0	0	0	81	61	61	61																																																											
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>令和元年度から令和3年度において、特定飛行場で契約件数 11 件、成田国際空港では契約件数 24 件の移転補償事業を実施。移転補償事業のほとんどは、土地の買入れによるものであるが、移転区域外への土地の買入れによる移転希望者への本特例措置とあいまつて、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港の周辺地域との調和ある発展に寄与してきている。</p> <p>既存区域については、未だ移転対象となる居住者が多数残存しているものの、10 ①に記載のとおり適用からの除外を要望する。</p> <p>新区域については、成田空港における C 滑走路新設等の機能強化に伴い、騒音影響範囲が拡大することから、令和 2 年 4 月 1 日に新たに対象区域が拡大したところであり、当該区域内には約 1,140 件の移転対象者がおり、本特例措置により、引き続き移転を促進する必要がある。</p> <p>今後、本措置の直接的な効果により移転等が促進され、9 ③にて記載している令和 5 年から令和 7 年までの移転目標において 3 6 件の適用が見込まれる。</p> <p>移転補償事業の契約件数に係る各年度の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成田国際空港以外の特定飛行場</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>成田国際空港</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>20</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>		R1	R2	R3	合計	成田国際空港以外の特定飛行場	8	1	2	11	成田国際空港	4	0	20	24																																																		
	R1	R2	R3	合計																																																														
成田国際空港以外の特定飛行場	8	1	2	11																																																														
成田国際空港	4	0	20	24																																																														

		《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
		本措置は、第二種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)内から外に移転する際に譲渡する土地等の譲渡益に係る税負担の軽減を図るものであることから、本措置により、地区内の住民の移転が促進される。
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>航空機騒音障害区域からの移転については、空港という公共施設を設置するため特定の住民が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であり、これにより、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港と周辺地域との調和ある発展が図られるものである。</p> <p>このように、移転の促進は大きな政策的意義を有しているが、実際に住民が移転を行う際には、住民が譲渡する土地建物等の譲渡所得について、税負担が発生するところ。本特例措置は、税負担の一時的な軽減を図るものであり、移転の促進のために非常に効果的であり、減収額と比較して、効果がある。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)からの移転については、騒防法第9条第1項及び特騒法第9条第1項において、特定飛行場又は特定空港の設置者による移転補償が規定されている等、政策体系の中で優先度の高いものとして明確に位置づけられている。</p> <p>本措置は、資産の譲渡益に係る課税の繰り延べによる一時的な負担を軽減することで、事業継続に必要な当面の資金等を確保することが可能となり、移転先での事業継続を望む移転事業者の移転の動機付けとなり、移転補償事業の促進が図られる。</p> <p>また本措置は直接的な減免でなく課税の繰り延べであり、最終的な納税額に変化は生じないため国庫への負担が少なく政策目的を実現する手段としての確であり、適切かつ必要最低限の措置である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>なし</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>航空機騒音障害区域からの移転については、空港という公共施設を設置するため特定の住民が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であり、これにより、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港と周辺地域との調和ある発展が図られるものであることから、住民の方が所在する地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月 (国交 08)



○10①適用数の算出根拠

- ・R4年度は、法人等へのヒアリングにより把握。
- ・R5年度以降は、成田空港におけるB滑走路供用時（平成14年度）の騒音転移の推移を踏まえ、成田空港におけるC滑走路新設等の機能強化に伴い、令和2年4月1日に拡大した区域（新区域）の移転についても、供用目途である令和10年度までに同様の傾向で移転すると仮定して算出。

$$\left( \begin{array}{c} \text{新区域の} \\ \text{本特例措置} \\ \text{対象件数} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{B滑走路が供用され} \\ \text{た平成14年度までの} \\ \text{移転割合} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{c} \text{供用目途である令和} \\ \text{10年度までの適用見} \\ \text{込み} \end{array} \right)$$

$$149 \text{ 件} (\text{※}) \times 58.9\% (\text{※}) = 88 \text{ 件 (小数点以下切上げ)}$$

(※) 成田国際空港株式会社にヒアリングした数値

$$\left( \left( \begin{array}{c} \text{供用目途である令和} \\ \text{10年度までの適用見} \\ \text{込み} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{令和4年度までの} \\ \text{適用見直し} \end{array} \right) \right) \div \left( \begin{array}{c} \text{令和5年度から} \\ \text{令和10年度まで} \\ \text{の年数} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{c} \text{各年度の適用} \\ \text{見込み} \end{array} \right)$$

$$( 88 \text{ 件} - 16 \text{ 件} ) \div 6 \text{ 年} = 12 \text{ 件}$$

○適用額、減収額の算出根拠

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（令和4年1月国会提出）における去3カ年の「特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（航空機騒音障害区域の内から外への買換え）」の適用件数及び適用総額を参考として、1件あたりの適用額を算出。

	H30	R1	R2	合計
適用件数	2	1	3	6
適用総額（百万円）	11	79	968	1,058

- 1件あたりの平均適用額  
 適用総額計 ÷ 適用件数 = 1,058 ÷ 6 = **176**（百万円）/件
- 減収見込対象適用額  
 平均適用額 × 圧縮割合（80%） = 176 × 80% = **141**（百万円）/件
- 1件あたりの見込み減収額
- ・法人税  
 減収見込対象適用額 × 法人税率 = 141 × 23.2% = **33**（百万円）/件  
 ※令和元年度以降の法人税率は23.2%であり、令和4年度以降も同率と見込み
  - ・法人住民税  
 減収見込対象適用額 × 法人事業税率 = 33 × 7.0% = **2**（百万円）/件  
 ※令和元年度以降の法人住民税率は7.0%であり、令和4年度以降も同率と見込み
  - ・法人事業税  
 減収見込対象適用額 × 法人事業税率 = 141 × 3.6% = **5**（百万円）/件  
 ※令和元年度以降の法人事業税率は3.6%であり、令和4年度以降も同率と見込み

- ・特定飛行場令和元年度  
 適用額 = R1適用総額 × 件数 × 圧縮割合（80%） = 79 × 1 × 80% = **63**（百万円）  
 法人税 = 適用額 × 法人税率 = 63 × 23.2% = **15**（百万円）  
 法人住民税 = 法人税 × 法人住民税率 = 15 × 7.0% = **1**（百万円）  
 法人事業税 = 適用額 × 法人事業税率 = 63 × 3.6% = **2**（百万円）

※適用件数は、本特例の適用を受けるため必要な買取証明書及び区域外への移転証明書を発行した事業者へのヒアリングにより1件の適用があったためR1の適用総額を用いた。  
 ※令和元年度の法人税率は23.2%、法人住民税率は7%、法人事業税率は3.6%である。

- ・特定飛行場令和3年度  
 適用額 = 減収見込対象適用額を採用 **141**（百万円）  
 法人税 = 適用額 × 法人税率 = 141 × 23.2% = **33**（百万円）  
 法人住民税 = 法人税 × 法人住民税率 = 33 × 7.0% = **2**（百万円）  
 法人事業税 = 適用額 × 法人事業税率 = 141 × 3.6% = **5**（百万円）

※適用件数は、本特例の適用を受けるため必要な買取証明書及び区域外への移転証明書を発行した事業者へのヒアリングにより1件の適用があったため減収見込対象適用額を用いた。  
 ※令和元年度の法人税率は23.2%、法人住民税率は7%、法人事業税率は3.6%である。

・成田国際空港

減収見込対象適用額 141（百万円）を1件あたりの単価とする。

- 令和4年  
 適用額 = 単価 × 件数 = 141 × 16 = **2,256**（百万円）  
 法人税 = 適用額 × 法人税率 = 2,256 × 23.2% = **523**（百万円）  
 法人住民税 = 法人税 × 法人住民税率 = 523 × 7.0% = **37**（百万円）  
 法人事業税 = 適用額 × 法人事業税率 = 2,256 × 3.6% = **81**（百万円）
- 令和5年～7年度  
 適用額 = 単価 × 件数 = 141 × 12 = **1,692**（百万円）  
 法人税 = 適用額 × 法人税率 = 1,692 × 23.2% = **393**（百万円）  
 法人住民税 = 法人税 × 法人住民税率 = 393 × 7.0% = **28**（百万円）  
 法人事業税 = 適用額 × 法人事業税率 = 1,692 × 3.6% = **61**（百万円）

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（離島振興対策実施地域の人口（令和7年度目標値315千人以上））を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（離島振興対策実施地域の人口（令和7年度目標値315千人以上））は、特定の地域全体の人口という指標の性質上、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 当該税制の適用最終年度の令和6年度を目標達成時期に修正する。</p> <p>② 新規雇用者数は税制を適用した企業からの報告をもとに平均値を算出し、あくまで参考指標として設定した一方で、政策目標の業績指標は「離島地域の総人口」としてオーソライズされ設定されている。税制は離島地域の人口減少を抑制する政策ツールの一翼であるため、全体の測定指標は「離島地域の総人口」とさせていただきたいと考えます。その上で、税制自体の効果を検証するものとして、本税制を適用した企業の新規雇用者数15人/年※の確保を参考指標として掲げたいと考えております。</p> <p>※ 離島において、平成29年度から令和3年度の5ヶ年で、本特例措置を適用した企業の新規雇用者数の平均値</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
--------------------------

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（離島振興対策実施地域の人口（令和4年度目標値336千人以上））に対する過去の直接的な効果について、「本特例措置では設備投資後最大5年間の資金繰りが緩和されるため、設備投資における意思決定の後押しとなって事業者の操業継続・拡大に寄与し、資金繰り改善による新規雇用者の増加及び雇用者維持効果が見込まれることにより、離島における社会減の抑制が図られる。なお、下表に見られる新規雇用者数の実績数値と合わせ、離島地域の事業者に行った聞き取り調査では本特例措置により実際に資金繰りが改善し雇用者が増加した等の回答があり、本特例措置は就業先が確保されないことによる人口減の抑止に一定の寄与があったことを確認できた」と説明されているが、過去の効果（人口令和元年度358千人、2年度348千人及び3年度344千人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（離島振興対策実施地域の人口（令和4年度目標値336千人以上））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかになっていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書に記載した新規雇用者は関係都道府県を通じ、税制を適用した企業に聞き取った人数を記載している。税制適用企業に税制の効果の聞き取ったところ、「当該新規雇用は税制適用に係る設備投資に伴うものである、税制適用により収支の改善が図られ、離島への投資を促進し、新規雇用を創出できた」との声があった。</p> <p>また、全国的に人口が減少している中で、離島においても人口が減少しているが、税制を適用した市町村と非適用市町村を比較すると前者の方が社会減率を低く抑えられており、税制特例により社会減抑制に寄与していると考えられる（参考資料参照）。</p> <p>② 前回評価時の達成目標（離島振興対策実施地域の人口（令和4年度目標値336千人以上））は、離島振興対策実施地域78地域（うち有人離島255島）ベースで算出したもの。令和3年4月1日に大島地域（宮城県気仙沼市、平成27年国調で2,522人）が指定解除され、</p>

現在の離島振興対策実施地域は77地域（うち有人離島254島）となっている。  
今回の評価書で記入した令和4年度の見込み人数334千人は、77地域をベースで算出したところであり、前回目標値336千人から大島地域の人口（2,522人）を引くと目標値が334千人となることから、令和4年度見込み人数は目標値を満足している。

## 【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「税制適用企業に税制の効果聞き取ったところ、「当該新規雇用は税制適用に係る設備投資に伴うものである、税制適用により収支の改善が図られ、離島への投資を促進し、新規雇用を創出できた」との声があった。また、全国的に人口が減少している中で、離島においても人口が減少しているが、税制を適用した市町村と非適用市町村を比較すると前者の方が社会減率を低く抑えられており、税制特例により社会減抑制に寄与していると考えられる」との説明では、新規雇用者数と過去の効果（人口令和元年度358千人、2年度348千人及び3年度344千人）との関係が明らかでないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

題とする。

点検項目(1)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

## (7) 将来の効果

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標に対する将来の直接的な効果について、「本特例措置では設備投資後最大5年間の資金繰りが緩和されるため、設備投資における意思決定の後押しとなって事業者の操業継続・拡大に寄与し、資金繰り改善による新規雇用者の増加及び雇用者維持効果が見込まれることにより、離島における社会減の抑制が図られる。なお、下表に見られる新規雇用者数の実績数値と合わせ、離島地域の事業者に行った聞き取り調査では本特例措置により実際に資金繰りが改善し雇用者が増加した等の回答があり、本特例措置は就業先が確保されないことによる人口減の抑止に一定の寄与があったことを確認できた」と説明されているが、将来の効果（人口令和4年度334千人、5年度328千人及び6年度321千人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

## 【国土交通省の補足説明】

- ① 評価書に記載している新規雇用者は関係都道府県を通じ、税制を適用した企業に聞き取った人数を記載している。税制適用企業に税制の効果聞き取ったところ、「当該新規雇用は税制適用に係る設備投資に伴うものである、税制適用により収支の改善が図られ、離島への投資を促進し、新規雇用を創出できた」との声があった。
- また、税制を適用した市町村と非適用市町村を比較すると前者の方が社会減率を低く抑えられており、今後も税制特例により社会減抑制に寄与するものと考えられる。
- ただし、全国的に人口が減少している中、離島においても人口減少が続くことが予測され、目標値は人口減少を見据えたものとせざるを得ないところ。

## 【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (8) 他の政策手段

## 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性を踏まえて説明されていない。

## 【国土交通省の補足説明】

- ① ご指摘を踏まえ、評価書を修正しました。

## 【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	① 対象税目	(法人税:義)(国税24) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
	② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区において、事業者が製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等のために用いる設備を取得等し、供用した場合、割増償却を認めるもの。 割増償却期間:5年間 償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%
	《要望の内容》	・適用期限を2年間延長し、令和7年3月31日までとする。 ・そのほか、所要の措置を講ずる。
	《関係条項》	・離島振興法(昭和28年法律第72号)第19条 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項柱書及び表第3号、第45条第3項柱書及び表第3号 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第6条の3第14項第3号、第15項第3号、第22項、第23項及び第26項、第28条の9第15項第3号、第16項第3号、第23項、第24項及び第27項
5	担当部局	国土交通省国土政策局離島振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	平成6年度 創設(製造業のみ) 平成7年度 適用期限の2年間延長 平成9年度 適用期限の2年間延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加) 平成11年度 適用期限の2年間延長 平成13年度 適用期限の2年間延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成15年度 適用期限の2年間延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外) 平成17年度 適用期限の2年間延長

			平成19年度 適用期限の2年間延長 拡充(取得価格要件を2,500万円超から2,000万円超に引下げ) 平成21年度 適用期限の2年間延長 平成23年度 適用期限の2年間延長 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外) 平成25年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加) 拡充(取得価格要件を2,000万円超から500万円以上に引下げ(資本規模により異なる)) 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充) 平成27年度 適用期限の2年間延長 平成29年度 適用期限の2年間延長 令和元年度 適用期限の2年間延長 令和3年度 適用期限の2年間延長
8	適用又は延長期間		2年間(令和5年度～令和6年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。 そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。 《政策目的の根拠》 ○離島振興法(昭和27年法律第72号)第19条 租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 ○経済財政運営と改革の基本方針2022第2章2(3) (令和4年6月7日閣議決定) (関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり) 過疎地域や離島、半島、奄美、小笠原、豪雪地帯などの条件不利地域対策に取り組む。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標:10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標:39 離島等の振興を図る 業績目標:108 離島等の総人口
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 ○離島振興対策実施地域の人口 令和2年度:349千人 → 令和6年度目標値321千人以上 ○離島振興対策実施地域の人口 平成30年度末～令和2年度末の離島振興対策実施地域の人口

			<p>前年比の平均を乗じて算出した令和6年度末の当該地域の人口推計値は321千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止するという観点から、目標値をその値以上とする。</p> <p><b>【参考指標】</b>                  本特例措置を適用した企業の新規雇用者15人/年*の確保を参考指標として掲げる。                  ※平成29年度から令和3年度の5ヶ年において、本特例措置を適用した企業の新規雇用者数の平均値</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》                  本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域内外からの投資が活発化し、就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込まれる。</p>														
10	有効性等	① 適用数	<p>○適用件数 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4 (見込)</th> <th>R5 (見込)</th> <th>R6 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>32</td> <td>36</td> <td>41</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 R元~R3は、関係都道府県への調査での確認書をもとに件数を算出。                  2 R4は、関係都道府県へ行った調査の見込み件数(9件)を基にし、R5、R6においては、R4の見込件数並みとした。</p> <p><b>【算出過程】</b>                  ・R4適用見込件数=R3からの継続件数(27件)+R4適用見込件数(新規9件)                  R4の適用見込件数(新規)は9件なので(関係都道府県への調査による)、R5、R6もR4並みとした。                  ・R5適用見込件数=R4からの継続件数(32件)+R5適用見込件数(新規9件)                  ・R6適用見込件数=R5からの継続件数(28件)+R6適用見込件数(新規9件)                  ※算定根拠については別紙参照。                  ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道府県に聞き取った結果の実績値を用いている。</p>	年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)	適用件数	26	26	32	36	41	37
年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)											
適用件数	26	26	32	36	41	37											
		② 適用額	<p>○適用額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4 (見込)</th> <th>R5 (見込)</th> <th>R6 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>65</td> <td>58</td> <td>57</td> <td>67</td> <td>79</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 R元~R3は、関係都道府県へ行った調査で、確認書に記載されている取得価額をもとに算出した。</p>	年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)	適用額	65	58	57	67	79	69
年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)											
適用額	65	58	57	67	79	69											

			<p>適用額は確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出。なお、計算式は以下のとおり。                  当初残存価額×償却率=普通償却額                  普通償却額×割増償却率=割増償却額                  2 R4は関係都道府県へ行った調査の見込み金額を基に算出し、R5、6はR4の見込み金額並みとした。</p> <p><b>【算出過程】</b>                  R3適用額=R2適用額(継続)+R3適用額(新規)                  R4適用額=R3適用額(継続)+R4適用額(新規)                  R5適用額=R4適用額(継続)+R5適用額(新規)                  R6適用額=R5適用額(継続)+R6適用額(新規)</p> <p><b>【計算式】</b>                  取得(年度当初残存)価額×償却率×割増償却率</p> <p>※算定根拠については別紙参照。</p>																												
		③ 減収額	<p>○減収額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4 (見込)</th> <th>R5 (見込)</th> <th>R6 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>1.0</td> <td>0.9</td> <td>0.9</td> <td>1.1</td> <td>1.3</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 上記の適用額各年度の法人税率を乗算して算出した。                  適用額は確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出し、その数値に割増償却率を乗算し、税率を乗算した上で減収額を算出した。なお、計算式は以下のとおり。                  当初残存価額×償却率=普通償却額                  普通償却額×割増償却率=割増償却額                  割増償却額×税率(各年度の数値)=減収額                  2 計算式は以下のとおり。                  適用額×法人税率(23.2%)</p> <p>※法人税の算定根拠については別紙参照。</p> <p>また、減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う運動分の減収額を以下のとおり算出した。なお、減収額は前項の「適用額」に記載されている数値を基に以下の式にて算出した。  <b>【法人住民税】</b>                  減収額=法人県民税減収額+法人市町村民税減収額                  法人県民税減収額=法人減収額×県民税率(1.0%)                  法人市町村民税減収額=法人税減収額×市町村民税率(6.0%)                  ※県民税率及び市町村民税率は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による</p> <p><b>【法人事業税】</b></p>	年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)	法人税	15	13	13	15	18	16	法人住民税	1.0	0.9	0.9	1.1	1.3	1.1	法人事業税	10	9	9	11	13	11
年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)																									
法人税	15	13	13	15	18	16																									
法人住民税	1.0	0.9	0.9	1.1	1.3	1.1																									
法人事業税	10	9	9	11	13	11																									



			<p>減収額＝普通償却額×法人事業税率(7.0%) ※法人事業税は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による)</p> <p>県民税率、市町村民税率及び法人事業税率は離島税制を活用した県及び市町村の税率を用いて、計算した。以下は一例。 減収額×1.0%(法人県民税率)＝法人県民税減収額 減収額×6.0%(法人市町村税率)＝法人市町村民減収額 普通償却額×7.0%(都道府県の法人税率)＝法人事業税</p>													
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○政策目的の達成状況 (離島振興対策実施地域の人口)</p> <p style="text-align: right;">(単位:千人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4 (見込)</th> <th>R5 (見込)</th> <th>R6 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>358</td> <td>348</td> <td>344</td> <td>334</td> <td>328</td> <td>321</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 R元～R3は、住民基本台帳の登録人数。 2 R4～R6の算定根拠:H30年度末～R2年度末人口前年比の平均値0.979。R2年度末人口348,875人(住基人口)に前年比平均値0.979を乗じて算出したR3年度末人口341,857人(政策目標値)に前年比平均値を乗じてR4を、さらに前年比平均値を乗じてR5を、R5に前年比平均値を乗じてR6を算出。</p> <p>○達成目標の実現状況 令和3年度末の離島人口は344千人で、令和3年度の政策目標値の342千人を上回っているところ。令和6年度時点の離島人口321千人以上の目標の達成に向け、今後も社会減を抑えるため、就業機会の確保に寄与する本特例措置を引き続き適用することが必要である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 平成28年度経済センサス活動調査によれば、離島振興対策実施地域(全部離島市町村)の労働生産性は全国平均を大きく下回り、過疎地域と比較しても低くなっている。操業に要する費用に対し利益が小さい状況であり、離島の産業維持・拡大に必要な設備投資を適時適切に行う財務的余裕があるケースは多くないと考えられる。設備投資低迷により設備の老朽化や事業縮小が進行すれば更なる労働生産性の低下を招き、事業者の資金繰り悪化に伴う解雇、ひいては人口流出に直接影響する。 本特例措置では設備投資後最大5年間の資金繰りが緩和されるため、設備投資における意思決定の後押しとなって事業者の操業継続・拡大に寄与し、資金繰り改善による新規雇用者の増加及び雇用者維持効果が見込まれることにより、離島における社会減の抑制が図られる。 なお、下表に見られる新規雇用者数の実績数値と合わせ、離島地域の事業者に行った聞き取り調査では本特例措置により実際に資金繰りが改善し雇用者が増加した等の回答があり、本特例措置は就業先が確保されないことによる人口減の抑止に一定の寄与があったことを確認できた。</p>	年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)	人口	358	348	344	334	328	321
年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)										
人口	358	348	344	334	328	321										

			<p>(設備投資に伴う新規雇用者数)</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4 (見込)</th> <th>R5 (見込)</th> <th>R6 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備投資に伴う新規雇用者数</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 R元～R3の新規雇用者数については、関係都道府県を通じ、企業に聞き取った人数。 2 R4～R6は、R4の関係都道府県へ行った調査による新規雇用者数の見込み数。それをもとにR5、R6も同数と見込み算出。</p>	年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)	設備投資に伴う新規雇用者数	22	21	12	15	15	15
年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)											
設備投資に伴う新規雇用者数	22	21	12	15	15	15											
		⑤	<p>税収減を是認する理由等</p> <p>離島振興対策実施地域は、四方を海等に囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。こうした状況において、当該制度が対象地域内の離島における中小企業等の設備投資の際に活用されることで、新たな雇用が創出され、産業の振興に貢献し、人口減少の抑制にも寄与しているため、税収減を是認するに足る効果があると見込まれる。</p>														
11	相当性	①	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>離島振興施策の産業振興施策では、民間事業者の事業立ち上げ期の支援を税制特例で行っているところである。 定住促進のために新規雇用者を増やすためには民間事業者による設備投資が有効であり、民間事業者に直接に設備投資を促す施策は当税制の他には存在しない。設備投資を行う民間事業者に対し直接に国費を給付することなしに事業の拡大・継続を支援する制度としての租税特別措置は、行政コストの面からも有効な手段であると考え。当措置が他の離島振興施策と役割分担の上で一体となって効果を発揮しつつあり、税制特例による支援を引き続き講じることが必要である。</p>														
		②	<p>他の支援措置や義務付け等の役割分担</p> <p>離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接、民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担がなされている。また、特例措置の対象は全業種としているのではなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>														
		③	<p>地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例措置により、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることで、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>														
12	有識者の見解		なし														
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年9月(R2 国交08)														

離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度  
適用実績・適用見込みについて

○適用実績

年度		R1	R2	R3
産業の振興に関する計画策定市町村数		108	108	108
法人税率（%）		23.2	23.2	23.2
新	適用件数（件）	17	4	6
	適用額（百万円）	46	8	3
規	減収額（百万円）	11	2	1
	適用件数（件）	9	22	26
継	適用額（百万円）	19	50	54
	減収額（百万円）	4	11	12
続	適用件数（件）	26	26	32
	適用額（百万円）	65	58	57
計	適用件数（件）	15	13	13
	減収額（百万円）	15	13	13

※「適用件数」及び「適用額」は都道府県へ行った調査の確認書に基づき算出した。  
※各年度の「減収額」は「適用額」に各年度の法人税率を乗じて算出した。

○適用見込み

年度		R4	R5	R6
産業の振興に関する計画策定市町村数		108	108	108
法人税率（%）		23.2	23.2	23.2
新	適用件数（件）	9	9	9
	適用額（百万円）	23	23	23
規	減収額（百万円）	5	5	5
	適用件数（件）	27	32	28
継	適用額（百万円）	44	56	46
	減収額（百万円）	10	13	11
続	適用件数（件）	36	41	37
	適用額（百万円）	67	79	69
計	適用件数（件）	15	18	16
	減収額（百万円）	15	18	16

※令和4年度の「適用件数」及び「適用額」は都道府県へ行った調査の見込みをもとに算出した見込値。それをもとに令和5、6年度の「適用件数」及び「適用額」の見込値を算出した。

○算出根拠

・令和4年度見込み（令和3年度までの関係都道府県調査結果から算出）  
<適用件数>適用見込件数 36件（R4年度適用見込件数＝新規①＋継続②）

（算出根拠） 【新規適用件数】9件（①）

①令和元年から令和3年の新規投設備投資の平均件数：27件/3年＝9件

【継続適用件数】27件（②）

②当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込件数

<適用額>適用見込額 67百万円（R4年度適用見込額＝新規①＋継続②） 見込件数で上がってきた数値をもとに算出

（算出根拠） 【新規適用見込額】23百万円（①）

①「（業種・設備投資別）令和元年から令和3年の新規投設備投資の平均取得額」\*「耐用年数ごとの償却率」\*「設備投資別の割増償却率」\*「件数」＝適用額

※R1～R3年の期間内に適用があった件数の割合から「業種・設備投資種別」ごとの上位5種を選定し、その区分ごとにR1～R3年の適用件数の割合から「件数」を計上。

業種	設備投資種別	平均取得額 (百万円)	償却率	割増償却率	適用額 (百万円)	件数	適用額合計 (百万円)
製造	建物・付属設備	100	0.033	0.48	1.6	1	1.6
製造	構築物	75	0.033	0.48	1.2	1	1.2
製造	機械・装置	122	0.2	0.32	7.8	1	7.8
旅館	建物・付属設備	571	0.033	0.48	9	1	9
農林	建物・付属設備	43	0.033	0.48	0.68	5	3.4
合計		—	—	—	—	—	23

【継続適用見込額】44百万円（②）

②当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込額

<減収額>適用見込額に法人税率（23.2%）を乗じたもの。

<計>

当該年度の新規（初年）見込件数（額）と継続（2年目以降）見込件数（額）を合算したもの。

・令和5、6年度見込み

【新規】

<適用件数>令和4年度の見込件数並みとした。

<適用額>令和4年度の適用見込額並みとした。

<減収額>適用見込額に法人税率（23.2%）を乗じたもの。

【継続】

<適用件数>当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込件数。

<適用額>当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込額。

<減収額>適用見込額に法人税率（23.2%）を乗じたもの。

【計】

当該年度の新規（初年）見込件数（額）と継続（2年目以降）見込件数（額）を合算したもの。

### 【参考】現行税制の適用実績と成果

- 本税制特例の前提となる産業の振興に関する計画は、実質全ての市町村が策定。平成25年度～令和3年度の9年間における実績は、**適用件数108件、適用額2億2100万円、新規雇用者80人**(うち島内雇用者77人、島外雇用者3人)。
- 本税制特例を**適用した企業が立地する市町村は社会減が少なく、本税制特例は社会減抑制に寄与している。**

#### 産業振興計画の策定率

離島地域の市町村	策定済	未策定	策定率
111市町村	108市町村	3市	<b>97.3%</b>

※未策定3市は、設備投資が見込めないことから策定しない方針

#### 税制適用の効果

	適用市町村	非適用市町村	計
人口(R3)	122228人	180949人	303177人
社会増減数(R3)	-337人	-1156人	-1493人
社会増減率(R3)	-0.28%	-0.64%	-0.49%
社会増減数(H25～R3)	-4877人	-10393人	-15270人
社会増減率(H25～R3)	<b>-3.51%</b>	<b>-5.08%</b>	-4.44%

※出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)  
 ※適用市町村・非適用市町村は全部離島市町村を集計。

#### 税制適用実績 (H25～R3)

業種	適用件数	適用額(百万円)	新規雇用者	
			うち島内居住	うち島外居住
製造業	30	64	<b>77(24)</b>	<b>3(3)</b>
旅館業	20	128		
農水販売業	58	29		
情報業	0	0		
合計	<b>108</b>	<b>221</b>		

※新規雇用者の( )内数字は雇用者の家族人数(配偶者、子等)。ただし、回答のあったもののみ計上。  
 ※適用件数、新規雇用者及び雇用者の家族人数は都道県聞き取り調査より。適用件数は継続を含み延べ件数としている。

#### (参考)適用実績の設備別内訳

(単位:件、百万円)

対象設備	適用件数	取得額	備考
機械・装置	6	482	製:3件(367)、旅:1件(91) 農販:2件(24)
建物・付属設備	25	3,730	製:3件(713)、旅:6件(2,440) 農販:16件(577)
構築物	5	257	製:3件(224)、旅:1件(27) 農販:1件(6)
合計	<b>36</b>	<b>4,469</b>	製:9件(1,304)、旅:8件(2,558) 農販:19件(607)

※H29～R3の実績値。都道県聞き取りより。  
 ※備考の「製」は製造業、「旅」は旅館業、「農販」は農林水産物等販売業。( )内の数値は取得額。継続適用の同一資産は1件と計上。



点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度末103千人以上））は、特定の地域全体の人口という指標の性質上、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 政策目標の業績目標は「奄美群島の総人口」でオーソライズされ設定されている。税制を奄美群島地域の人口減少を抑制する政策ツールの一翼であると捉え、全体の測定指標は「奄美群島地域の総人口」とさせていただきたいと考えている。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（令和4年度）について、「確認書発行先をもとに算出した見込値」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 新規案件については、過去の適用件数が僅少であるため確認書発行先の事業者や関係自治体へのヒアリングを実施した結果を見込みとして計上している。また、令和4年度における継続案件については、令和3年度の適用企業に対しヒアリングを行った結果、継続見込みである件数を計上している。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度末103千人以上））に対する過去の効果（令和元年度から3年度まで）が年度ごとに把握されていない。
② 所期の達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度末103千人以上））に対する過去の効果について、「令和2年度末時点の総人口は105千人となっている」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
③ 所期の達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度末103千人以上））に対する過去の効果について、過去の適用数3件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
④ 達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度末103千人以上））に対する過去の直接的な効果（令和2年度）について、「奄美群島においては有効求人倍率や、一人あたりの所得といった指標で見られるとおり、雇用面に関する課題が多く、若年層を中心に人口の流出が続いている。そのため、雇用状況を改善することにより、就業機会が確保され、人口の流出が抑制される。そのような点から、本租税特別措置により地元の事業者の設備投資を促進することは、就業機会の確保等につながり、奄美群島の人口減少傾向の改善に対して効果的である」と説明されているが、過去の効果（令和2年度末時点の総人口は105千人となっている）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑤ 所期の達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度末103千人以上））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 令和5年度末103千人以上の目標に対して、令和元年度末107千人、令和2年度末105千人、令和3年度末104千人と推移している。
② 令和2年度末時点の総人口については、各市町村への聞き取りにより算出。
③ 本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることを明らかにするため、本特例措置を適用した企業等に対しアンケート等を実施し、設備投資により生じた効果等を検証してまいりたい。
④ 税制適用企業に税制の効果を開き取ったところ、当該新規雇用は税制適用に係る設備投資に伴うものである、税制適用により資金繰りの確保が図られ、雇用の創出・維持することが出来たとの声があった。また、税制を適用した市町村と非適用市町村を比較すると前者の方が社会増減率を低く抑えられており、今後も税制特例により社会減抑制に寄与するものと考えている。（参考資料参照）



<p>⑤ 令和5年度末103千人以上の目標に対して、令和元年度末107千人、令和2年度末105千人、令和3年度末104千人と推移している。</p> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和2年度末時点の総人口については、各市町村への聞き取りにより算出」との説明では、令和元年度末時点及び令和3年度末時点の総人口の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「税制適用企業に税制の効果を聞き取ったところ、「当該新規雇用は税制適用に係る設備投資に伴うものである。税制適用により企業収支の改善が図られ、半島地域への投資を促進し、新規雇用を創出できた」との声があったほか、全国的に人口が減少している中で、半島地域においても人口が減少しているが、税制を適用した市町村と非適用市町村を比較すると前者の方が社会増減率が低く抑えられており、税制特例が社会減抑制に寄与していると考えられる」との説明では、新規雇用者数と過去の効果（令和2年度末時点の総人口は105千人となっている）との関係が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「令和5年度末103千人以上の目標に対して、令和元年度末107千人、令和2年度末105千人、令和3年度末104千人と推移している」との説明では、達成状況を踏まえ、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>
--

<p>美において、平成26年度から令和3年度の8ヶ年で、本特例措置を適用した企業の新規雇用者数の平均値</p> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
---

(8) 他の政策手段

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策及び法人等の特性を踏まえて説明されていない。</p> <p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① ご指摘を踏まえ、評価書を修正しました。</p> <p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

点検項目(1)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度末103千人以上））に対する将来の効果について、「本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、奄美群島内と群島外との交流促進が期待され、群島外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。このため、これらを通じ、関連業種に係る奄美群島における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進が見込まれ、社会増（達成目標に掲げる奄美群島地域の総人口の達成）へとつながるものと予想される」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度末103千人以上））に対する将来の効果について、予測される将来の適用数7件（令和4年度）及び9件（令和5年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① 税制適用企業に税制の効果を聞き取ったところ、当該新規雇用は税制適用に係る設備投資に伴うものである、税制適用により資金繰りの確保が図られ、雇用の創出・維持することが出来たとの声があった。また、税制を適用した市町村と非適用市町村を比較すると前者の方が社会増減率を低く抑えられており、今後も税制特例により社会減抑制に寄与するものと考えている。（参考資料参照）</p> <p>② 奄美群島12市町村と限られた地域を対象としているため、適用件数が僅少であるが、今後本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることを明らかにするため、本特例措置を適用した企業等に対しアンケート等を実施し、設備投資により生じた効果等を検証してまいりたい。また、税制自体の効果を検証するものとして、本税制を適用した企業の新規雇用者数5人／年※の確保を参考指標として掲げたいと考えている。※奄</p>
--

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 25) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
		②: 上記以外の税目 所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき市町村が作成し主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が認定した産業振興促進計画の地区における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却を認めるもの。 割増償却期間:5年間 償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の 32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48%
		《要望の内容》 ・適用期限を1年間延長し、令和6年3月 31 日までとする。
4	内容	《関係条項》 ・奄美群島振興開発特別措置法 第 11 条第 1 項及び第 8 項 ・租税特別措置法 第 12 条第 4 項柱書及び表第 4 号、第 45 条第 3 項柱書及び表第 4 号 ・租税特別措置法施行令 第 6 条の 3 第 14 項第 4 号、第 15 項第 4 号、第 19 項、第 24 項、第 25 項、第 26 項、第 28 条の 9 第 15 項第 4 号、第 16 項第 4 号、第 20 項、第 25 項、第 26 項、第 27 項
5	担当部局	国土交通省国土政策局特別地域振興官
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 10 年度 創設(奄美群島の過疎に類する地区) (機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超) 平成 11 年度 適用期限の2年間延長 (機械等 12/100 建物等 7/100) 平成 12 年度 拡充 (過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成 13 年度 適用期限の3年間延長 (機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超) 平成 16 年度 適用期限の2年間延長 拡充(離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加)

		過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外 平成 17 年度 特別償却率の引き下げ (離島振興対策実施地域に類する地区) (機械等 11/100→10/100 建物等 7/100→6/100) 平成 18 年度 適用期限を1年間延長 平成 19 年度 適用期限を2年間延長 取得価格要件の引き下げ (2,500 万円超→2,000 万円超) 平成 21 年度 適用期限を2年間延長 拡充(情報通信産業等を追加) 平成 23 年度 適用期限を2年間延長 過疎に類する地区の対象事業から旅館業を除外 平成 25 年度 適用期限の1年間延長 割増償却へ改組 拡充(旅館業を追加) 取得価格要件の引き下げ (2,000 万円超→500 万円超(資本規模により異なる)) 平成 26 年度 適用期限を1年間延長 平成 27 年度 適用期限を2年間延長 平成 29 年度 適用期限を2年間延長 令和元年度 適用期限を2年間延長 令和3年度 適用期限を2年間延長
8	適用又は延長期間	1年間(令和5年4月1日～令和6年3月 31 日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 戦後米軍統治下におかれ、昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的條件等の特殊事情による不利性を抱えている。奄美群島振興開発特別措置法の枠組の下、社会資本の整備や産業の振興等のための諸施策が着実に進められてきたところではあるが、本土の間には所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差が残されている。特に、雇用の場が十分でないことから若年層の多くが奄美群島を離れており、社会減による人口流出・人口減少が続いている。 この現状・課題に対応し、定住人口の減少傾向の改善を図るためには、民間事業者による投資を通じた内発的発展を実現することが必要である。
		《政策目的の根拠》 ○奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号) (目的) 第 1 条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発

		展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに奄美群島の定住の促進を図ることを目的とする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2022 第2章2(3) (令和4年6月7日閣議決定) (関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり) 過疎地域や離島、半島、奄美、小笠原、豪雪地帯などの条件不利地域対策に取り組む。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 39 離島等の振興を図る 業績指標 108 離島等の総人口
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向を改善する。 (測定指標) 奄美群島の総人口 令和5年度末 103 千人以上 (令和元年度末 107 千人→令和2年度末 105 千人→令和3年度末 104 千人) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。
10 有効性等	①: 適用数	○適用件数 令和元年度: 6件 令和2年度: 4件 令和3年度: 3件 令和4年度: 7件(見込) 令和5年度: 9件(見込) 適用件数については、県、市町村から発行した確認書の発行実績等を聞き取りることにより算出した。件数の算出においては、確認書の発行実績と鹿児島県からの適用実績を聞き取り、同一主体が確認書を複数枚発行している場合は確認書ごとに件数を集計した。 令和4年度～令和5年度の法人税の適用件数見込みは市町村への聞き取り等により推定した。 ※算定根拠については別紙参照。 ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係自治体に聞き取った結果の実績値を用いている。
	②: 適用額	○適用額 令和元年度: 10 百万円 令和2年度: 7 百万円

		令和3年度: 5百万円 令和4年度: 12 百万円(見込) 令和5年度: 16 百万円(見込)  適用額については、以下の式にて算出した。 例 (建築物)適用額=取得価額×償却率×0.48(割増償却率) (取得価額、耐用年数等は、鹿児島県からの聞き取りによる) ※算定根拠については別紙参照。
	③: 減収額	(法人税) 令和元年度: 2百万円 令和2年度: 2百万円 令和3年度: 1百万円 令和4年度: 3百万円(見込) 令和5年度: 4百万円(見込)  (法人住民税) 令和元年度: 0.2 百万円 令和2年度: 0.1 百万円 令和3年度: 0.1 百万円 令和4年度: 0.2 百万円(見込) 令和5年度: 0.3 百万円(見込)  (法人事業税) 令和元年度: 0.7 百万円 令和2年度: 0.5 百万円 令和3年度: 0.3 百万円 令和4年度: 0.8 百万円(見込) 令和5年度: 1.1 百万円(見込)  減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額として算出した。 減収額については、前項『適用額』に記載されている適用額をもとに以下の式にて算出した。 (法人税) 減収額=適用額×法人税率 なお法人税率について 23.2%とした。 (法人住民税) 減収額=法人県民税減収額+法人市町村民税減収額 法人県民税減収額=(法人税減収額×県民税率 1.0%) 法人市町村民税減収額=(法人税減収額×市町村民税率 6.0%) (県民税率及び市町村民税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』による。) (法人事業税) 減収額=適用額×法人事業税率 7.0% (法人事業税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』による。)

		<p>※算定根拠については別紙参照。</p> <p>※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係自治体に聞き取った結果の実績値を用いている。</p>
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>奄美群島では、若年層の流出による人口減少が続いており、達成目標としている令和5年度末総人口103千人に対し、令和3年度末時点の総人口は104千人となっている。</p> <p>本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、奄美群島内と群島外との交流促進が期待され、群島外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。</p> <p>このため、これらを通じ、関連業種に係る奄美群島における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進が見込まれ、社会増(達成目標に掲げる奄美群島地域の総人口の達成)へとつながるものと予想される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>奄美群島においては有効求人倍率や、一人あたりの所得といった指標で見られるとおり、雇用面に関する課題が多く、若年層を中心に人口の流出が続いている。そのため、雇用状況を改善することにより、就業機会が確保され、人口の流出が抑制される。そのような点から、本租税特別措置により地元の事業者の設備投資を促進することは、就業機会の確保等につながり、奄美群島の人口減少傾向の改善に対して効果的である。</p> <p>【参考指標】</p> <p>本特例措置を適用した企業の新規雇用者数5人/年*の確保を参考指標として掲げる。</p> <p>※平成26年度から令和3年度の8ヶ年において、本特例措置を適用した企業の新規雇用者数の平均値</p>	
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>奄美群島は人口約11万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたりの所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。</p> <p>こうした状況において、当該制度が奄美群島内における中小企業等の設備投資の際に活用されることで、新たな雇用が創出され、産業の振興に貢献し、人口減少の抑制にも寄しているため、税収減を是認するに足る効果があると見込まれる。</p>	
11 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>奄美群島施策の産業振興施策では、民間事業者の事業立ち上げ期の支援を税制特例で行っているところである。</p> <p>定住促進のために新規雇用者を増やすためには民間事業者による設備投資が有効であり、民間事業者に直接に設備投資を促す施策は当税制の他には存在しない。設備投資を行う民間事業者に対し直接に</p>

		<p>国費を給付することなしに事業の拡大・継続を支援する制度としての租税特別措置は、行政コストの面からも有効な手段であるとする。当措置が他の奄美群島における振興施策と役割分担の上で一体となって効果を発揮しつつあり、税制特例による支援を引き続き講じることが必要である。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。また、奄美群島振興交付金による支援も行われているところであるが、これは主に行政に対する支援であり、本特例措置とは性質を異にするものである。</p> <p>本特例措置は、全業種を対象としているものではなく、奄美群島の振興開発において重要な業種を対象としており、必要最低限の措置である。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、産業振興に資する事業活動へ支援し、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解	なし
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月(R2 国交 09)

奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長  
適用実績・適用見込みについて

○適用実績

	年度	R1	R2	R3
	産業振興促進計画作成市町村数	12	12	12
	法人税率 (%)	23.2	23.2	23.2
新規	適用件数 (件)	1	1	0
	適用額 (百万円)	1	2	0
	減収額 (百万円)	0	0	0
継続	適用件数 (件)	5	3	3
	適用額 (百万円)	9	5	5
	減収額 (百万円)	2	2	1
計	適用件数 (件)	6	4	3
	適用額 (百万円)	10	7	5
	減収額 (百万円)	2	2	1

※「適用件数」及び「適用額」は、鹿児島県及び奄美群島市町村からの聞き取り結果より集計。

○適用見込み

	年度	R4	R5	R6
	産業振興促進計画作成市町村数	12	12	
	法人税率 (%)	23.2	23.2	
新規	適用件数 (件)	4	4	
	適用額 (百万円)	7	7	
	減収額 (百万円)	2	2	
継続	適用件数 (件)	3	5	
	適用額 (百万円)	5	9	
	減収額 (百万円)	1	2	
計	適用件数 (件)	7	9	
	適用額 (百万円)	12	16	
	減収額 (百万円)	3	4	

※令和4年度の「適用件数」及び「適用額」は確認書発行先の事業者や関係自治体へのヒアリングに基づく見込値。それをもとに令和5年度の「適用件数」及び「適用額」の見込値を算出した。

○適用件数・適用額・減収額算出根拠

【適用件数】

- (R4) 令和4年度の新規案件については、確認書発行先から旅館業4件の新規案件を見込んでいる。
- (R5) 令和4年度と同程度の新規案件が見込まれると仮定し、旅行業4件の新規案件を見込んでいる。  
また、前年度から継続のうち5年経過し、割増償却期間が終了した2件を除いた継続5件を見込んでいる。

【適用額】

上記件数のうち、機械・装置(割増償却率 32%)については200%定率法、建物(割増償却率 48%)については定額法にて適用額を算出。  
適用額 = (取得金額又は年度当初残存価額) × 償却率(又は改定償却率) × 割増償却率

※取得金額又は年度当初残存価額

適用1年目 取得金額を使用。

1年目年度末残高 = 取得金額 - 償却額※2

適用2年目以降 年度当初残高 = 前年度末残高

2年目以降年度末残高 = 年度当初残高 - 償却額※3

※1 取得金額については市町村等からの聞き取りによる額

※2 (取得金額 × 償却率) + (取得金額 × 償却率) × 割増償却率

※3 (年度当初残高 × 償却率) + (年度当初残高 × 償却率) × 割増償却率

※償却率は鹿児島県・市町村に聞き取った耐用年数をもとに「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より参照

$$(R4) : \text{機械・装置 (償却率}0.200) + \text{建物 (償却率}0.026) + \text{建物 (償却率}0.059) \\ 27 \text{ 百万円} \times 0.2 \times 0.32 + 379 \text{ 百万円} \times 0.026 \times 0.48 \\ + 165 \text{ 百万円} \times 0.059 \times 0.48 = \text{計 } 12 \text{ 百万円}$$

$$(R5) : \text{建物 (償却率}0.026) + \text{建物 (償却率}0.059) \\ 758 \text{ 百万円} \times 0.026 \times 0.48 + 243 \text{ 百万円} \times 0.059 \times 0.48 \\ = \text{計 } 16 \text{ 百万円}$$

【減収額】

適用額 × 法人税率

※適用見込額に法人税率(23.2%)にて計算を行った。



## 【参考】現行税制の適用実績と成果

- 本税制特例の前提となる産業振興促進計画の策定率は、令和4年4月1日時点で100%。
- 平成25年度～令和3年度の9年間における実績は**適用件数37件、適用額75百万円、新規雇用者37人。**

### 産業振興計画の策定状況

奄美群島振興対策実施地域	策定済	未策定	策定率
12市町村	12市町村	0	100%

### 税制適用の効果

	適用市町村	非適用市町村	計
人口(R3)	29,400人	77,953人	107,353人
社会増減数(R3)	1人	-395人	-394人
社会増減率(R3)	0.003%	-0.51%	-0.37%
社会増減数(H25～R3)	-705人	-2,902人	-3,607人
社会増減率(H25～R3)	<b>-0.61%</b>	<b>-2.49%</b>	-3.10%

※出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）

### 税制特例適用実績(H25～R3)

業種	適用件数	適用額 (百万円)	新規雇用
製造業	24	57	37人
旅館業	8	14	
農水販売業	5	4	
情報サービス業	0	0	
合計	<b>37</b>	<b>75</b>	

### (参考)適用実績の資産別内訳

(単位：件、百万円)

対象設備	適用件数	取得額	備考
機械・装置	3	189	製：3件(189)
建物・付属設備	7	804	製：3件(485)、旅：3件(262) 農販：1件(57)
構築物	0	0	—
合計	10	993	製：6件(674)、旅：3件(262) 農販：1件(57)

※市町村への聞き取り調査による。適用件数は継続を含み延べ件数としている。  
※備考の「製」は製造業、「旅」は旅館業、「農販」は農林水産物等販売業。( )内の数値は取得額。継続適用の同一資産は1件と計上。



点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超））は、人口の社会増減率という指標の性質上、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 国土交通省の政策目標については、半島振興法の目的において「定住の促進」を掲げていることから、業績目標を「半島地域における社会増減率」と定めているところ。具体的には、国土審議会半島振興対策部会において半島地域の現況及び課題と今後の振興のあり方について議論がなされ、半島地域の活力を維持するためには、交流人口の拡大、ひいては定住の促進が必要と位置付けられた。それを受け、改正半島振興法に「定住の促進」が目的として明記され、法に掲げられた「定住の促進」の実現を量る指標として「社会増減率」を国土交通省の政策評価における業績指標として国土政策局が立案、省内・総務省のチェックを経て設定されていることから、政策ツールの一翼としての税制として捉え、全体の測定指標は「半島地域における社会増減率」が望ましいと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 令和3年度の適用数は、租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。適用額についてもこれに基づき計算している。これと平仄を合わせるために元年・2年についても関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用しているところ。結果として、過去の減収額についても当該適用額をベースに試算しているところ。 また、地方税については参照できる限り（令和元年、2年分）、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書により把握している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超））に対する過去の直接的な効果について、「本制度を活用して最新の製造設備を導入することで、新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現している事業者が複数ある等、投資促進、雇用創出の両面から有効である」と説明されているが、過去の効果（社会増減率令和元年度1.15、2年度0.91及び3年度0.76）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書に記載した新規雇用者は関係都道府県を通じ、税制を適用した企業に聞き取った人数を記載している。税制適用企業に税制の効果聞き取ったところ、「当該新規雇用は税制適用に係る設備投資に伴うものである。税制適用により企業収支の改善が図られ、半島地域への投資を促進し、新規雇用を創出できた」との声があったほか、全国的に人口が減少している中で、半島地域においても人口が減少しているが、税制を適用した市町村と非適用市町村を比較すると前者の方が社会減率が低く抑えられており、税制特例が社会減抑制に寄与していると考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「税制適用企業に税制の効果聞き取ったところ、「当該新規雇用は税制適用に係る設備投資に伴うものである。税制適用により企業収支の改善が図られ、半島地域への投資を促進し、新規雇用を創出できた」との声があったほか、全国的に人口が減少してい</p>

る中で、半島地域においても人口が減少しているが、税制を適用した市町村と非適用市町村を比較すると前者の方が社会増減率が低く抑えられており、税制特例が社会減抑制に寄与していると考えられる」との説明では、新規雇用者数と過去の効果（社会増減率令和元年度1.15、2年度0.91及び3年度0.76）との関係が明らかになされていないため、この点を課題とする。

## (7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超））に対する将来の直接的な効果について、「本制度が延長されない場合、設備導入に伴う半島地域における雇用創出や地域経済の活性化の効果が減少し、条件不利性に伴う若年層の人口流出や地域活力の減少が予想される」と説明されているが、将来の効果（社会増減率令和4年度0.80、5年度0.84及び6年度0.90）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかになされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 同じく評価書に記載した新規雇用者は関係都道府県を通じ、税制を適用した企業に聞き取った人数を記載している。税制適用企業に税制の効果を聞き取ったところ、「当該新規雇用は税制適用に係る設備投資に伴うものである。税制適用により企業収支の改善が図られ、半島地域への投資を促進し、新規雇用を創出できた」との声があったほか、税制を適用した市町村と非適用市町村を比較すると前者の方が社会減率が低く抑えられており、今後も税制特例が社会減抑制に寄与するものと考えられる。それを踏まえ、過去の傾向を基に近似値として算出することが合目的と考え、過去の傾向を敷衍する形で算出している。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【国土交通省の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 26) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
		②: 上記以外の税目 所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が策定する産業振興促進計画を主務大臣(総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣)が認定した地区における、法人又は個人事業主に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却を認めるもの。 割増償却期間: 5年間 償却限度額: 機械・装置 普通償却額の 32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48%
		《要望の内容》 本租税特別措置の適用期限を、令和6年度末まで2年間延長する。 《関係条項》 ・半島振興法 第9条の2、第16条 ・租税特別措置法 第12条第4項柱書及び表第2号、第45条第3項柱書及び表第2号 ・租税特別措置法施行令 第6条の3第14項第2号、第15項第2号、第20項、第21項、第26項、第28条の9第15項第2号、第16項第2号、第21項、第22項、第27項
5	担当部局	国土交通省国土政策局地方振興課半島振興室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和61年度 創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超) 昭和63年度 適用期限の2年延長 平成2年度 適用期限の2年延長 平成4年度 適用期間の2年延長(1,900万円超) 平成6年度 適用期間の1年延長 (機械等14/100 建物等 7/100 2,100万円超) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長(2,300万円超) 平成10年度 特別償却率引下げ(機械等14/100→13/100) 平成11年度 適用期限の2年延長(機械等12/100 建物等 6/100)

		平成13年度 適用期限の2年延長(機械等12/100→11/100) 平成15年度 適用期限の2年延長(2,500万円超) 平成17年度 適用期限の2年延長(機械等11/100→10/100) 旅館業の追加(半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区: 建物等7/100) 平成19年度 適用期限の2年延長 (旅館業: 建物等7/100→6/100 2,000万円超) 平成21年度 適用期間の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加 平成25年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ(2,000万円超→500万円以上) 平成27年度 適用期限の2年延長 平成29年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長 令和3年度 適用期限の2年延長
8	適用又は延長期間	2年間(令和5年度～令和6年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ○半島振興法(昭和60年法律第63号)(抄) (目的) 第1条 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的とする。 (税制上の措置) 第16条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2022 第2章2(3) (令和4年6月7日閣議決定) (関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり) 過疎地域や離島、半島、奄美、小笠原、豪雪地帯などの条件不利地域対策に取り組む。



	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標: 7: 都市再生・地域再生の推進 施策目標: 25: 都市再生・地域再生を推進する 業績指標: 79: 半島地域の総人口における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比														
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。  (測定指標) 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超) ※社会増減率: 社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)を、期間の期首人口で除したものを、期間の期首人口で除したものを、 ※半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指し、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させるため、過去5ヶ年平均との比較をする。  (参考指標) 本特例措置を適用した企業の新規雇用者 180人/年*の確保を参考指標として掲げる。 ※平成29年度から令和3年度の5ヶ年において、本特例措置を適用した企業の新規雇用者数の平均値  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。 また、製造業、情報サービス業等に係る設備投資が促されることで、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。 これらを通じ、本事業の政策目的である、半島地域における雇用の確保、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図ることにより、定住を促進する。														
10 有効性等	①: 適用数	【適用数】  単位: 件 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (実績)</th> <th>令和3年度 (実績)</th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>204</td> <td>171</td> <td>185</td> <td>172</td> <td>163</td> <td>156</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 国土交通省 国土政策局 地方振興課による関係道府県に対する聞き取り結果。 ※ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。 ※ 令和元年度及び令和2年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第204回国会報告、第208回国会報告)の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、関係道府県に聞き取った結果の実績値</p>		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	適用数	204	171	185	172	163	156
	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)										
適用数	204	171	185	172	163	156										

		を採用している。 ※ 令和3年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。 ※ 令和4年度～令和6年度の適用数は、令和3年度の適用数の実績値を元に試算した見込値となる。 ※ 算定根拠については別紙参照。																																			
	②: 適用額	【適用額】  単位: 百万円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (実績)</th> <th>令和3年度 (実績)</th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税 (法人住民税・法人事業税)</td> <td>1,748</td> <td>1,721</td> <td>1,815</td> <td>1,687</td> <td>1,599</td> <td>1,530</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 国土交通省 国土政策局 地方振興課による関係道府県に対する聞き取り結果。 ※ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一値を採用。 ※ 令和元年度及び令和2年度の適用額は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第204回国会報告、第208回国会報告)の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。 ※ 令和3年度の適用額は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。 ※ 令和4年度～令和6年度の適用額は、令和3年度の適用額の実績値を元に試算した見込値となる。 ※ 事業者の業種については、地域内の事業者数が業種ごとに異なるものの、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の各業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。 ※ 算定根拠については別紙参照。</p>		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	法人税 (法人住民税・法人事業税)	1,748	1,721	1,815	1,687	1,599	1,530																					
	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)																															
法人税 (法人住民税・法人事業税)	1,748	1,721	1,815	1,687	1,599	1,530																															
	③: 減収額	【減収額】  単位: 百万円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (実績)</th> <th>令和3年度 (実績)</th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>406</td> <td>399</td> <td>421</td> <td>391</td> <td>371</td> <td>355</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>16</td> <td>13</td> <td>29</td> <td>27</td> <td>26</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>18</td> <td>23</td> <td>29</td> <td>27</td> <td>26</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>440</td> <td>435</td> <td>479</td> <td>445</td> <td>423</td> <td>405</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人税の減収額については、令和元年度～令和3年度分は国土交通省 国土政策局 地方振興課による関係道府県に対する聞き取り結果に</p>		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	法人税	406	399	421	391	371	355	法人住民税	16	13	29	27	26	25	法人事業税	18	23	29	27	26	25	計	440	435	479	445	423	405
	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)																															
法人税	406	399	421	391	371	355																															
法人住民税	16	13	29	27	26	25																															
法人事業税	18	23	29	27	26	25																															
計	440	435	479	445	423	405																															

		<p>より算出、令和4年度～令和6年度分は、令和3年度の値を元に試算した見込値となる。</p> <p>※ 法人住民税・法人事業税については要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う運動分の減収額として算出した。令和元年度及び令和2年度分の法人住民税・法人事業税の減収額については、租特透明化法に基づく総務省の「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」記載の影響額を掲出。令和3年度分は法人税減収額をもとに算出。</p> <p>※ 令和4年度～令和6年度法人住民税・法人事業税については、令和3年度の適用額の値を元に試算した見込値となる。</p> <p>※ 算定根拠については別紙参照。</p> <p>※ 事業者の業種については、地域内の事業者数が業種ごとに異なるものの、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の各業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。</p>																												
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 【社会増減率】</p> <p style="text-align: right;">単位：%</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (実績)</th> <th>令和3年度 (実績)</th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増減率</td> <td>1.15</td> <td>0.91</td> <td>0.76</td> <td>0.80</td> <td>0.84</td> <td>0.90</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 算定根拠については、別紙参照。</p> <p>就学・就職先として半島地域外の地域が選好される傾向にあるために、増減率としてプラス傾向が続いていたところ、令和3年の実績においては、コロナ禍の影響と推定されるが、0.76と目標を達成したものの、こういった特殊な環境のもとでの数値であることや、過去の傾向を敷衍すると再びプラス傾向となることが見込まれる。そのため引き続き本特例措置により就業先の確保を行い、UJIターンによる定住人口増を図っていく。</p> <p>また、本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 【新規雇用者数】</p> <p style="text-align: right;">単位：人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (実績)</th> <th>令和3年度 (実績)</th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規雇用者数</td> <td>270</td> <td>168</td> <td>123</td> <td>175</td> <td>215</td> <td>275</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 国土交通省 国土政策局 地方振興課による関係道府県に対する聞き取り結果。</p> <p>※ 令和元年度～令和3年度の新規雇用者数は関係道府県に対する聞き</p>		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	増減率	1.15	0.91	0.76	0.80	0.84	0.90		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	新規雇用者数	270	168	123	175	215	275	
	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)																								
増減率	1.15	0.91	0.76	0.80	0.84	0.90																								
	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)																								
新規雇用者数	270	168	123	175	215	275																								

		<p>取り結果を集計した値。</p> <p>※ 令和4年度～令和6年度の新規雇用者数は、令和3年度の実績値を元に試算した見込値となる。</p> <p>※ 算定根拠については、別紙参照。</p> <p>本制度を活用して最新の製造設備を導入することで、新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現している事業者が複数ある等、投資促進、雇用創出の両面から有効である。</p> <p>本制度が延長されない場合、設備導入に伴う半島地域における雇用創出や地域経済の活性化の効果が減少し、条件不利性に伴う若年層の人口流出や地域活力の減少が予想される。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置による減収額479百万円(令和3年度)に対し、特例措置対象事業者においては89,334百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されているところであり、これらに伴う売上増、所得増による税収増も発生していることから、税収減を是認するに足る効果はあると見込まれる。</p> <p>※設備投資額は、関係道府県に聞き取った結果の実績値</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>半島振興施策のうち、産業振興のうち民間事業者の事業立ち上げ期の支援を税制特例で行っているところである。</p> <p>定住促進のために新規雇用者を増やすためには民間事業者による設備投資が有効であり、民間事業者に直接に設備投資を促す施策は当税制の他には存在しない。設備投資を行う民間事業者に対し直接に国費を給付することなしに事業の拡大・継続を支援する制度としての租税特別措置は、行政コストの面からも有効な手段であると考え。当措置が他の半島振興施策(道路整備等)と役割分担の上で一体となって効果を発揮しつつあり、税制特例による支援を引き続き講じることが必要である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>半島振興施策に係る予算措置には、半島振興広域連携促進事業(67百万円(令和4年度当初、国費))がある。</p> <p>当該事業は、半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興、定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化し、一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。</p> <p>これに対し、本特例措置は、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。</p> <p>両施策が一体的に運用されることにより、例えば予算事業により新たな農業・漁業産品の商品開発が行われ、販路が新たに設けられた場合、その翌年には税制特例による設備投資が期待できるなど、相乗効果が生まれることが期待される。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例措置により、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興及び雇用の確保を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月(R2国交 07)

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度  
適用実績・適用見込みについて

○適用実績（割増償却）

年度		R 1	R 2	R 3
産業振興促進計画作成市町村数		194	194	194
税率（％）		23.2	23.2	23.2
計	適用件数（件）	204	171	185
	うち平成29年度分（件）	43	35	43
	うち平成30年度分（件）	56	47	40
	うち令和元年度分（件）	41	36	35
	適用額（百万円）	1,748	1,721	1,815
減収額（百万円）		406	399	421
うち新規	適用件数（件）	41	26	34
	適用額（百万円）	309	153	130
	減収額（百万円）	72	36	30

※関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した値。確認書に基づき集計

○適用見込み

年度		R 4	R 5	R 6
産業振興促進計画作成市町村数		194	194	194
税率（％）		23.2	23.2	23.2
計	適用件数（件）	172	163	156
	適用年次終了分（件）	43	35	30
	適用額（百万円）	1,687	1,599	1,530
	減収額（百万円）	391	371	355
	適用件数（件）	30	26	23
うち新規	適用額（百万円）	294	255	226
	減収額（百万円）	68	59	52

※R4～R6年度の「適用件数」及び「適用額」は、令和3年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。

○適用件数・適用額・減収額算出根拠

【新規】

・R4年度見込み

<適用件数>

◎ 令和3年度新規適用件数に過年度の平均（相乗平均）増減率を乗じて算出

$$\{ 34 \times ( -10.1 / 100 + 1 ) \} \cong 30$$

$$\{ R3年度新規適用件数 \times ( H29年度からR3年度の新規適用件数の平均増減率(%) / 100 + 1 ) \}$$

◎ H29年度からR3年度の新規適用件数の平均増減率(%)は以下の各年度前年比から算出：-10.10

各年度の増減率に100を加え前年度比としてその総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、

さらに100を差し引き平均増減率に変換

H29新規適用件数：61（前年度58 → 増減率：5.2(前年度比：105.2)）

H30新規適用件数：60（前年度61 → 増減率：-1.6(前年度比：98.4)）

R1新規適用件数：41（前年度60 → 増減率：-31.7(前年度比：68.3)）

R2新規適用件数：26（前年度41 → 増減率：-36.6(前年度比：63.4)）

R3新規適用件数：34（前年度26 → 増減率：30.8(前年度比：130.8)）

$$\{ ((5.2+100) \times (-1.6+100) \times (-31.7+100) \times (-36.6+100) \times (30.8+100))^{(1/5)} - 100 \}$$

（件数は関係道府県に聞き取った結果）

<適用額>

◎ 令和3年度適用実績から1件当たりの適用額を算出し、適用件数を乗じて算出

$$1 \text{ 件あたり適用額} : 1,815 \text{ (百万円)} / 185 = 9.81 \text{ (百万円)}$$

$$R4 \text{ 年度適用見込額} : 9.81 \text{ (百万円)} \times 30 = 294 \text{ (百万円)}$$

$$1 \text{ 件あたり適用額} : R3 \text{ 年度適用額 (計)} / \text{適用件数 (計)}$$

$$R4 \text{ 年度適用見込額} : 1 \text{ 件あたり適用額 (R3)} \times R4 \text{ 年度適用見込件数}$$

<減収額>

◎ 適用額に税率を乗じて算出

$$* \text{ 減収額} : \text{適用額 } 1,687 \text{ 百万円} \times \text{税率 (23.2\%)} = 391 \text{ 百万円}$$

・R5、R6年度見込み

<適用件数・適用額・減収額>

◎ R4年度と同様の算定式で算出する値になると見込む。

【計】

・R4年度～R6年度見込み

<適用件数>

◎ 前年度実績（計）と当該年度見込（新規）との和から過年度の適用年次終了件数を引いて算出。

$$\text{過年度の適用年次終了件数} : 3 \text{ 年度適用件数} \times \{ ( 100 + \text{平均(相乗平均)増減率} / 100 ) \}^{\sim} \text{残余年数}$$

R4適用終了分

$$\rightarrow \text{平成29年度適用} \cdot \text{令和3年度分} : 43 \text{ (実績値)}$$

R5適用終了分

$$\rightarrow \text{平成30年度適用} \cdot \text{令和3年度分} : 40 \times \{ (100 + H30 \sim R3 \text{ の平均増減率 } -12.7 / 100) \} : 35$$

平均増減率は各年度の増減率に100を加え得た前年度比の総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、100を差し引き算出

$$\{ (-6.7+100) \times (-16.1+100) \times (-14.9+100) \}^{(1/3)} - 100$$

R6適用終了分

$$\rightarrow R1 \text{ 年度適用} \cdot \text{令和3年度分} : 35 \times \{ (100 + R1 \sim R3 \text{ の平均増減率 } -7.6 / 100) \}^2 : 30$$

平均増減率は各年度の増減率に100を加え得た前年度比の総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、100を差し引き算出

$$\{ (-12.2+100) \times (-2.8+100) \}^{(1/2)} - 100$$

<適用額>

◎ 令和3年度1件当たりの適用額に各年度適用件数を乗じて算出

$$\text{適用見込額} : 1 \text{ 件あたり適用額 (R3)} \times \text{各年度適用見込件数}$$

<減収額>

◎ 適用額に税率を乗じて算出

○減収額

年度	R 1	R 2
法人税		
法人税適用額 (百万円) A	1,748	1,721
法人税減収額 (百万円) B	406	399
法人住民税		
法人県民税		
法人税割標準税率 (%) C	3.2	1.0
適用額 (百万円) A×C	1,748	1,721
減収額 (百万円) 実績	4	2
法人市町村民税		
法人税割標準税率 (%) C	9.7	6.0
適用額 (百万円) A×C	1,748	1,721
減収額 (百万円) 実績	12	11
合計		
減収額 (百万円)	16	13
法人事業税		
標準税率 (%) C	6.7	7.0
適用額 (百万円) A×C	1,748	1,721
減収額 (百万円) 実績	18	23
合計		
減収額 (百万円)	440	435

年度	R 3	R 4	R 5	R 6
法人税				
法人税適用額 (百万円) A	1,815	1,687	1,599	1,815
法人税減収額 (百万円) B	421	391	371	355
法人住民税				
法人県民税				
法人税割標準税率 (%) C	1.0	1.0	1.0	1.0
適用額 (百万円) A	1,815	1,687	1,599	1,815
減収額 (百万円) B×C	4	4	4	4
法人市町村民税				
法人税割標準税率 (%) C	6.0	6.0	6.0	6.0
適用額 (百万円) A	1,815	1,687	1,599	1,815
減収額 (百万円) B×C	25	23	22	21
合計				
減収額 (百万円)	29	27	26	25
法人事業税				
標準税率 (%) C	7.0	7.0	7.0	7.0
適用額 (百万円) A	1,815	1,687	1,599	1,815
減収額 (百万円) B×C	29	27	26	25
合計				
減収額 (百万円)	479	445	423	405

◎ 適用額は法人税適用額と同額を用いた。その上で法人税減収額を基礎として各減収額を計算した。

◎ 減収額 : 法人税減収額 × 法人税割

$$\text{例：令和3年 法人県民税 } 421 \times 1.0 \% = 4 \text{ (百万円)}$$

$$\text{法人市町村民税 } 421 \times 6.0 \% = 25 \text{ (百万円)}$$

$$\text{法人事業税 } 421 \times 7.0 \% = 29 \text{ (百万円)}$$

令和2年度以降、法人県民税の法人税割標準税率は1.0%、法人市町村民税については6.0%である。

法人事業税の標準税率は7.0%であることから、減収額は法人税減収額の7.0%と計算した。

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度  
政策目標及び新規雇用者数の算出方法

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
社会増減率(A)	-0.460	-0.468	-0.528	-0.500	-0.505	-0.541	-0.588	-0.488	-0.402	-0.406	-0.410	-0.415
過去5ヶ年の社会増減率平均値(B)	-0.433	-0.425	-0.445	-0.477	-0.492	-0.492	-0.508	-0.532	-0.524	-0.505	-0.485	-0.459
<b>政策目標(A)／(B)</b>	<b>1.06</b>	<b>1.10</b>	<b>1.18</b>	<b>1.04</b>	<b>1.02</b>	<b>1.09</b>	<b>1.15</b>	<b>0.91</b>	<b>0.76</b>	<b>0.80</b>	<b>0.84</b>	<b>0.90</b>
人口	4,278,339	4,225,331	4,168,379	4,112,364	4,054,448	3,993,865	3,930,038	3,871,165	3,813,443	3,756,241	3,699,146	3,642,919
人口変化率	-	-1.24	-1.35	-1.34	-1.41	-1.49	-1.60	-1.50	-1.49	-1.50	-1.52	-1.52
社会増減数	-19,780	-20,031	-22,303	-20,822	-20,776	-21,940	-23,482	-19,191	-15,568	-15,489	-15,414	-15,344
<b>新規雇用者数</b>	<b>33</b>	<b>117</b>	<b>80</b>	<b>104</b>	<b>233</b>	<b>120</b>	<b>270</b>	<b>168</b>	<b>123</b>	<b>175</b>	<b>215</b>	<b>275</b>

政策目標値:半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比

人口 : 平成25年～令和3年は実績値、令和4年～6年については変化率を前年の値に乗じて算出した。

人口変化率 : 平成25年～令和3年は当年の人口を前年の値で除して得た値、令和4年～6年は、前年までの直近5か年分を相加平均して算出した。

社会増減数 : 平成25年～令和3年は実績値、令和4年～6年については前年の値に直前5ヶ年の社会増減率平均値(B)に乗じて算出した。

(人口・社会増減数の実績値は総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より算出)

(社会増減率とは、当年の社会増減数に100を乗じ、前年の人口で除して得た値)

新規雇用者数:平成25年～令和3年は実績値、

令和4年～6年については、平成25年から平成29年の5ヶ年の平均値と、直前5ヶ年の平均値の比で増減率を算出。算出した増減率を前年の値に乗じ算出した。



点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（平成30年：18.9万ha→令和5年：20.6万ha、令和10年：22.3万ha）を達成すべき時期（目標達成時期）が、本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（機関車の新製割合を増加させる（平成27年度末時点：66%→平成31年度末時点：79%）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 令和7年における達成目標を評価書に追記しました。</p> <p>② 機関車の新製割合を増加させるとの達成目標については、本特例の買換資産に「鉄道事業用車両運搬具」が含まれていたため設定されていましたが、「鉄道事業用車両運搬具」は令和2年度税制改正により本特例の買換資産の対象から除外されているため、令和5年度税制改正要望の達成目標には記載していません。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
--------------------------

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（平成30年：18.9万ha→令和5年：20.6万ha、令和10年：22.3万ha）に対する過去の効果（令和元年度から3年度まで）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標（法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（平成30年：18.9万ha→令和5年：20.6万ha、令和10年：22.3万ha）に対する過去の効果について、「本特例が適用される1年当たりの土地取引件数は4,663件（後述）であることから、前回延長時からの3か年において、3,250㎡/件×13,989件=4,546haの土地が本特例の土地取引により、より有効に利用されたことになり、本特例措置が潜在的な低未利用地の解消に直接的に寄与したと考えられる」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（法人の長期保有土地の取引件数（平成29年度：2.7万件→令和7年度：2.9万件）に対する過去の効果について、「合計で1年当たり4,663件の土地取引が、本特例措置に直接的に寄与したと考えられる」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、②及び③は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>④ 所期の達成目標（法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（平成25年：15.5万ha→令和4年度：13.1万ha）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①・④ 本指標は5年に1度行われる調査により数値が明らかになるものであり、最新の値は平成30年度の実績値となります。</p> <p>②・③ 今年実施したアンケートを元に、達成目標に対する本特例の効果について、評価書の記載を修正しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（平成30年：18.9万ha→令和5年：20.6万ha、令和10年：22.3万ha）に対する将来の効果が</p>
---

<p>予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（法人の長期保有土地の取引件数（平成29年度：2.7万件→令和7年度：2.9万件）に対する将来の効果（令和5年度から7年度まで）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>③ 達成目標（法人の長期保有土地の取引件数（平成29年度：2.7万件→令和7年度：2.9万件）に対する将来の効果（令和4年度）について、「直近の件数の推移から、前回評価時に目標とした2.8万件に到達するものと見込まれる」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>④ 達成目標（法人の長期保有土地の取引件数（平成29年度：2.7万件→令和7年度：2.9万件）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① 評価書に追記しました。</p> <p>② 評価書に追記しました。</p> <p>③ 算定根拠を評価書に追記しました。</p> <p>④ 評価書に追記しました。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本特例が延長された場合は、上記推計の効果が継続するものと考えられ、本特例により喚起された低未利用地の取引面積は年度平均で合計296.80ha」との説明では、達成目標（法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（平成30年：18.9万ha→令和5年：20.6万ha、令和10年：22.3万ha）に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「法人の長期保有土地の取引件数は、年度平均で合計1,259件となる」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③・④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (8) 他の政策手段

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>なし。</p>
<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>—</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>なし。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
2	① 対象税目	(法人税:義)(国税27) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
	② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について課税の繰延べ(繰延率80%(一部75%・70%))を認める。
		《要望の内容》 ・措置の適用期限の3年間延長等を行う。(令和8年3月31日まで)
		《関係条項》 租税特別措置法第37条第1項第4号、第37条の4、第65条の7第1項第4号、第65条の8、第65条の9
5	担当部局	国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:平成30年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯	平成6年度 創設 平成7年度 延長 平成8年度 延長・拡充 平成9年度 延長・拡充 平成10年度 延長・拡充 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 延長 平成24年度 延長・縮減 平成27年度 延長・縮減 平成29年度 延長 令和2年度 延長
8	適用又は延長期間	3年間(令和5年度～令和7年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 長期保有土地等の譲渡益を活用した事業再編や新たな国内設備投資を喚起し、更なる民間投資の呼び水とすることで、企業の生産性向上、国内の産業空洞化防止、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用、不動産ストックの価値向上や地域活性化を実現し、もってコロナ禍からの経済活動の回復を確かなものとする。新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長の実現を図る。 《政策目的の根拠》 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)において、「コロナ禍からの回復が依然として脆弱であることに鑑み(略)経済の腰折れを防ぎ、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとしていく」、「コロナ禍で失われた経済活動のダイナミズムを

			取り戻し、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長(略)を実現する」、「これまで長期にわたり低迷してきた民間投資を喚起し、経済を安定成長経路に乗せていく必要がある」とされている。 以上より、本特例はコロナ禍からの回復を確かなものにし、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長の実現に向けて取り組む政府の方針に沿うものである。																		
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する																		
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積(平成30年:18.9万ha→令和5年:20.6万ha、令和7年度:21.3万ha、令和10年:22.3万ha) ・法人の長期保有土地の取引件数(平成29年度:2.7万件→令和7年度:2.9万件) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置は、事業再編や新たな設備投資を行うインセンティブを与えることから、土地をより有効に活用する担い手に移転することを促進することが出来る。																		
10	有効性等	① 適用数	○適用数 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成30</td> <td>令和元</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>1,016</td> <td>996</td> <td>900</td> <td>971</td> <td>971</td> <td>971</td> <td>971</td> <td>971</td> </tr> </table> <p>(注1) 実績値(平成30年度～令和2年度)は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第208回国会提出)」から引用。 (注2) 令和3年度以降は、平成30～令和2年度の適用件数の平均。 前回要望時の所期の想定では適用数は896件程度と予測していたところ、直近3年間(平成30年～令和2年)の実績値の平均適用数は971件となっており、想定外に僅少・莫大ではない。</p>		平成30	令和元	2	3	4	5	6	7	適用件数(件)	1,016	996	900	971	971	971	971	971
			平成30	令和元	2	3	4	5	6	7											
適用件数(件)	1,016	996	900	971	971	971	971	971													
② 適用額	○適用額 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成30</td> <td>令和元</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>損金算入額(億円)</td> <td>4,968</td> <td>4,689</td> <td>3,854</td> <td>4,504</td> <td>4,504</td> <td>4,504</td> <td>4,504</td> <td>4,504</td> </tr> </table> <p>(注1) 実績値(平成30年度～令和2年度)は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第208回国会提出)」から引用。 (注2) 令和3年度以降は、平成30～令和2年度の損金算入額の平均。 財務省『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和4年1月国会提出)』によれば、本特例は不動産業や製造業、サービス業など多様な業種の事業者に活用されており、適用に偏りはない。</p>		平成30	令和元	2	3	4	5	6	7	損金算入額(億円)	4,968	4,689	3,854	4,504	4,504	4,504	4,504	4,504		
	平成30	令和元	2	3	4	5	6	7													
損金算入額(億円)	4,968	4,689	3,854	4,504	4,504	4,504	4,504	4,504													

③	減収額	○減収額								
			平成 30	令和 元	2	3	4	5	6	7
		法人税 (億円)	957	898	718	858	858	858	858	858
		法人住民税 (億円)	149	140	72	121	121	121	121	121
		法人事業税 (億円)	318	293	255	289	289	289	289	289
		(注1) 推計方法は、別紙積算根拠1(国税)・2(地方税)参照。 (注2) 鉄道事業における買換分も含む。								
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》								
			平成 30	令和 元	2	3				
		法人の長期保有土地の取引 件数(万件)		2.7	2.7	2.7	2.8			
		(参考)土地取引件数(万件)		131	131	127	135			
		低未利用地面積(万 ha)		18.9						
		(参考)低未利用地のうち法 人所有土地の面積(万 ha)		5.3						
		(注1) 土地取引件数の実績値(平成30年～令和3年)は、法務省 「登記統計」における「土地の売買による所有権の移転件 数」。 (注2) 低未利用地面積は、国土交通省「土地基本調査」より平成 30 年の実績値。								
		○所期の目標の達成状況 ・法人の長期保有土地の取引件数 法人の長期保有土地の取引件数は、令和2年については、新型コ ロナウイルス感染症の影響等により、件数が減少しているものの、平成 30年から令和3年まで順調に増加しており(平成30年2.69万件→令 和元年2.71万件→令和2年2.69万件→令和3年2.83万件(※))、直 近の件数の推移から、前回評価時に目標とした2.8万件に到達するも のを見込まれる。 (※)直近(令和2年・令和3年)の法人の長期保有と土地の取引件数 は以下のとおり推計。 ① 令和2年・令和3年の全体の売買による土地取引件数は、そ れぞれ、約127万件・約133万件(※1) ② ①のうち、法人が売り主となる土地取引の割合は、38.6%(※ 2) ③ ②のうち、保有年が10年以上であって、かつ譲渡益が出る 昭和55年以前から保有する土地の売却(※3)を、増加を目指 すべき長期保有土地の譲渡とすると、その割合は法人売主に よる土地取引の5.5%(※4)。 以上より、令和2年度の、法人の長期保有土地の譲渡に係る土 地取引の件数は、全体の土地取引(①)×法人売主の割合(②) ×10年超保有で譲渡益が出る割合(③)								

						<p>=127 万件 × 38.6% × 5.5%(令和2年) = 約 26,962 件 =133 万件 × 38.6% × 5.5%(令和3年) = 約 28,236 件 ※1 法務省「登記統計」令和2年分より。 ※2 国土交通省「土地保有・動態調査(令和2年取引分)」 より。 ※3 国土交通省「地価公示」によると、平成21年以前におい て、令和元年(昭和49年を100とすると114.5)の地価水準 より低いのが昭和55年以前のため。 ※4 国土交通省「土地保有移動調査(平成29年取引分)」よ り。土地保有移動調査では昭和60年以前については年別の 割合が明らかでないため、昭和60年以前の取引の割合を引 用。</p> <p>・低未利用地面積 本指標は5年に1度行われる調査により数値が明らかになるもので あり、最新の値は平成30年度の実績値(18.9万 ha)である。平成30 年度の実績値は平成15年(初期値)・平成25年度の実績値に比べて 増加しているものの、低未利用地のうち法人所有土地の面積につい ては、本特例措置をはじめとした各種施策の効果もあり、6.3万 ha(平成 15年)→5.7万 ha(平成25年)→5.3万 ha(平成30年)と減少してい る。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>(所期の目標への寄与度について) 本特例措置により、年度平均で合計296.8haの低未利用地が解消 したものと推計(※1)しており、令和4年までに低未利用地を13.1万 haまで減少させるためには、1年辺りに必要な低未利用地減少面積は 2667ha(※2)であるため、本特例措置の寄与度は11%となる。 ※1 令和4年に国土交通省・経済産業省により実施したアンケート を基に、以下のとおり推計。 ①不稼働不動産・駐車場・工場跡地は、低未利用地であるとし て、面積を計上(合計12.11ha) ②工場・倉庫は償却期間を40年と置き、保有期間40年超の資 産を計上(合計14.9ha) ③店舗は償却期間を40年と置き、保有期間40年超の資産を計 上(合計0.81ha) ④住宅・事務所は償却期間を50年と置き、保有期間50年超の 資産を計上(合計28.99ha) ⑤①～④の合計を「租税特別措置の適用実態調査の結果に関す る報告書(第204回・208回)」により把握された令和元年度・ 令和2年度の平均適用法人数948法人に換算:56.82ha【①～ ④合計】×(948/49【アンケートにより把握した適用法人数】)= 1099.26ha ⑥本特例により喚起された低未利用地の取引面積を、アンケート において「本特例がなければ遊休資産の売却を控えるようにな る」と回答した法人割合(=約27%)より推計:1099.26ha×27%</p>
--	--	--	--	--	--	--

		<p>=296.80ha                  ※2 (15.5万 ha-13.1万 ha)/9年=2667ha</p> <p>また、法人の長期保有土地の取引件数については、本特例措置により、年度平均で1259件の土地取引が喚起されていると推計(※)しており、令和4年:2.8万件の目標に対する本特例措置の寄与度は4%となる。</p> <p>※1 令和4年に国土交通省・経済産業省により実施したアンケートを基に、以下のとおり推計。</p> <p>①アンケート結果より把握した譲渡資産(土地)の取引件数:184件、取得資産(土地)の取引件数:57件。</p> <p>②①の譲渡資産(土地)・取得資産(土地)のそれぞれを「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第204回・208回)」により把握された令和元年度・令和2年度の平均適用法人数948法人に換算:                  ・譲渡資産(土地):184件×(948/49【アンケートにより把握した適用法人数】)=3560件                  ・取得資産(土地):57件×(948/49【アンケートにより把握した適用法人数】)=1103件                  ・譲渡資産(土地)と取得資産(土地)の合計=1259件</p> <p>③本特例により喚起された土地取引面積を、アンケートにおいて「本特例がなければ遊休資産の売却を控えるようになる」と回答した法人割合(=約27%)より推計:(3560件×27%)+(1103件×27%)=1259件</p> <p>(将来の効果について)                  本特例が延長された場合は、上記推計の効果が継続するものと考えられ、本特例により喚起された低未利用地の取引面積は年度平均で合計296.80ha、法人の長期保有土地の取引件数は、年度平均で合計1259件となる。                  法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積(平成30年:18.9万ha→令和5年:20.6万ha、令和7年度:21.3万ha、令和10年:22.3万ha)の政策目標を達成するためには、年換算3400haの低未利用地を減少させる必要があり、本特例措置の寄与度は、(296.80ha/3400ha)×100=9%となる。                  また、法人の長期保有土地の取引件数令和7年度:2.9万件の目標に対する本特例措置の寄与度は(1259件/2.9万件)×100=4%となる。</p>
⑤	税収減を是認する理由等	<p>本措置は土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した土地等を事業の用に供する場合に限っており、企業に土地等の譲渡益を活用したさらなる設備投資のインセンティブを与えることから、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用の促進等の本特例の目的を達成するために効果的である。</p> <p>本特例により、企業に土地等の譲渡益を活用することによって事業再編や新たな設備投資を行うインセンティブを与え、土地をより有効に活用する担い手に移転することを促進することで、企業の生産性向上や産業の空洞化防止、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用、</p>

			<p>不動産ストックの価値向上が図られているところであり、その効果は、これまでの税収減(平成30年度:957億円、令和元年度:898億円、令和2年度:718億円)および今後の見込み(716億円)に比して大きい。ため、税収減を是認することができる。</p> <p>なお、本特例措置は課税の免除ではなく課税の繰り延べであり、最終的な納税額に変化は生じない。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した土地等を事業の用に供する場合に限っており、かつ、措置の内容は課税の直接的な減免ではなく、課税の繰延であることから、土地の有効利用を促進し、事業再編や新たな設備投資を行うインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。</p> <p>事業者の所有する遊休不動産をはじめとした事業用資産の買換えについては、その税負担が重要な判断要素のひとつとなっている実情から、他の手段で代替することが困難なものであり、税負担軽減措置を通して直接的にインセンティブを与えていくことが適当である。</p> <p>本特例により、各地域における不動産の流動化・有効利用の促進を図り、地方における新たな設備投資を促進することで、コロナの影響を受けた地方の不動産市場を活性化し、地域経済の振興が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月(R1 国交 09)



## 適用実績の積算根拠

項目 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
---------------------------------------

(積算根拠)

- 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和3年4月国会提出）」によると、平成30年度、令和元年度及び令和2年度に長期保有土地等に係る事業用資産の買換え特例（4号買換）の適用を受けた法人数及び損金算入額は以下の通り。

平成30年度：（法人数）**1016件**（損金算入額）**4,968億円**令和元年度：（法人数）**996件**（損金算入額）**4,689億円**平成2年度：（法人数）**900件**（損金算入額）**3,854億円**

- また、参・予算委員会資料「『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』（平成30年度、令和元年度、令和2年度）を基に試算した減収額（実績推計）」によれば、特定の資産の買換えの場合等の課税の特例による減収額は、

平成30年度：1133億円

令和元年度：1071億円

令和2年度：1103億円

- 従って、長期保有土地等に係る事業用資産の買換え特例（4号買換）による減収額は、上記の内数であるが、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和3年4月国会提出）」の平成30年度、令和元年度及び令和2年度適用実績によれば、

平成30年度：特例全体の適用総額 **5,880億円**、うち4号買換の適用総額 **4,968億円**令和元年度：特例全体の適用総額 **5,595億円**、うち4号買換の適用総額 **4,689億円**令和2年度：特例全体の適用総額 **5,923億円**、うち4号買換の適用総額 **3,854億円**

であるから、4号買換による減収額は、

$$\text{平成30年度： } 1133\text{億円} \times (4,968\text{億円} \div 5,880\text{億円}) = 957.2\cdots$$

$$\approx \underline{\underline{957\text{億円}}}$$

$$\text{令和元年度： } 1071\text{億円} \times (4,689\text{億円} \div 5,595\text{億円}) = 898.5\cdots$$

$$\approx \underline{\underline{898\text{億円}}}$$

$$\text{令和2年度： } 1103\text{億円} \times (3,854\text{億円} \div 5,923\text{億円}) = 717.7\cdots$$

$$\approx \underline{\underline{718\text{億円}}}$$

## 減収見込額の積算根拠

項目 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長等
--

(平年度ベース) 減収見込額 **858億円**

(積算根拠)

- 前記のとおり、4号買換による直近の減収額は、

平成30年度：**957億円** 令和元年度：**898億円** 令和2年度：**718億円**

- 令和3年度以降の減収額は、平成30年度・令和元年度・令和2年度の平均から、以下のとおり算出。

減収見込み： $(957\text{億円} + 898\text{億円} + 718\text{億円}) \div 3 \approx 858\text{億円}$

## 法人住民税・法人事業税に係る減収額について

単位:千円

	平成30年	令和元年	令和2年	見込み(3年平均)
法人住民税	14,932,081	14,033,288	7,241,553	12,068,974
道府県民税	3,704,081	3,481,126	1,251,627	2,812,278
市町村税	11,228,000	10,552,162	5,989,926	9,256,696
法人事業税	31,814,783	29,286,557	25,535,551	28,878,964
事業税	18,516,162	16,757,511	16,368,063	17,213,912
地方法人特別税	13,298,621	12,529,046	9,167,488	11,665,052
合計	46,746,864	43,319,845	32,777,104	40,947,938

総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より

単体法人	平成30年	令和元年	令和2年	見込み(3年平均)
法人住民税	12,498,740	11,565,006	6,124,889	10,062,878
道府県民税	3,100,462	2,868,839	1,058,623	2342641.333
市町村税	9,398,278	8,696,167	5,066,266	7720237
法人事業税	28,044,021	25,228,397	22,636,854	25,303,091
事業税	16,914,023	14,904,196	14,873,747	15563988.67
地方法人特別税	11,129,998	10,324,201	7,763,107	9739102
合計	40,542,761	36,793,403	28,761,743	35,365,969
連結法人	平成30年	令和元年	令和2年	見込み(3年平均)
法人住民税	2,433,341	2,468,282	1,116,664	2,006,096
道府県民税	603,619	612,287	193,004	469636.6667
市町村税	1,829,722	1,855,995	923,660	1536459
法人事業税	3,770,762	4,058,160	2,898,697	3,575,873
事業税	1,602,139	1,853,315	1,494,316	1649923.333
地方法人特別税	2,168,623	2,204,845	1,404,381	1925949.667
合計	6,204,103	6,526,442	4,015,361	5,581,969



点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置の延長
税目	登録免許税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地（空き地等）の面積 平成30年：18.9万ha→令和5年：20.6万ha、令和10年：22.3万ha）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（土地取引件数（平成31年：131万件→令和7年：139万件））を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積に係る達成目標については、本特例措置の適用期限となる令和7年までに達成することを目指すことといたし、令和7年度の数値を追記しました。</p> <p>② 土地取引件数に係る達成目標については、本特例措置の適用期限となる令和7年までに達成することを目指すことといたしと考えます。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
--------------------------

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地（空き地等）の面積 平成30年：18.9万ha→令和5年：20.6万ha、令和10年：22.3万ha）に対する過去の効果（令和元年度から3年度まで）が把握されていない。</p> <p>② 全ての達成目標に対する過去の直接的な効果について、「土地の流動化・有効利用を促進するためには、土地取引に係る税負担を軽減し、土地の需要を喚起することが有効である」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 本指標は5年に1度行われる調査により数値が明らかになるものであり、最新の値は平成30年度の実績値となります。</p> <p>② 他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な経済波及効果は国土交通省「土地保有・動態調査（2020年取引分）」、「建築着工統計調査（令和3年計）」等より推計を行っており、本特例の減収見込額以上の経済波及効果があると認めることができる旨を追記しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地（空き地等）の面積 平成30年：18.9万ha→令和5年：20.6万ha、令和10年：22.3万ha）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかわりにされていない。</p> <p>② 達成目標（土地取引件数（平成31年：131万件→令和7年：139万件））に対する将来の効果（令和5年度及び6年度）が予測されていない。</p> <p>③ 達成目標（土地取引件数（平成31年：131万件→令和7年：139万件））に対する将来の効果（令和4年度）について、「直近の実績値の推移からは、前回要望時に目標とした134万件（令和4年）に到達すると見込まれる」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（土地取引件数（平成31年：131万件→令和7年：139万件））に対する将来の直接的な効果について、「土地の流動化・有効利用を促進するためには、土地取引に係る税負担を軽減し、土地の需要を喚起することが有効である」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
---

<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① 本特例は宅地取引全般に適用されるものであることから法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積にも寄与するものであるが、本指標については、5年に1度行われる総務省「住宅・土地統計調査」及び国土交通省「法人土地・建物基本調査」によって実績値が明らかになるものであるところ、今回の政策評価時点において予測を行うことが困難です。</p> <p>② ご指摘の件につき、令和5年度及び6年度の達成目標を事前評価書に追記しました。</p> <p>③ ご指摘の件につき、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）を事前評価書に追記しました。</p> <p>④ 他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な経済波及効果は国土交通省「土地保有・動態調査（2020年取引分）」、「建築着工統計調査（令和3年計）」等より推計を行っており、本特例の減収見込額以上の経済波及効果があると認めることができる旨を追記しました。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 「令和4年度以降は達成目標」との説明では、目標値は算定根拠とならないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (8) 他の政策手段

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>
<p><b>【国土交通省の補足説明】</b></p> <p>① ご指摘の件につき、本特例措置で対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較も踏まえた具体的な記載となるよう追記しました。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(6)、(7)及び(8)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置の延長
2	対象税目	(登録免許税:外)(国税29)
	① 政策評価の対象税目 ② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の税率について、下記の特例措置を認める。 ① 所有権移転登記 本則税率:2% 特例税率:1.5% ② 信託登記 本則税率:0.4% 特例税率:0.3%
		《要望の内容》 措置の適用期限の2年間延長等を行う。(令和7年3月31日まで)
		《関係条項》 (関係条文:租税特別措置法第72条第1項)
5	担当部局	国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:平成30年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	平成15年度 創設 平成18年度 2年間延長 平成20年度 3年間延長 (平成21年度より1年毎に段階的に税率を引き上げ) 平成21年度 段階的税率引き上げを2年間据え置き (当省からの要望なし) 平成25年度 2年間延長 平成27年度 2年間延長 平成29年度 2年間延長 令和元年度 2年間延長 令和3年度 2年間延長
8	適用又は延長期間	2年間(令和5年度～令和6年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 土地の取得時の負担軽減により土地に対する需要を喚起することで、低未利用地の発生を抑制するとともに土地の流動化を通じた有効利用の促進・土地取引の活性化を図り、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとし、経済の好循環を加速・拡大させる。 《政策目的の根拠》 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)においては、「コロナ禍で失われた経済活動のダイナミズムを取り戻し、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長(略)を早期に実現する。」とされている。

			以上より、本特例はコロナ禍からの回復を確かなものにし、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長の実現に向けて取り組む政府の方針に沿うものである。																																
	②	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する																																
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地(空き地等)の面積 平成30年:18.9万ha→令和5年:20.6万ha、令和7年度:21.3ha、令和10年:22.3万ha 土地取引件数(平成25年:128万件→令和7年:139万件) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 土地の流動化・有効利用を促進するためには、土地取引に係る税負担を軽減し、土地の需要を喚起することが有効である。																																
10	有効性等	① 適用数	○適用数 (土地の所有権移転登記に係る登録免許税) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成30</td> <td>令和元</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>1,103,270</td> <td>1,123,004</td> <td>1,085,295</td> <td>1,104,150</td> <td>1,104,150</td> <td>1,104,150</td> <td>1,104,150</td> </tr> </table> (所有権の信託登記に係る登録免許税) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成30</td> <td>令和元</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>2,296</td> <td>2,845</td> <td>2,378</td> <td>2,612</td> <td>2,612</td> <td>2,612</td> <td>2,612</td> </tr> </table> 出典:「登記統計」法務省 令和3年度以降は、令和元年度・令和2年度の適用件数の平均。		平成30	令和元	2	3	4	5	6	適用件数(件)	1,103,270	1,123,004	1,085,295	1,104,150	1,104,150	1,104,150	1,104,150		平成30	令和元	2	3	4	5	6	適用件数(件)	2,296	2,845	2,378	2,612	2,612	2,612	2,612
			平成30	令和元	2	3	4	5	6																										
適用件数(件)	1,103,270	1,123,004	1,085,295	1,104,150	1,104,150	1,104,150	1,104,150																												
	平成30	令和元	2	3	4	5	6																												
適用件数(件)	2,296	2,845	2,378	2,612	2,612	2,612	2,612																												
② 適用額	○適用額 (土地の所有権移転登記に係る登録免許税) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成30</td> <td>令和元</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>適用額(億円)</td> <td>1,764</td> <td>1,719</td> <td>1,555</td> <td>1,637</td> <td>1,637</td> <td>1,637</td> <td>1,637</td> </tr> </table> (所有権の信託登記に係る登録免許税) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成30</td> <td>令和元</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>適用額(億円)</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>13</td> </tr> </table> 出典:「登記統計」法務省		平成30	令和元	2	3	4	5	6	適用額(億円)	1,764	1,719	1,555	1,637	1,637	1,637	1,637		平成30	令和元	2	3	4	5	6	適用額(億円)	9	12	13	13	13	13	13		
	平成30	令和元	2	3	4	5	6																												
適用額(億円)	1,764	1,719	1,555	1,637	1,637	1,637	1,637																												
	平成30	令和元	2	3	4	5	6																												
適用額(億円)	9	12	13	13	13	13	13																												

③	減収額	令和3年度以降は、令和元年度・令和2年度の適用額の平均。																																					
		<p>○減収額 (土地の所有権移転登記に係る登録免許税)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額(億円)</td> <td>588</td> <td>573</td> <td>518</td> <td>546</td> <td>546</td> <td>546</td> <td>546</td> </tr> </tbody> </table> <p>(所有権の信託登記に係る登録免許税)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額(億円)</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>「登記統計」法務省の納付額から推計。 令和3年度以降は、令和元年度・令和2年度の減収額の平均。</p>									平成30	令和元	2	3	4	5	6	減収額(億円)	588	573	518	546	546	546	546		平成30	令和元	2	3	4	5	6	減収額(億円)	3	4	4	4	4
	平成30	令和元	2	3	4	5	6																																
減収額(億円)	588	573	518	546	546	546	546																																
	平成30	令和元	2	3	4	5	6																																
減収額(億円)	3	4	4	4	4	4	4																																
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地取引件数(万件)</td> <td>131</td> <td>131</td> <td>127</td> <td>133</td> <td>134</td> <td>136</td> <td>137</td> <td>139</td> </tr> </tbody> </table> <p>土地取引件数の実績値(平成30年～令和3年)は、法務省「登記統計」における「土地の売買による所有権の移転件数」。 令和4年度以降は達成目標。</p> <p>○所期の目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地取引件数 土地取引件数は、法務省「登記統計」における「土地の売買による所有権の移転件数」よりいわゆるリーマンショックを契機とする平成20年以降の景気後退の影響により、114万件(平成23年)まで落ち込んだが、本特例をはじめとした各種施策による効果により、近年回復傾向にあり、令和2年については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、件数が減少しているものの、令和3年には133万件となっている。 平成30年から令和3年において年間平均(133.3万件-130.7万件)/3年間=0.9万件増加しており、こうした直近の実績値の推移からは、前回要望時に目標とした134万件(令和4年)に到達すると見込まれる。</li> <li>・低未利用地面積 本指標は5年に1度行われる調査により数値が明らかになるものであり、最新の値は平成30年度の実績値(18.9万ha)である。平成30年度の実績値は平成15年(初期値)・平成25年度の実績値に比べて増加しているものの、低未利用地のうち法人所有土地の面積については、本特例措置をはじめとした各種施策の効果もあり、6.3万ha(平成15年)→5.7万ha(平成25年)→5.3万ha(平成30年)と減少してい</li> </ul>									平成30	令和元	2	3	4	5	6	7	土地取引件数(万件)	131	131	127	133	134	136	137	139												
	平成30	令和元	2	3	4	5	6	7																															
土地取引件数(万件)	131	131	127	133	134	136	137	139																															

⑤	税収減を是認する理由等	<p>る。他方、低未利用地のうち個人の土地所有土地の面積については人口減少等の影響により、6.8万ha(平成15年)→9.8万ha(平成25年)→13.6万ha(平成30年)と急増しており、こうした傾向に歯止めをかけていく必要がある。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な経済波及効果は、本特例の減収見込額以上の経済波及効果があると認めることができる。このため土地の流動化・有効利用を促進するためには、土地取引に係る税負担を軽減し、土地の需要を喚起することが有効である。</p> <p>国土交通省「土地保有・動態調査(2020年取引分)」、「建築着工統計調査(令和3年計)」等より推計</p>	
		<p>本措置は土地の取得時の所有権移転登記に係る登録免許税の負担軽減により土地に対する需要を喚起することで、低未利用地の発生を抑制するとともに、土地の流動化を通じた有効利用の促進・土地取引の活性化に資するものである。</p> <p>その効果は、本特例の減収見込額以上の経済波及効果があると推計されるため、税収減を是認することができる。</p> <p>国土交通省「土地保有・動態調査(2020年取引分)」、「建築着工統計調査(令和3年計)」等より推計</p>	
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>土地の流動化・有効活用に資する施策として、不動産取引情報の推進等(地価公示等の推進、不動産取引価格情報の提供や整備)、不動産市場の整備等(不動産取引市場の整備、不動産投資市場の整備)、低未利用地の利用促進等が行われているところ、土地の流動化のためには取得に際しての負担低減が有効であるため、土地に対する需要を喚起する租税特別措置による本特例が、低未利用地の発生を抑制するとともに土地の流動化を通じた有効利用の促進・土地取引の活性化を図る目的に対して有効である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Jリート及び特定目的会社が取得する不動産に関わる特例措置(登録免許税・不動産取得税)</li> <li>・ 不動産特定共同事業において取得される不動産に関わる登録免許税及び不動産取得税の軽減特例措置(登録免許税・不動産取得税)</li> </ul> <p>新たに有効利用を図る者が土地を取得することにより、新たな投資が呼び起こされるなど経済波及効果が生み出ることから、投資法人、投資信託及び特定目的会社が取得する不動産、特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を対象とした上記措置では対象となっていない土地取引も網羅する本特例を通じ、直接的に土地取引のインセンティブを与えることで低未利用地の発生を抑制するとともに土地</p>

			の流動化を通じた有効利用の促進・土地取引の活性化を図り、経済回復を確実なものとしていくことが適当である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

減収見込額調書

項目 土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例
---------------------------

(平年度ベース)

<算出根拠>

**登録免許税**

土地の売買による所有権の移転登記等に係る登録免許税の納付額（「登記統計」法務省第3表）をもとに算出した登録免許税の軽減税率分（所有権移転登記：0.5%/1.5%分、信託登記：0.1%/0.3%分）を算出し、所有権移転登記、信託登記の合計額を計算。

(単位:億円)

	所有権移転登記		信託登記		合計
	① 納付額	② (①×0.5/1.5) 減収額	③ 納付額	④ (③×0.1/0.3) 減収額	②+④
平成30年度	1,764	588	9	3	591
令和元年度	1,719	573	12	4	577
令和2年度	1,555	518	13	4	523
令和元年度、 令和2年度平均	1,637	546	13	4	550

第3表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額

(金額単位 円)		
条 項	件 数	納 付 額
総 数	2,141,151	202,830,887,970
第72条第1項第1号	1,103,270	176,438,432,170
第72条第1項第2号	2,296	949,750,600
第72条第2項第1号	3,325	245,701,200
第72条第2項第2号	295	33,761,400
第72条第3項	161	6,436,200
第72条の2	320,106	4,938,409,900
第73条	102,104	2,257,138,200
第74条第1項	94,585	1,135,377,600
第74条第2項	2,092	31,973,600
第74条の2第1項	2,426	25,997,500
第74条の2第2項	64	695,000
第74条の3第1項	416	4,135,400
第75条第1号	164,020	4,194,995,700
第75条第2号	248,575	7,125,776,400
第75条第3号	259	7,167,800
第75条第4号	57,645	1,763,593,000
第77条	10,502	55,118,700
第77条の2	2,150	14,058,900
第78条第1項	1,275	43,806,000
第78条第2項第1号	5,334	211,979,800
第78条第2項第2号	13	1,126,300
第78条第2項第3号	3	709,800
※第78条の3第1項	58	10,456,400
第80条第1項第1号	4	963,933,600
第80条第1項第3号	1	105,000,000
第80条第1項第4号	17	532,066,500
第80条第1項第5号	3	7,497,400
第80条第1項第6号	14	189,908,100
第80条第2項第1号	892	66,930,000
第80条第2項第3号	228	6,931,400
第80条第3項第3号	2	12,861,900
第80条第4項第2号	1	35,000,000
第81条第1項	1	2,426,000
第82条第1項	6	79,001,100
第82条第2項	9	60,432,300
第83条第1項	1	14,895,400
第83条第2項	6	48,462,500
第83条の2	79	310,866,200
第83条の2第1項	1	43,100
第83条の2の2第1項	236	338,678,900
第83条の2の2第2項	3	1,920,400
第83条の2の2第3項	42	415,621,500
第83条の3第2項	2	2,618,600
第84条の6第1項第1号	4,502	33,765,000
第84条の6第1項第2号	14,011	105,082,500
第84条の6第1項第3号	116	348,000

(注) ※印は、経過措置により改正前の条項が適用されたものである。

第3表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額

(金額単位 円)		
条 項	件 数	納 付 額
総 数	2,213,816	200,902,071,200
第72条第1項第1号	1,123,004	171,921,999,100
第72条第1項第2号	2,845	1,203,345,200
第72条第2項第1号	3,478	394,181,800
第72条第2項第2号	123	14,468,100
第72条第3項	136	11,567,300
第72条の2	333,402	5,155,848,500
第73条	106,962	2,446,989,000
第74条第1項	100,718	1,166,903,000
第74条第2項	1,629	28,766,000
第74条の2第1項	2,956	31,192,500
第74条の2第2項	51	548,600
第74条の3第1項	879	8,189,000
第75条第1号	182,957	4,758,176,900
第75条第2号	251,006	7,338,608,300
第75条第3号	67	1,924,000
第75条第4号	60,393	1,892,952,200
第77条	11,415	62,384,300
第77条の2	2,366	15,039,600
第78条第1項	1,319	43,796,100
第78条第2項第1号	5,553	225,839,000
第78条第2項第2号	10	472,700
第78条第2項第3号	3	73,200
※第78条の3第1項	40	14,526,200
第80条第1項第1号	5	260,107,400
第80条第1項第3号	2	101,495,000
第80条第1項第5号	3	6,478,900
第80条第1項第6号	485	1,446,658,900
第80条第2項第1号	1,037	77,819,000
第80条第2項第3号	323	9,694,700
第80条第3項第3号	15	14,420,800
第80条第4項第1号	2	1,594,100
第80条第4項第4号	1	9,598,000
第80条第4項第6号	1	1,746,900
第80条の2第7号	1	25,000
第80条の2第8号	1	25,000
第81条第2項	3	2,370,900
第82条第1項	5	95,338,100
第82条第2項	6	151,279,200
第83条第2項	7	92,172,300
第83条の2	29	19,832,000
第83条の2の2第1項	506	1,182,136,600
第83条の2の2第2項	6	70,310,000
第83条の2の2第3項	55	471,833,300
第84条の6第1項第1号	4,779	35,842,500
第84条の6第1項第2号	15,068	113,010,000
第84条の6第1項第3号	164	492,000

(注) ※印は、経過措置により改正前の条項が適用されたものである。

第3表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額

(金額単位 円)		
条 項	件 数	納 付 額
総 数	2,146,473	187,523,395,100
第72条第1項第1号	1,085,295	155,520,795,700
第72条第1項第2号	2,378	1,276,378,200
第72条第2項第1号	863	65,673,700
第72条第2項第2号	93	10,092,100
第72条第3項	155	7,307,100
第72条の2	326,900	5,189,041,100
第73条	103,250	2,927,682,400
第74条第1項	94,220	1,073,912,800
第74条第2項	1,322	26,165,100
第74条の2第1項	3,987	42,375,400
第74条の2第2項	55	551,800
第74条の3第1項	1,058	13,754,400
第75条第1号	189,325	5,122,116,600
第75条第2号	238,661	7,108,256,500
第75条第3号	67	2,378,300
第75条第4号	57,681	1,913,498,000
第77条	11,387	62,041,600
第77条の2	2,246	16,131,100
第78条第1項	1,388	60,522,500
第78条第2項第1号	6,330	269,679,700
第78条第2項第2号	6	263,800
第78条第2項第3号	8	263,300
※第78条の3第1項	38	17,332,800
第80条第1項第1号	5	1,942,896,300
第80条第1項第3号	4	57,850,000
第80条第1項第5号	244	101,063,600
第80条第1項第6号	927	1,054,658,900
第80条第2項第1号	1,056	79,250,200
第80条第2項第3号	332	9,965,000
第80条第3項第1号	1	1,875,000
第80条第3項第3号	6	6,709,300
第81条第2項	1	269,500
第82条第1項	2	11,356,700
第82条第2項	1	10,367,000
第83条第2項	28	167,229,700
第83条の2	1	48,347,000
第83条の2の2第1項	514	1,008,639,600
第83条の2の2第2項	2	75,146,400
第83条の2の2第3項	111	2,096,657,800
第83条の3第1項	2	1,099,900
第83条の3第2項	3	794,700
第84条の6第1項第1号	4,198	31,485,000
第84条の6第1項第2号	12,123	90,922,500
第84条の6第1項第3号	199	597,000

(注) ※印は、経過措置により改正前の条項が適用されたものである。





点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（令和元年度）について、租特透明化法に基づき把握される適用数と異なる適用数が記載されており、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① 適用実態調査報告書において、「上記のうち、一部の適用額明細書については、新型コロナウイルス感染症による申告期限延長申請に係る手続等を踏まえ、本報告書に含まれていない場合がある」と記載されているとおり、令和元年度の実績が、新型コロナウイルス感染症による申告期限延長申請に係る手続等により、適用実態調査報告書に含まれていないため、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングを実施して確認した。その旨を評価書に追記した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（令和元年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額と異なる減収額が記載されており、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① 適用実態調査報告書において、「上記のうち、一部の適用額明細書については、新型

<p>新型コロナウイルス感染症による申告期限延長申請に係る手続等を踏まえ、本報告書に含まれていない場合がある」と記載されているとおり、令和元年度の実績が、新型コロナウイルス感染症による申告期限延長申請に係る手続等により、適用実態調査報告書に含まれていないため、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングを実施して確認した。その旨を評価書に追記した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（令和7年度末までに、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等であって、本特例措置に合わせて、港湾法第56条の5第3項に基づき、港湾管理者に対して耐震性に係る報告がなされた施設（47施設）のうち、耐震改修が必要となるもの（14施設（令和4年8月時点））について、耐震改修を完了する）に対する過去の直接的な効果（令和元年度）について、「本特例措置の適用を受けた耐震改修事例は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書並びに、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、令和元年度に1件あることを確認している」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【国土交通省の補足説明】	① 直接的な効果について、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、本特例措置の適用を受けて耐震改修を実施した事例として令和元年度に1件あることを確認している。また、本特例措置の適用には至らなかったものの、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、本特例措置の適用を前提に耐震改修を実施した事例が令和2年度に1件あることを確認している。これらは、民間事業者へのヒアリングの結果、本特例措置をインセンティブとして、耐震改修工事に着手したものであることから、本特例措置がなかった場合と比較して耐震改修実施施設数の増加に寄与しており、本特例措置の直接的効果と言える。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

## (8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 災害時の航路機能を維持するため、広く民間事業者の所有する護岸等の耐震性確保を促進するという政策目的の達成に対して、護岸等は、一般的に収益性が低いにもかかわらず、耐震改修に多額の費用を要することから、事業者の初期投資段階における資金繰りの改善を図る必要がある。この点、本特例措置は減収額相当分を補助金として交付する制度と比較して、最終的な国の負担は少ないものの、民間事業者の初期投資の負担が軽減され、民間事業者による護岸等の耐震改修を促すインセンティブとなる点は同様であることから、政策目的を実施する手段として、必要かつ適切である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(6)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	港湾の民有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税32) 法人住民税: 義、法人事業税: 義(自動連動)
		②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 令和2年3月31日までに耐震性に係る報告を港湾管理者に行った上で、報告後3年以内に耐震改修を行った民有の護岸、岸壁及び棧橋について、22%(※)又は18%の特別償却。 (※)港湾区域が緊急確保航路の区域に隣接する港湾に存する施設  《要望の内容》 耐震改修の期限を3年間延長し、令和8年3月31日までとする。  《関係条項》 租税特別措置法第43条の2 租税特別措置法施行令第28条の2 租税特別措置法施行規則第20条の11 地方税法第23条第1項第3号 地方税法第72条の23第1項 地方税法第292条第1項第3号
	担当部局	国土交通省港湾局海岸・防災課 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)
	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 平成29年度～令和7年度
	創設年度及び改正経緯	平成26年度 創設 平成30年度 拡充・延長
8	適用又は延長期間	3年間(令和5年度～令和7年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本特例措置は、港湾において、災害時の海上輸送に活用される耐震強化岸壁や石油製品の出入荷施設に至る航路の機能を非常災害時にも確保できるようにすることで、緊急物資輸送やエネルギー物資輸送の確実な実施を可能にすることを目的としている。  《政策目的の根拠》 ○「国土強靱化基本計画」(平成30年12月14日閣議決定)において、「製油所の耐性評価・・・護岸等の強化等を着実に推進する」と記載あり。 ○「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(令和3年5月25日中央防災会議決定)において、「港湾管理者等は、・・・岸壁、臨港交通施設等の耐震改修等を促進する」と記載あり。 ○「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(平成27年3月31日閣議決定)において、「国及び港湾管理者は、緊急物資等の海上輸送基盤としての役割を担う岸壁や航路沿いの護岸等の耐震化を図る」と記載あり。

		り。 ○「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」(平成18年3月31日中央防災会議決定)において、「国、地方公共団体、関係事業者は、・・・港湾・漁港の耐震性の強化を進める」と記載あり。																																								
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する																																								
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 令和7年度末までに、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等であって、本特例措置に合わせて、港湾法第56条の5第3項に基づき、港湾管理者に対して耐震性に係る報告がなされた施設(47施設)のうち、耐震改修が必要となるもの(14施設(令和4年8月時点))について、耐震改修を完了する。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置が、民有護岸等の耐震改修促進に対するインセンティブとなり、耐震強化岸壁及び石油棧橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保されることにより、大規模地震発生時においても耐震強化岸壁や石油製品の出入荷施設に至る航路の機能が維持され、緊急物資輸送や燃油供給が確保される。																																								
10	有効性等	①: 適用数 (単位: 件) <table border="1"> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4 (見込)</th> <th>5 (見込)</th> <th>6 (見込)</th> <th>7 (見込)</th> </tr> <tr> <td>適用数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>&lt;出典・根拠&gt; ・平成29～令和4年度の実績及び見込は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書並びに、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリング(令和4年7月)による。(令和元年度の実績が、新型コロナウイルス感染症による申告期限延長申請に係る手続等により、適用実態調査報告書に含まれていないため。) ・令和5～7年度の見込は、護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングによる。(令和4年7月実施)</p> <p>&lt;過去の実績について適用数等が想定外に僅少でないか否か&gt; 民間事業者にとって、護岸等の耐震改修及びその前提となる耐震性調査は、事業活動に影響を及ぼし、かつ、多額の資金が必要となる一方で、護岸等が収益に直接結びつかない施設である。さらに、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う建設資材単価や人件費の高騰、昨今のウクライナ情勢や円安による物価高等を受けて、収益に直接結びつかない護岸等への投資判断を遅らせる状況にあったことを勧誘すれば、適用数が増えることは想定外に僅少であるとは言えない。</p> ②: 適用額 (単位: 億円) <table border="1"> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4 (見込)</th> <th>5 (見込)</th> <th>6 (見込)</th> <th>7 (見込)</th> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3.41</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1.5</td> <td>2.0</td> <td>1.17</td> </tr> </table> <p>&lt;出典・根拠&gt; ・平成29～令和4年度の実績及び見込は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書並びに、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングによる。(令和4年7月)</p>	年度区分	平成29	30	令和元	2	3	4 (見込)	5 (見込)	6 (見込)	7 (見込)	適用数	0	0	1	0	0	0	1	1	2	年度区分	平成29	30	令和元	2	3	4 (見込)	5 (見込)	6 (見込)	7 (見込)	適用額	0	0	3.41	0	0	0	1.5	2.0	1.17
年度区分	平成29	30	令和元	2	3	4 (見込)	5 (見込)	6 (見込)	7 (見込)																																	
適用数	0	0	1	0	0	0	1	1	2																																	
年度区分	平成29	30	令和元	2	3	4 (見込)	5 (見込)	6 (見込)	7 (見込)																																	
適用額	0	0	3.41	0	0	0	1.5	2.0	1.17																																	

・令和5～7年度の見込は、護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングによる。(令和4年7月)

③: 減収額

(単位: 億円)

年度 区分	平成 29	30	令和 元	2	3	4 (見込)	5 (見込)	6 (見込)	7 (見込)
法人税	0	0	0.174	0	0	0	0.077	0.102	0.060
法人住 民税(法 人税割)	0	0	0.012	0	0	0	0.005	0.007	0.004
法人事 業税(所 得割)	0	0	0.053	0	0	0	0.023	0.031	0.018

<出典・根拠>

・平成29～令和4年度の実績及び見込は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書並びに、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングによる。(令和元年度の実績が、新型コロナウイルス感染症による申告期限延長申請に係る手続等により、適用実態調査報告書に含まれていないため。)(令和4年7月)

・令和5～7年度の見込は、②の護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングによる適用額に、特別償却率(緊急確保航路接続港湾:22%、それ以外:18%)及び税率(法人税:23.2%)を乗ずることにより算出。

・法人住民税(法人税割)は、法人税減収額に税率7.0%を乗ずることにより算出。法人事業税(所得割)は、割増償却額に税率7.0%を乗ずることにより算出。

(法人税)  
 令和5年度: 1.5(億円) × 22(%) × 23.2(%) = 0.077(億円)  
 令和6年度: 2.0(億円) × 22(%) × 23.2(%) = 0.102(億円)  
 令和7年度: 1.17(億円) × 22(%) × 23.2(%) = 0.060(億円)

(法人住民税(法人税割))  
 令和5年度: 1.5(億円) × 22(%) × 23.2(%) × 7.0(%) = 0.005(億円)  
 令和6年度: 2.0(億円) × 22(%) × 23.2(%) × 7.0(%) = 0.007(億円)  
 令和7年度: 1.17(億円) × 22(%) × 23.2(%) × 7.0(%) = 0.004(億円)

(法人事業税(所得割))  
 令和5年度: 1.5(億円) × 22(%) × 7.0(%) = 0.023(億円)  
 令和6年度: 2.0(億円) × 22(%) × 7.0(%) = 0.031(億円)  
 令和7年度: 1.17(億円) × 22(%) × 7.0(%) = 0.018(億円)

④: 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  
 本特例措置の対象期間である平成30年度から令和4年度までについて、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等であって、本特例措置に合わせて、港湾法第56条の5第3項に基づき、港湾管理者に対して耐震性に係る報告がなされた施設(47施設)のうち、耐震改修が必要となる施設数の推移は、以下のとおりである。

(耐震改修が必要となる施設数の推移)  
 平成30年度: 47施設  
 令和元年度: 22施設  
 令和2年度: 18施設  
 令和3年度: 17施設  
 令和4年度: 14施設

以上のように、耐震改修が必要となる施設数が減少している要因として、

- ・2施設で耐震改修を実施したこと、
- ・3施設で再照査により現行の技術基準への適合を確認したこと、
- ・3施設で「港湾における護岸等の耐震性調査・耐震改良のためのガイドライン(平成30年6月)」に基づくシミュレーションにより、土砂流出による航路への影響が無いことを確認したこと、

が挙げられ、本特例措置があることや、本特例措置に伴って実施している規制強化や技術的支援等によって、現時点(令和4年8月)で、耐震改修が必要な施設数は残り14施設まで進捗しており、本特例措置は有効であった。

また、今後の達成目標の見通しとしては、直近では、労務単価の上昇や円安は依然として進行しているものの、建設資材や石油製品価格は上昇基調が一段落し、高止まりの傾向にあり、かつ、本特例措置の対象となる民間事業者における経営状況も回復傾向にあるため、今後、耐震改修の投資余力が生まれるものと想定している。また、令和4年7月までに実施した、護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、令和5年度に1施設、令和6年度に1施設、令和7年度に2施設の耐震改修予定を確認している。なお、今後の適用数は少ないものの、これまでの取組により達成目標までの残りの施設数が14施設とわずかであり、さらに、現時点で耐震改修時期が未定である民間事業者についても、耐震改修の必要性は認識しており、本特例措置を積極的に活用したい意向があることを確認しているところである。よって、本特例措置による税制面での支援の継続と民間事業者に対する耐震性に係る点検結果の報告徴収や立入検査、耐震改修の努力義務化に係る新たな措置による規制強化等の取組を併せて実施していくことで、達成目標の実現は可能と考えている。

達成目標の実現により、緊急確保航路に接続する港湾において、災害時の海上輸送に活用される耐震強化岸壁や石油製品の出入荷施設に至る航路の機能を非常災害時にも確保できるようになり、大きな政策効果が発現すると言える。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》



		<p>本特例措置の適用を受けた耐震改修事例は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書並びに、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、令和元年度に1件あることを確認している。また、本特例措置の適用には至らなかったものの、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、本特例措置の適用を前提に耐震改修を実施した事例が令和2年度に1件あることを確認している。これは、護岸等を所有する民間事業者の経営状況によっては、本特例措置による特別償却を実施しない方が経営上、有利と判断される場合があるためである。しかし、本特例措置をインセンティブとして、耐震改修工事に着手し、完成させたものであるため、本特例措置の直接的効果と言える。</p> <p>将来の直接的効果については、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、本特例措置の適用を前提として、令和5年度～令和7年度で4施設の耐震改修計画があることを確認している。</p>
	⑤: 租税減を是認する理由等	<p>航路沿いの民有護岸等の耐震化を促進することで、大規模地震発生時の航路機能の確保が図られることにより、港湾の後背地への緊急物資輸送や燃油供給を安定的に確保することができる。加えて、後背地に立地する産業のサプライチェーンの確保や早期復旧が可能となることから、大規模地震による市民生活への被害を最小限に留めるのみならず、我が国経済や産業活動への被害を最小限に抑え、早期の復旧・復興に寄与するものと見込まれる。</p> <p>なお、本特例措置は特別償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、効率的に効果を発現する手段である。</p> <p>以上を踏まえると、本特例措置の効果と減収額とを比較して、十分に減収額を是認する効果があり、今後も、十分に租税減を是認する効果を持ちうると言える。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>災害時の航路機能を維持するため、広く民間事業者の所有する護岸等の耐震性確保を促進するという政策目的の達成に対して、護岸等は、一般的に収益性が低いにもかかわらず、耐震改修に多額の費用を要することから、事業者の初期投資段階における資金繰りの改善を図る必要がある。</p> <p>この点、初期投資の負担が軽減され、民間事業者による護岸等の耐震改修を促すインセンティブとなる点は減収額相当分を補助金として交付する制度と同様であるが、本特例措置は課税の繰り延べと同じ効果を有するため、補助金の交付制度よりも最終的な国の負担は少ない。</p> <p>さらに、民間事業者に対する耐震性に係る点検結果の報告徴収や立入検査、耐震改修の努力義務化に係る新たな措置による規制強化等の政策手段と併せて実施することにより、政策目的の達成が見込まれる。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>民有護岸等の耐震改修及びその前提となる耐震性調査を進めるため、国、港湾管理者及び民間事業者は以下のような措置を行っているところである。</p> <p>(1)港湾法第55条の8に基づく無利子貸付による民有護岸等の耐震改修  <b>【実施主体】:</b> 国、港湾管理者、民間事業者  <b>【対象】:</b> 耐震強化岸壁及び石油棧橋に至る航路沿いの護岸・岸壁・物揚場</p>

		<p>【貸付割合】: 国: 港湾管理者: 民間事業者 = 3: 3: 4  <b>【効果】:</b> 無利子貸付により改修の資金を供給することで、事業の成立性を高める。</p> <p>(2)港湾法第56条の2の22等に基づく技術的支援  <b>【実施主体】:</b> 国、港湾管理者  <b>【内容】:</b> 国は、従来の耐震性調査及び耐震改修工法と比較して簡易・簡便な耐震性調査手法及び耐震改修工法をガイドラインとしてとりまとめ、平成30年6月に公表した。国及び港湾管理者は、当該ガイドラインを民間事業者に周知し、技術的支援を行う。  <b>【効果】:</b> 耐震性調査や耐震改修に係る資金・技術力の負担を低減する。</p> <p>(3)港湾管理者による公共護岸等の耐震改修  <b>【実施主体】:</b> 港湾管理者(国)  <b>【内容】:</b> 港湾管理者は、民有護岸等ではない航路沿いの護岸等を管理しており、必要な部分については、公共事業にて耐震改修を実施している。  <b>【効果】:</b> 民有護岸等と合わせて、公共護岸等を耐震改修することにより、一体となって、災害時の航路機能を確保することができる。</p> <p>(他の支援措置との役割分担)          民有護岸等の耐震改修及びその前提となる耐震性調査は、事業活動に影響を及ぼし、かつ、多額の資金が必要となる一方で、護岸等は収益に直接結びつく施設ではない。          この中で、(1)及び(2)の支援制度を行ってもなお、民間事業者は自身で調達する資金が必ず発生するため、当該自己調達資金について、本特例措置により特別償却を行うことにより投下資金の早期回収を可能とし、資金繰りを改善することができる。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、大規模地震発生時の臨海部の被害が軽減されるとともに、港湾における航路機能が確保され、各地域の産業活動や市民生活への被害が最小限に留まり、地域の迅速な復旧が図られるものであることから、地方公共団体が一定の協力をすることは相当である。</p>
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成29年8月(H29 国交 05)